



接続約款変更認可申請書

西設相制第115号
平成26年1月21日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちょう

住所 大阪府大阪府中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																										
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～17(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>18 PHS接続地域事業者</td> <td>接続型PHS事業者の電気通信設備と接続して、その通信及び位置情報等の制御を行う国内固定電気通信サービスを提供する特定端末系事業者以外の電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>19～86(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>87～88(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>89 一般番号ポータビリティ</td> <td>電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限り。))の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り。))</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～17(略)	(略)	18 PHS接続地域事業者	接続型PHS事業者の電気通信設備と接続して、その通信及び位置情報等の制御を行う国内固定電気通信サービスを提供する特定端末系事業者以外の電気通信事業者	19～86(略)	(略)	87～88(略)	(略)	89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限り。))の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り。))	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～17(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>18 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19～86(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>86-2 申込者情報確認結果</td> <td>協定事業者が1の当社の契約者回線番号等ごとに指定した申込者(第99条の13(申込者情報確認結果の提供)第1項第1号又は第2号に規定する申込み等を当社に行う者をいいます。)の氏名又は名称と当社が管理する契約者(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に限ります。)の氏名又は名称が一致又は不一致した事実の確認をした結果</td> </tr> <tr> <td>87～88(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>89 一般番号ポータビリティ</td> <td>電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限り。))の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り。))</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	1～17(略)	(略)	18 削除		19～86(略)	(略)	86-2 申込者情報確認結果	協定事業者が1の当社の契約者回線番号等ごとに指定した申込者(第99条の13(申込者情報確認結果の提供)第1項第1号又は第2号に規定する申込み等を当社に行う者をいいます。)の氏名又は名称と当社が管理する契約者(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に限ります。)の氏名又は名称が一致又は不一致した事実の確認をした結果	87～88(略)	(略)	89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限り。))の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り。))
用 語	意 味																										
1～17(略)	(略)																										
18 PHS接続地域事業者	接続型PHS事業者の電気通信設備と接続して、その通信及び位置情報等の制御を行う国内固定電気通信サービスを提供する特定端末系事業者以外の電気通信事業者																										
19～86(略)	(略)																										
87～88(略)	(略)																										
89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限り。))の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り。))																										
用 語	意 味																										
1～17(略)	(略)																										
18 削除																											
19～86(略)	(略)																										
86-2 申込者情報確認結果	協定事業者が1の当社の契約者回線番号等ごとに指定した申込者(第99条の13(申込者情報確認結果の提供)第1項第1号又は第2号に規定する申込み等を当社に行う者をいいます。)の氏名又は名称と当社が管理する契約者(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に限ります。)の氏名又は名称が一致又は不一致した事実の確認をした結果																										
87～88(略)	(略)																										
89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限り。))の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り。))																										
<p>第2章 接続する設備の範囲 第3節 接続対象地域 (当社の接続対象地域) 第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄において光信号伝送装置(光信号主端末回線を収容する伝送装置であって、複数の光信号主端末回線収容装置(光信号主端末回線を収容するために光信号伝送装置に設置する装置をいいます。以下同じとします。))を設置できるものをいいます。以下同じとします。))若しくは光信号電気信号変換装置(当社の光信号主端末回線を収容する伝送装置(当社の通信用建物内に設置するものに限り。))であって、光信号と電気信号との間を変換するものをいいます。以下同じとします。))若しくは固定無線通信網と接続する場合、第5条第1項の表中第1～3欄において光信号主端末回線と接続する場合又はIP通信網と接続する場合は、当社が定める地域(インターネットを通じて閲覧できるようにします。))とします。))とします。</p>	<p>第2章 接続する設備の範囲 第3節 接続対象地域 (当社の接続対象地域) 第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄において光信号伝送装置(光信号主端末回線を収容する伝送装置であって、複数の光信号主端末回線収容装置(光信号主端末回線を収容するために光信号伝送装置に設置する装置をいいます。以下同じとします。))を設置できるものをいいます。以下同じとします。))若しくは光信号電気信号変換装置(当社の光信号主端末回線を収容する伝送装置(当社の通信用建物内に設置するものに限り。))であって、光信号と電気信号との間を変換するものをいいます。以下同じとします。))と接続する場合、第5条第1項の表中第1～3欄において光信号主端末回線と接続する場合又はIP通信網と接続する場合は、当社が定める地域(インターネットを通じて閲覧できるようにします。))とします。))とします。</p>																										

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等(当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道をいいます。以下同じとします。)、光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。)又は固定無線通信網等(固定無線宅内設備、固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網をいいます。以下同じとします。)に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1)~(10) (略)

(11) その他別表3様式第3の相互接続点調査及び設置申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書、別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書又は別表3様式15-4の相互接続用電気通信設備建設申込書に記載する必要がある事項に係る情報

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3

1~7 (略)

8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等(当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス(次の各号に係るものに限ります。)の契約者回線(その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。)の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物(インターネットを通じて閲覧できるようにします。)に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置(回線終端装置に対向するものに限ります。)及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。)又はIP電話用ルータ(専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。)を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(NTT東日本の接続約款の場合) (略)

(NTT西日本の接続約款の場合)

(1) 第1種サービス(1Mbit/s、2Mbit/s、5Mbit/s、10Mbit/s若しくは100Mbit/sの品目のものに限ります。)

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等(当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道をいいます。以下同じとします。)又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。)に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1)~(10) (略)

(11) その他別表3様式第3の相互接続点調査及び設置申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書又は別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書に記載する必要がある事項に係る情報

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3

1~7 (略)

8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等(当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス(次の各号に係るものに限ります。)の契約者回線(その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。)の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物(インターネットを通じて閲覧できるようにします。)に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置(回線終端装置に対向するものに限ります。)及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。)又はIP電話用ルータ(専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。)を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(NTT東日本の接続約款の場合) (略)

(NTT西日本の接続約款の場合)

(1) 削除

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条

1 (略)

- (1) 端末回線の線端で接続する場合であって接続申込者が活用型PHS事業者のとき
接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社のPHS接続装置又はPHS網制御局
- (2)～(8) (略)
- (9) 固定無線通信網終端装置で接続する場合
接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の電気通信設備(固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網に係るものに限ります。)

2 (略)

- (1) 前項第1号に規定するPHS接続装置
 - ア 翌年度上半期分のPHS接続装置の設置又は改修については、当年度4月における当社の第1営業日。
 - イ 翌年度下半期分のPHS接続装置の設置又は改修については、当年度10月における当社の第1営業日。
- (2) 前項第1号に規定するPHS網制御局
 - ア 翌々年度上半期分のPHS網制御局の設置又は改修については、当年度3月における当社の第1営業日。
 - イ 翌年度下半期分のPHS網制御局の設置又は改修については、当年度9月における当社の第1営業日。
- (3)～(4) (略)
- (5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLAN型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置、前項第8号に規定する分波光変換装置又は前項第9号に規定する電気通信設備
随時。

(申込みに必要な資料の提出)

第24条

1 (略)

- (1) (2)(3)(4)(5) (6) 以外の場合
(略)
- (2) 活用型PHS事業者の場合
事業展開地域、サービスの開始を希望する時期、PHS接続装置が設置された当社の通信用建物ごとの基地局回線の回線数及び回線開通を希望する時期、当社の交換機を設置する通信用建物ごとの呼量、PHS網制御局ごとの契約登録件数及びPHS番号の使用を希望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第15の設備建設申込書
- (3)～(5) (略)
- (6) 固定無線通信網終端装置と接続する事業者の場合
接続要望エリア及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)様式第15-4の設備建設申込書

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条

1 (略)

- (1) 削除
- (2)～(8) (略)

2 (略)

- (1)～(2) 削除

(3)～(4) (略)

- (5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLAN型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置又は前項第8号に規定する分波光変換装置
随時。

(申込みに必要な資料の提出)

第24条

1 (略)

- (1) (2)(3)(4)(5) 以外の場合
(略)
- (2) 削除

(3)～(5) (略)

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条

1 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網の設置の申込みがあった場合において、接続申込者が指定した接続要望エリアに係る固定無線アクセス方式によるデータ通信の非現用チャンネルがないとき又は非現用チャンネルについて申込みに係る利用と両立しない利用予定が既にあるとき

(個別建設契約の締結)

第26条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備(第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項第6号に規定するIP通信網収容装置、第7号に規定する伝送装置又は第9号に規定する電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、相互接続点ごとの接続対象地域、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

第9節 その他の工事等の請求

(その他の工事の請求)

第37条

1 (略)

2 当社は、活用型PHS事業者から基地局回線の申込みがあった場合には、PHS接続装置が設置された当社の通信用建物ごとに予め申し込まれた基地局回線の回線数を超えるときを除き、その申込みを承諾します。

第4章 標準的接続期間

(標準的接続期間)

第38条

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) (略)

ア～イ (略)

ウ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項第6号に規定するIP通信網収容装置又は第9号に規定する電気通信設備

接続用設備の設置又は改修の申込みの到達した日から7ヶ月以内

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条

1 (略)

(1)～(4) (略)

(個別建設契約の締結)

第26条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備(第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項第6号に規定するIP通信網収容装置又は第7号に規定する伝送装置を除きます。以下この条において同じとします。)の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、相互接続点ごとの接続対象地域、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

第9節 その他の工事等の請求

(その他の工事の請求)

第37条

1 (略)

第4章 標準的接続期間

(標準的接続期間)

第38条

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) (略)

ア～イ (略)

ウ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項第6号に規定するIP通信網収容装置
接続用設備の設置又は改修の申込みの到達した日から7ヶ月以内

第6章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第47条

1 (略)

(1) ~ (9) (略)

第3節 譲渡等の承認等

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第53条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権を活用型PHS事業者に譲渡する場合又は端末系事業者がその通信に係る債権を接続型PHS事業者に譲渡する場合に準用します。

第8章 重要通信の取扱方法

第1節 重要通信を確保するための措置

(優先的に扱う通信の識別)

第57条 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、又は国際系事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた端末回線、当社が設置する公衆電話又は当社が指定する端末回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号（技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。）を当該協定事業者に送信します。

2 (略)

3 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、活用型PHS事業者、PHS接続地域事業者又は国際系事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととし、当社がその通信を中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者又は国際系事業者に中継するときは、その通信に伴ってその信号を送信します。

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(緊急通報用電話に接続する場合の取扱い)

第58条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

(1) 活用型PHS事業者

第6章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第47条

1 (略)

(1) ~ (9) (略)

(10) 第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第10項の規定に基づき協定事業者名等を通知する場合

第3節 譲渡等の承認等

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第53条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合又は端末系事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合に準用します。

第8章 重要通信の取扱方法

第1節 重要通信を確保するための措置

(優先的に扱う通信の識別)

第57条 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた端末回線、当社が設置する公衆電話又は当社が指定する端末回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号（技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。）を当該協定事業者に送信します。

2 (略)

3 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととし、当社がその通信を中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者に中継するときは、その通信に伴ってその信号を送信します。

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(緊急通報用電話に接続する場合の取扱い)

第58条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

(1) 削除

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止
(接続の中止)

第61条

1～5 (略)

6 当社は、端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄の提供を行っている場合において、固定無線宅内設備若しくは固定無線基地局の移設又は障害物等によって端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄が利用できなくなったときは、その利用できなくなった端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄に係る固定無線宅内設備ごとに接続の中止を行うことがあります。

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄(端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄ア欄を含みます。))又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。))若しくはエ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。))又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。))を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。))、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの規定に準ずるものとします。

3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じた場合(固定無線アクセス方式に起因する事象により端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄が全く利用できない状態となる場合を除きます。))は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。))について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るも

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止
(接続の中止)

第61条

1～5 (略)

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。))

2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。))、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。))又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。))を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。))、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの規定に準ずるものとします。

3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。))について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。))、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る

のに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

(従量制の網使用料の支払義務)

第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料(網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要する電気通信事業者は、第54条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表2第4表(従量制網使用料支払事業者)に規定するところによります。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、優先接続機能、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能、リルーティング通信機能、課金秒数送出機能、リダイレクション網使用機能及びPHS制御信号機能については、この限りではありません。

(手続費の支払義務)

第68条

1(略)

(1)~(10)(略)

(11) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする当社の通信用建物等、光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)又は固定無線通信網等に関する情報の提供を受けたとき。

(12)~(22)(略)

(23) その協定事業者が端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄に係る固定無線宅内設備の設置の申込みの承諾を受けたとき。

(24)~(29)(略)

(30) 当社が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査又は光信号端末回線の接続に係る工事(以下、「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下、「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(31)~(32)(略)

(33) 当社が、第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)に規定するテープ分散可否に係る調査を行ったとき

規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

(従量制の網使用料の支払義務)

第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料(網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要する電気通信事業者は、第54条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表2第4表(従量制網使用料支払事業者)に規定するところによります。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、優先接続機能、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能、リルーティング通信機能及びリダイレクション網使用機能については、この限りではありません。

(手続費の支払義務)

第68条

1(略)

(1)~(10)(略)

(11) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする当社の通信用建物等又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)に関する情報の提供を受けたとき。

(12)~(22)(略)

(23) 削除

(24)~(29)(略)

(30) 当社が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄ウ欄若しくはエ欄又は第8欄)に限ります。以下、本号において同じとします。)に係る回線の提供可否を甲が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事(以下、「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下、「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(31)~(32)(略)

(33) 当社が、第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)に規定するテープ分散可否に係る調査を行ったとき。

(34) その協定事業者が、第99条の13(申込者情報確認結果の提供)に規定する申込者情報確認結果の即時の通知(以下「即時通知」といいます。))を受けたとき(申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備の利用を開始した期日を含む月から、当該設備の利用中止を行った期日を含む月までの期間(第99条の13第5項、第6項又は第7項の規定により、当社が申込者情報確認結果の即時通

第4節 料金の計算及び支払い
(通信時間の測定)

第71条

1～2 (略)

3 (略)

(1)～(4) (略)

第4節 料金の計算及び支払い

(工事費及び手数料等の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手数料)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手数料、番号情報データベース登録手数料、みなし契約者に関する宛名情報提供手数料、優先接続受付手数料、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手数料、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手数料又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第8節 債権譲受

(債権譲受)

第80条 当社は、第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第5号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

第12章 損害賠償

(免責)

第88条

1～4 (略)

5 当社は、端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄の提供を行っている場合において、固定無線アクセス方式に起因する事象によりその機能が全く利用できない状態となったこと又は第61条(接続の中止)第6項の規定によりその機能に係る接続の中止を行ったことにより損害が生じたときであっても、協定事業者に対する責任を負わないものとします。

知を停止、制限又は一時中断した期間を含みます。)、手数料の支払いを要するものとします。)。

第4節 料金の計算及び支払い
(通信時間の測定)

第71条

1～2 (略)

3 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社が利用者料金の支払いを要しない措置を行った公衆電話(当社が設置したものうち、当社が指定したものに限りです。)から、当該措置の開始から終了までの期間に発信された通信(この場合において、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、利用者が利用者料金の支払いを要せずに利用できるよう特別に設置した電話から発信された通信は含みません。)

第4節 料金の計算及び支払い

(工事費及び手数料等の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手数料)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手数料、番号情報データベース登録手数料、みなし契約者に関する宛名情報提供手数料、優先接続受付手数料、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手数料、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手数料、申込者情報確認結果即時通知手数料又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第8節 債権譲受

(債権譲受)

第80条 当社は、第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第5号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

第12章 損害賠償

(免責)

第88条

1～4 (略)

第13章 利用者への責任に関する事項

(ローミング等に係る特例)

第91条 第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権を活用型PHS事業者に譲渡する場合に準用します。

(利用者料金の課金)

第92条 第90条(利用者料金の請求)に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第5号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、活用型PHS事業者との間の通信の場合には、当社が課金を行うことがあります。国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第16章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第98条 当社は、協定事業者(電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。))。以下第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項において同じとします。)をお客様情報照会書により回答します。

(1) (略)

(2) お客様情報照会書により指定された他社サービス契約者の氏名及び契約者回線番号等が、それにより指定された年月日において、対象契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。

第13章 利用者への責任に関する事項

(ローミング等に係る特例)

第91条 第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合に準用します。

(利用者料金の課金)

第92条 第90条(利用者料金の請求)に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第5号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第16章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第98条 当社は、協定事業者(電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。))。以下第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項において同じとします。)をお客様情報照会書により回答します。

(1) (略)

(2) お客様情報照会書により指定された他社サービス契約者の氏名又は名称及び契約者回線番号等が、それにより指定された年月日において、対象契約者の氏名又は名称及び契約者回線番号等と一致すること。

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) ア (略)

イ 契約者氏名

ウ 申込者連絡先電話番号、氏名及び住所

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限り、以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) ア (略)

イ 契約者氏名又は名称

ウ 申込者連絡先電話番号、氏名又は名称及び住所

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限り、以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。

(申込者情報確認結果の即時通知)

第99条の13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者（以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。）に係る申込者情報確認結果を、協定事業者に即時通知します。

(1) 協定事業者が、DSL等接続専用サービス（専用サービス契約約款に規定するDSL等接続専用サービスのうち電話重畳するものに限り、以下この条において同じとします。）の契約の申込み等（他社接続回線接続変更の請求及び専用契約の解除の通知を含みます。）をその申込者の代理人として当社に行う（以下「代行申込み」といいます。）場合

ア DSL等接続専用サービスと電話重畳する又は電話重畳している電話サービスの契約者

イ 総合デジタルサービスの契約者（その契約の解除を行うと同時にDSL等接続専用サービスと電話重畳する電話サービスに係る契約の申込みを行う者に限り、以下この条において同じとします。）

(2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等（ダイヤルイン追加番号を含みます。）の利用休止等（契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種類がタイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限り、以下この条において同じとします。）の代行申込み及び一般番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合

利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者（ダイヤルイン追加番号に係るもの）にあって

- は、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者とします。)
- 2 当社は、協定事業者から、申込者情報確認結果の即時通知を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その即時通知を行います。
- (1) 協定事業者が、1の当社の契約者回線番号等の指定と併せて、前項第1号に定める契約の申込み等又は前項第2号に定める利用休止等の申込みを行う者の氏名又は名称、その申込み等が行われた年月日、当該契約者回線番号等に係る総合デジタル通信サービスの利用の有無及び契約者回線の設置場所を当社に通知すること。
- (2) 協定事業者が、即時通知された申込者情報確認結果の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守すること。
- ア 申込者情報確認結果を、代行申込みを円滑に行うこと及び申込者情報確認結果が不一致であった場合において、前項各号に規定する申込み等を当社に行う者がその申込み等を補正することに限り利用することとし、営業活動等に利用しないこと。
- イ 申込者情報確認対象契約者の権利利益を不当に害しないこと。
- ウ 当社が、申込者情報確認結果を協定事業者に即時通知することについて、その協定事業者が申込者情報確認対象契約者の同意を書面等（その内容についてあらかじめ当社の承認を得ることを要するものとする。）により得ていること。
- エ その他、個人情報保護ガイドライン等を遵守すること。
- (3) その他、申込者情報確認結果の即時通知にあたって、当社の業務遂行上支障がないこと。
- 3 当社は、申込者情報確認結果の即時通知にあたって必要であると判断したときは、その申込者情報確認対象契約者の同意を得たことを証する書面を提出するよう協定事業者に求めることがあります。この場合において、その協定事業者は、その書面を当社に提出することを要するものとする。
- 4 協定事業者が第2項第2号に掲げる事項を遵守しないおそれがある場合において、当社が必要であると判断したときは、当社はその協定事業者に第2項第2号に掲げる事項の遵守状況に係る調査報告を求めることができるものとし、その協定事業者は当社に調査結果を速やかに報告することを要します。
- 5 第3項の場合において協定事業者から申込者情報確認対象契約者の同意を得たことを証する書面が提出されるまでの間、又は前項の場合において協定事業者が第2項第2号に掲げる事項を遵守しないおそれが明らかになるまでの間、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を停止する理由、停止する日及び期間を協定事業者に通知した上で、申込者情報確認結果の即時通知を停止することがあります。この場合において、当社は、当社の責めに帰すべき事由があるときを除き、申込者情報確認結果を即時通知しないことによって協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。
- 6 前項の規定にかかわらず、申込者情報確認件数が当社が別に定める基準に達した場合又は申込者情報確認結果が不一致である件数が当社が別に定める基準に達した場合は、当社は、協定事業者に通知をせずに、当社が別に定める間、申込者情報確認結果の即時通知をそれぞれ停止又は制限するものとする。この場合において、当社は、申込者情報確認結果を即時通知しないことによって協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。
- 7 当社は、保守上やむを得ない理由等がある場合には、申込者情報確認結果の即時通知を一時中断すること（天災、事変その他非常事態等の緊急やむを得ない場合を除き、当社は協定事業者に通知するものとする。）があります。この場合において、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を一時中断することによって協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。
- 8 協定事業者に対する申込者情報確認結果の即時通知に関して、申込者情報確認対象契約者から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は申込者情報確認対象契約者に対して責任を負わないものとし、協定事業者がその責任を負うものとする。
- 9 協定事業者が申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備の利用を中止する場合は、協定事業

者は、その中止を希望する日を含む暦月の初日の3ヶ月前までに、別表3（様式）様式第30の書面により中止の申込みを当社に行うことを要します。この場合において、協定事業者は、当社が別に定める実費（当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項に規定します。）の支払いを要するものとします。

10 前項の場合において、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備を複数の協定事業者が現に利用している場合で、全部又は一部の協定事業者から当該設備の利用中止の申込みがあったときは、当該設備を利用している協定事業者に当該設備の利用中止の申込みを行った協定事業者名等を速やかに通知します。

11 申込者情報確認結果の提供に係る具体的な事務処理については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項に規定します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第10欄に規定する機能に係る料金額は、平成25年度に適用します。
(4)～(5) (略)	(略)
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-7、2-8、2-9又は2-11第5欄、第10欄若しくは第11欄に規定する機能(以下「特定機能」といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	(略) ア～カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときは、1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号端末回線は1を限度とします。 ク～セ (略) ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄工欄に規定する機能については、2-1-1-2第3欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の固定無線基地局伝送路収容装置に収容できる固定無線基地局伝送路の数は3を、1の固定無線基地局に収容できる固定無線宅内設備の数は80を限度とします。
(8)-2～(8)-9 (略)	(略)
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄、第2欄及び第10欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(9)～(12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-1の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成25年度に適用します。
(4)～(5) (略)	(略)
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-7、2-8、2-9又は2-11第11欄に規定する機能(以下「特定機能」といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	(略) ア～カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときは、1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号端末回線は1を限度とします。 ク～セ (略) ソ 削除
(8)-2～(8)-9 (略)	(略)
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄及び第2欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(9)～(12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-1の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)

	<p>2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数に8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。</p>
(14) 共通線信号網利用機能（ア欄）に係る料金の適用	<p>共通線信号網利用機能（ア欄）に係る料金については、当社は2（料金額）2-7に掲げる1信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 当社と接続する活用品PHS事業者が、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等に当社又は特定端末系事業者の共通線信号網を利用する場合は、活用品PHS事業者が支払を要するものとし、1信号ごとの料金額に信号数を乗じて算出します。</p> <p>イ 活用品PHS事業者が特定端末系事業者と接続して当社の共通線信号網を利用する場合は、当社の装置と特定端末系事業者の装置間での信号数に2分の1を乗じて得た額と当社の装置間での信号数に相当する額の合計した額について、特定端末系事業者が支払を要するものとし、</p>
(15) 共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金の適用	<p>ア 国際系事業者、活用品PHS事業者又は中継事業者（特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。）の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、国際系事業者、活用品PHS事業者又は中継事業者がその支払を要するものとし、当社は2（料金額）2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報（当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。）を国際系事業者、活用品PHS事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者、活用品PHS事業者若しくは中継事業者から受信した時点を1制御信号として当社の機器により測定し算出します。</p>
(16)～(19) (略)	(略)
(20) 課金秒数送出機能に係る料金の適用	<p>課金秒数送出機能に係る料金については、PHS接続地域事業者がその支払を要するものとし、</p> <p>ただし、特定端末系事業者とPHS接続地域事業者が接続し、当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者が1通信に相当する額に2分の1を乗じて得た額の支払を要するものとし、</p>
(21) (略)	(略)
(22) PHS制御信号機能に係る料金の適用	<p>PHS制御信号機能に係る料金については、活用品PHS事業者がその支払を要するものとし、</p> <p>ただし、特定端末系事業者の信号用中継交換機を介して当社の共通線信号網を利用し、PHS用NSPに転送先の契約者番号等の登録を行う場合は、当社の共通線信号網について特定端末系事業者が活用品PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに相当する額に2分の1を乗じて得た額の支払を要するものとし、</p>

(14) 削除	
(15) 共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金の適用	<p>ア 国際系事業者又は中継事業者（特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。）の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、国際系事業者又は中継事業者がその支払を要するものとし、当社は2（料金額）2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報（当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。）を国際系事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者若しくは中継事業者から受信した時点を1制御信号として当社の機器により測定し算出します。</p>
(16)～(19) (略)	(略)
(20) 削除	
(21) (略)	(略)
(22) 削除	

<p>(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用</p>	<p>PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄、第3欄イ欄又は2-13第1欄から第4欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
---	--

<p>(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用</p>	<p>PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
--	---

- 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	月額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(固定無線通信網終端装置を含む)及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	ウ 光信号伝送装置により、100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,363円	2-1の4に係る料金は含みません。
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,363円		
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,404円		
				(イ) 1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,720円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,720円		
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,772円		
		エ 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	41,667円	—		
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに		41,667円					

- 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	月額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,289円	2-1の4に係る料金は含みません。
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,289円	
				(ウ) (7) (イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,328円	

(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,271円		
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,271円		
			(7) (4) 以外のもの	1回線ごとに	1,309円		
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,618円		
		ウ~エ (略)		(略)	(略)		
(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	68円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	68円	
			(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,332円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,332円
					C A B 以外のもの	1回線ごとに	1,372円
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	35円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	35円	

(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,273円		
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,273円		
			(7) (4) 以外のもの	1回線ごとに	1,311円		
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,622円		
		ウ~エ (略)		(略)	(略)		
(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	81円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	81円	
			(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,310円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,310円
					C A B 以外のもの	1回線ごとに	1,349円
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	34円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	34円	

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの (収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	370円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	370円	
		(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,634円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,634円
				C A B以外のもの	1回線ごとに	1,674円
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	337円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	337円
		(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	918円
				イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	918円
ウ アイ以外のもの	1回線ごとに			946円		

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの (収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	331円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	331円	
		(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,560円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,560円
				C A B以外のもの	1回線ごとに	1,599円
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	284円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	284円
		(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	821円
				イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	821円
ウ アイ以外のもの	1回線ごとに			846円		

(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能です。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	220円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	220円	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考	月額	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	241円	—	—	
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)		
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)	(略)	(略)	—	—	
	イ 固定無線宅内設備の追加に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線宅内設備ごとに			637円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線宅内設備ごとに			637円
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	270円	—	—	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.764円			

2-1-1-2の2 (略)

(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能です。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	234円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	234円	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考	月額
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	254円	—	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 削除	—	—	—	—	—
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	281円	—	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.775円		

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

区 分		料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 172 円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの (略)	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの 185 円	

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りません。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 927 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23 B + Dチャンネルごとに 73,497 円	—

2-1-2 加算額

区 分		料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 174 円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの (略)	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの 186 円	

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りません。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 1,063 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23 B + Dチャンネルごとに 84,333 円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

		1回線ごとに月額					
区 分		料金額	備 考				
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sタイプ	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの(以下「集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,130円	_____	
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,130円		
				(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1,163円		
			イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの(以下「非集線型利用」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1のもの	126円		_____
				(イ) 保守の区別がタイプ2のもの	126円		
				(ウ) (ア)(イ)以外のもの	130円		
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	315円	_____		
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	315円			
			ウ アイ以外のもの	325円			

2-1の3 光信号電気信号変換機能

		1回線ごとに月額			
区 分		料金額	備 考		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	76円	_____
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	76円	
			ウ アイ以外のもの	78円	
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	761円	_____
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	761円	
			ウ アイ以外のもの	784円	

2-1の4 光信号多重分離機能

				月額	
区分		料金額	備考		
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	229円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	229円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	236円	
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの又は光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	504円	_____	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	504円		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	520円		

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0556円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0324円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,250,000円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00001544円	_____

2-1の4 光信号多重分離機能

				月額	
区分		料金額	備考		
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	203円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	203円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	209円	
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	559円	_____	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	559円		
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	576円		

2-2 端末系交換機能

区分		単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0586円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0376円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,500,000円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00001801円	_____

算機能	が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00001741円	
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002131円	
		オ リルルーティン グ通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002455円	
		カ PHS制御信号機能を利用する場合	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能1契約者ごとに月額	0.00001776円	

算機能	が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00002026円	
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002449円	
		オ リルルーティン グ通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002828円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限り、)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	20,815円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限り、)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	22,520円	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	270円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.764円	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	281円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.775円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額		備考
区分		料金額	料金額	
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	5,218円	4,636円
	一般専用に係るもの	専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	5,218円	4,636円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,782円	5,116円
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	31,228円 4,942円 5,035円 5,218円	30,646円 4,392円 4,474円 4,636円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	34,312円	33,148円
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	37,312円	35,562円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	40,367円	38,035円
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	46,476円	42,980円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	52,591円	47,927円
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	64,816円	57,819円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	83,148円	72,656円
	ウATM専用に係るもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	101,488円	87,495円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	156,494円	132,008円
	ウATM専用に係るもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	214,560円	178,995円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	269,565円	223,508円
	ウATM専用に係るもの	エコノミークラスのものが可能なもの	94,228円 96,104円 99,862円	56,387円 57,508円 59,750円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50,891円	46,829円
	ウATM専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	44,253円 45,130円 46,889円	42,337円 43,177円 44,858円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	48,869円 49,841円 51,781円	45,037円 45,931円 47,719円
	ウATM専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	48,869円 49,841円 51,781円	45,037円 45,931円 47,719円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	73,449円 57,037円 58,171円	59,231円 49,852円 50,843円
	ウATM専用に係るもの	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	60,442円 56,093円 57,208円 59,438円	52,824円 49,387円 50,368円 52,331円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	88,110円	67,292円
	ウATM専用に係るもの	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	65,205円 66,504円 69,096円	54,667円 55,754円 57,927円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	64,261円 65,541円 68,096円	54,202円 55,279円 57,434円
	ウATM専用に係るもの	エコノミークラスのものが可能なもの	101,646円 72,309円 73,747円 76,629円 71,365円 72,785円	74,734円 58,897円 60,068円 62,411円 58,432円 59,594円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	エコノミークラスのものが可能なもの	75,625円	61,918円

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額		備考
区分		料金額	料金額	
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	6,850円	6,027円
	一般専用に係るもの	専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	6,850円	6,027円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	7,054円	6,516円
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	63,978円 6,478円 6,603円 6,850円	63,155円 5,700円 5,810円 6,027円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	71,169円	69,518円
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	78,244円	75,770円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	85,393円	82,096円
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	99,696円	94,749円
通信路設定伝送機能	アイ高速デジタル伝送に係るもの	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	113,998円	107,400円
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	142,599円	132,704円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	185,504円	170,662円
	ウATM専用に係るもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	228,412円	208,618円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	357,124円	322,488円
	ウATM専用に係るもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	492,989円	442,683円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	621,700円	556,552円
	ウATM専用に係るもの	エコノミークラスのものが可能なもの	137,814円 140,567円 148,067円	94,838円 96,730円 100,514円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	68,531円	61,920円
	ウATM専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	57,754円 58,902円 61,205円	55,578円 56,684円 58,897円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	57,754円 58,902円 61,205円	55,578円 56,684円 58,897円
	ウATM専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	76,797円 63,664円 64,930円 67,466円	68,146円 59,312円 60,493円 62,855円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	63,664円 64,930円 67,466円	59,312円 60,493円 62,855円
	ウATM専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	95,854円 74,101円 75,579円	79,708円 65,941円 67,255円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	78,534円 72,844円 74,297円 77,202円	69,883円 65,228円 66,528円 69,127円
	ウATM専用に係るもの	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	114,909円 84,538円 86,222円	81,269円 72,570円 74,016円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	83,281円 84,939円 88,264円	71,857円 73,288円 76,153円
	ウATM専用に係るもの	エコノミークラスのものが可能なもの	132,505円 93,592円 95,460円 99,193円 91,078円 92,897円	101,941円 78,360円 79,922円 83,047円 78,934円 78,468円
通信路設定伝送機能	ウATM専用に係るもの	エコノミークラスのものが可能なもの	96,529円	81,535円

5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	112,922円	80,935円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	79,173円	62,887円	
		保守の区別が上記以外のもの	80,751円	64,138円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	83,903円	66,641円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	77,285円	61,957円	
		保守の区別が上記以外のもの	78,827円	63,190円	
	(7)	6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	81,904円	65,655円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	129,330円	87,756円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	87,101円	67,462円
			保守の区別が上記以外のもの	88,835円	68,805円
(4)	6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sのこと	クラスが下記以外のもの	92,308円	71,490円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,969円	2,224円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,474円	1,474円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,528円	1,504円	
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,625円	1,563円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	4,718円	2,593円	
		保守の区別が上記以外のもの	3,743円	2,098円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,817円	2,140円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,969円	2,224円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,474円	1,474円	
	(7)	50.0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,528円	1,504円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,625円	1,563円
			保守の区別が上記以外のもの	332,851円	201,854円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	251,725円	159,757円
(4)	50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sのこと	保守の区別がタイプ1-2のもの	256,752円	162,946円	
		保守の区別が上記以外のもの	266,809円	169,323円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	192,253円	130,462円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	196,090円	133,065円	
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	203,769円	138,270円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	958円	526円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,122円	605円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,144円	617円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,193円	641円	
		保守の区別が上記以外のもの	503円	299円	
	(7)	134.7Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	513円	305円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	533円	317円
			保守の区別が上記以外のもの	414,054円	246,501円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	347,213円	211,177円
(4)	134.7Mbit/sを超える1.0Mbit/sのこと	保守の区別がタイプ1-2のもの	354,152円	215,394円	
		保守の区別が上記以外のもの	368,025円	223,828円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	234,877円	155,842円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	239,568円	158,953円	
(4)	134.7Mbit/sを超える1.0Mbit/sのこと	保守の区別が上記以外のもの	248,952円	165,173円	

2-6-1-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		備考
通信用途	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線に伝送を行う機能	料金額	料金額	
通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	40円	634円	-
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	710円	-
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	40円	588円	-
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	40円	610円	-
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	80円	1,268円	-
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	80円	1,196円	-
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	80円	1,220円	-
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	80円	1,268円	-
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	80円	1,268円	-
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	11,410円	-
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,020円	15,213円	-
	エコノミークラスのもの	960円	14,352円	-
	保守の区別がタイプ1-2のもの	980円	14,639円	-
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,020円	15,213円	-
	保守の区別が上記以外のもの	1,780円	26,623円	-
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,590円	38,667円	-
	保守の区別が上記以外のもの	3,350円	50,077円	-
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,160円	36,735円	-
	保守の区別がタイプ1-2のもの	3,220円	37,470円	-
	保守の区別が上記以外のもの	3,350円	38,939円	-

5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	145,696円	109,945円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	102,268円	83,772円	
		保守の区別が上記以外のもの	104,308円	85,442円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	108,389円	88,784円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	98,497円	81,633円	
		保守の区別が上記以外のもの	100,462円	83,280円	
	(7)	6.0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	104,394円	86,516円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	161,822円	119,728円
			保守の区別が上記以外のもの	112,453円	90,149円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	114,695円	91,947円
(4)	6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sのこと	保守の区別が上記以外のもの	119,183円	95,543円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	107,425円	87,297円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	109,567円	89,038円	
		保守の区別が上記以外のもの	113,857円	92,520円	
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,799円	3,517円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	4,641円	2,848円	
		保守の区別が上記以外のもの	4,733円	2,905円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,917円	3,019円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,984円	1,908円	
		保守の区別が上記以外のもの	3,043円	1,946円	
	(7)	50.0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,161円	2,022円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	416,901円	274,473円
			保守の区別が上記以外のもの	316,642円	215,458円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	322,968円	219,761円
(4)	50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sのこと	保守の区別が上記以外のもの	335,623円	228,370円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	238,708円	171,252円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	243,474円	174,671円	
		保守の区別が上記以外のもの	253,014円	181,512円	
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,119円	680円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,339円	801円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,365円	817円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,418円	849円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	568円	364円	
		保守の区別が上記以外のもの	580円	372円	
	(7)	134.7Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	603円	387円
			保守の区別が上記以外のもの	512,191円	332,280円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	430,420円	283,540円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	439,022円	289,205円
(4)	134.7Mbit/sを超える1.0Mbit/sのこと	保守の区別が上記以外のもの	456,233円	300,538円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	287,122円	202,258円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	292,857円	206,298円	
		保守の区別が上記以外のもの	304,334円	214,379円	

2-6-1-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		備考
通信用途	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線に伝送を行う機能	料金額	料金額	
通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	60円	961円	-
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	877円	-
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	60円	961円	-
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	60円	907円	-
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	60円	925円	-
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	60円	961円	-
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,923円	-
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	120円	1,814円	-
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	120円	1,850円	-
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,923円	-
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	190円	2,884円	-
	エコノミークラスのもの	250円	3,846円	-
	保守の区別がタイプ1-2のもの	380円	5,789円	-
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	510円	7,691円	-
	保守の区別が上記以外のもの	760円	11,537円	-
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,140円	17,306円	-
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,530円	23,074円	-
	保守の区別が上記以外のもの	1,470円	22,203円	-
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,530円	23,074円	-
	保守の区別が上記以外のもの	2,670円	40,380円	-
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,880円	58,647円	-
	保守の区別がタイプ1-2のもの	5,020円	75,952円	-
	保守の区別が上記以外のもの	2,370円	36,327円	-
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,420円	37,454円	-
	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,510円	38,907円	-

ウ A T M専 用に係る もの	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	340円	3,943円
		セカンドクラスの もの	160円	1,860円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	160円	1,897円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	170円	1,972円
		保守の区別が上記以外のもの	160円	1,860円
		エコノミークラ スのもの	160円	1,897円
	1.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	640円	7,394円
		セカンドクラスの もの	320円	3,720円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	330円	3,794円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	340円	3,943円
		保守の区別が上記以外のもの	320円	3,720円
		エコノミークラ スのもの	330円	3,794円
	2.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,190円	13,801円
		セカンドクラスの もの	600円	6,975円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	610円	7,115円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	640円	7,394円
		保守の区別が上記以外のもの	560円	6,510円
		エコノミークラ スのもの	570円	6,640円
	3.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,740円	20,209円
セカンドクラスの もの		880円	10,230円	
保守の区別がタイプ1-1のもの		900円	10,435円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		930円	10,844円	
保守の区別が上記以外のもの		840円	9,765円	
エコノミークラ スのもの		860円	9,960円	
4.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,250円	26,124円	
	セカンドクラスの もの	1,120円	13,020円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,140円	13,280円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,190円	13,801円	
	保守の区別が上記以外のもの	1,080円	12,555円	
	エコノミークラ スのもの	1,100円	12,806円	
5.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,670円	31,053円	
	セカンドクラスの もの	1,360円	15,810円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,390円	16,126円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,440円	16,759円	
	保守の区別が上記以外のもの	1,280円	14,880円	
	エコノミークラ スのもの	1,310円	15,178円	
6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまで の符号伝送が可能な もの	(7)	クラスが下記以外のもの	3,140円	36,475円
		セカンドクラ スのもの	1,640円	19,065円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,670円	19,446円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,740円	20,209円
		保守の区別が上記以外のもの	1,480円	17,205円
		エコノミークラ スのもの	1,510円	17,549円
	(4)	クラスが下記以外のもの	1,570円	18,237円
		セカンドクラ スのもの	180円	2,061円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	140円	1,596円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	140円	1,628円
		保守の区別が上記以外のもの	150円	1,692円
		エコノミークラ スのもの	80円	972円
50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまで の符号伝送が可能な もの	(7)	クラスが下記以外のもの	10,940円	127,168円
		セカンドクラ スのもの	7,680円	89,280円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	7,830円	91,066円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	8,140円	94,637円
		保守の区別が上記以外のもの	5,160円	59,985円
		エコノミークラ スのもの	5,260円	61,185円
	(4)	クラスが下記以外のもの	5,470円	63,584円
		セカンドクラ スのもの	40円	418円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	40円	503円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	40円	513円
		保守の区別が上記以外のもの	50円	533円
		エコノミークラ スのもの	20円	197円
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	13,990円	162,657円	
	セカンドクラ スのもの	11,360円	132,060円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,590円	134,701円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	12,040円	139,984円	
	保守の区別が上記以外のもの	6,600円	76,725円	
	エコノミークラ スのもの	6,730円	78,260円	

ウ A T M専 用に係る もの	0.5Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	250円	6,046円
		セカンドクラスの もの	120円	2,852円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	120円	2,909円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	130円	3,023円
		保守の区別が上記以外のもの	120円	2,852円
		エコノミークラ スのもの	120円	2,909円
	1.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	480円	11,337円
		セカンドクラスの もの	240円	5,704円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	240円	5,818円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	250円	6,046円
		保守の区別が上記以外のもの	240円	5,704円
		エコノミークラ スのもの	240円	5,818円
	2.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	890円	21,162円
		セカンドクラスの もの	450円	10,695円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	460円	10,909円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	480円	11,337円
		保守の区別が上記以外のもの	420円	9,982円
		エコノミークラ スのもの	430円	10,182円
	3.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,300円	30,987円
セカンドクラスの もの		660円	15,686円	
保守の区別がタイプ1-1のもの		670円	16,000円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		700円	16,627円	
保守の区別が上記以外のもの		630円	14,973円	
エコノミークラ スのもの		640円	15,272円	
4.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,690円	38,971円	
	セカンドクラスの もの	840円	40,056円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	860円	20,363円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	890円	21,162円	
	保守の区別が上記以外のもの	780円	18,538円	
	エコノミークラ スのもの	800円	18,909円	
5.0Mbit/sの符号伝 送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,080円	48,858円	
	セカンドクラスの もの	1,020円	24,242円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,040円	24,727円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,080円	25,697円	
	保守の区別が上記以外のもの	930円	22,103円	
	エコノミークラ スのもの	950円	22,545円	
6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまで の符号伝送が可能な もの	(7)	クラスが下記以外のもの	2,320円	27,429円
		セカンドクラ スのもの	1,230円	14,944円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,250円	15,259円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,300円	15,892円
		保守の区別が上記以外のもの	1,110円	12,638円
		エコノミークラ スのもの	1,130円	13,080円
	(4)	クラスが下記以外のもの	1,180円	12,964円
		セカンドクラ スのもの	130円	2,989円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	100円	2,350円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	100円	2,397円
		保守の区別が上記以外のもの	100円	2,491円
		エコノミークラ スのもの	60円	1,410円
50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまで の符号伝送が可能な もの	(7)	クラスが下記以外のもの	7,850円	93,717円
		セカンドクラ スのもの	5,580円	66,618円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	5,690円	68,270円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	5,910円	71,155円
		保守の区別が上記以外のもの	3,720円	44,412円
		エコノミークラ スのもの	3,790円	45,180円
	(4)	クラスが下記以外のもの	3,940円	46,858円
		セカンドクラ スのもの	20円	578円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	30円	705円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	30円	719円
		保守の区別が上記以外のもの	30円	747円
		エコノミークラ スのもの	10円	268円
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	9,920円	117,902円	
	セカンドクラ スのもの	8,100円	95,510円	
	保守の区別がタイプ1-1のもの	8,260円	97,660円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの	8,590円	101,228円	
	保守の区別が上記以外のもの	4,680円	56,112円	
	エコノミークラ スのもの	4,770円	57,112円	

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を取容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	4,499円
	イ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	4,979円
		64kbit/sの符号伝送が可能なもの	30,509円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	32,875円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	35,152円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	37,488円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	42,160円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	46,833円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	56,178円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70,195円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	84,213円
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	126,265円	
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	170,654円	
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	212,706円	

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を取容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	5,786円
	イ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	6,275円
		64kbit/sの符号伝送が可能なもの	62,914円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	69,037円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	75,048円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	81,134円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	93,305円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	105,476円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	129,817円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	166,331円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	202,843円
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	312,382円	
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	428,005円	
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	537,543円	

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
データ伝送機能	中継局セリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの 上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,686円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	3,088円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	4,490円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	5,892円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	8,696円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	11,500円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	19,912円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	39,540円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	57,766円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	74,590円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	88,610円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	104,032円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	109,640円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	115,248円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	122,258円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	127,866円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,321円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,623円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	8,304円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	21,875円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	12,214円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	32,670円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	16,014円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	43,467円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	19,633円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	53,489円
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	22,632円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	63,514円
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	25,407円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	72,767円
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの		最低伝送速度が800Kbit/sのもの	27,595円
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	82,021円	
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	29,797円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	89,733円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	32,109円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	97,443円		

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
データ伝送機能	中継局セリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの 上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,927円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	3,475円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	5,023円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	6,571円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	9,667円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	12,763円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	22,051円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	43,723円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	63,847円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	82,423円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	96,355円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	113,383円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	119,575円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	125,767円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	131,959円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	138,151円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	5,179円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	14,218円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	9,900円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	24,590円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,527円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	36,696円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	19,017円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	48,800円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,181円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	60,038円
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	26,649円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	71,277円
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	29,915円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	81,650円
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの		最低伝送速度が800Kbit/sのもの	32,424円
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	92,021円	
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	34,931円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	99,807円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	37,455円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	107,578円		

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
データ伝送機能	中継局セリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの 422円
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの 844円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの 1,266円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの 1,688円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの 2,532円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの 3,376円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの 5,908円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの 11,816円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの 17,302円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの 22,366円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの 26,586円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの 31,228円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの 32,916円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの 34,604円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの 36,714円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの 38,402円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの 2,161円		
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの 1,215円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの 3,714円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの 2,414円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの 6,499円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの 3,591円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの 9,748円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの 4,735円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの 12,998円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの 5,824円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの 16,015円
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの 6,727円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの 19,032円
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの 7,562円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの 21,817円
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの 8,221円	
最低伝送速度が4Mbit/sのもの 24,603円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの 8,883円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの 26,924円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの 9,579円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの 29,245円		

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
データ伝送機能	中継局セリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの 530円
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの 1,060円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの 1,590円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの 2,120円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの 3,180円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの 4,240円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの 7,420円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの 14,840円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの 21,730円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの 28,090円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの 32,860円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの 38,690円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの 40,810円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの 42,930円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの 45,050円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの 47,170円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの 2,740円		
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの 1,643円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの 4,738円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの 3,260円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの 8,289円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの 4,844円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの 12,434円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの 6,381円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの 16,578円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの 7,807円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの 20,426円
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの 8,994円
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの 24,274円
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの 10,112円
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの 27,825円
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの 10,971円	
最低伝送速度が4Mbit/sのもの 31,376円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの 11,830円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの 34,042円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの 12,694円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの 36,703円		

2-6の3~2-6の3-3 (略)

2-7 信号伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
共通線信号 網利用機能	ア 共通線信号網（特定端 末系事業者の装置相互間 を含みます。）を利用し て、PHS事業者のPH S端末の位置登録又は位 置情報取得等を行う機能	(略)	(略)	活用型PHS事業 者又は特定端末系 事業者に適用しま す。
	イ 共通線信号網を利用し て、ユーザ間情報通知を 行う機能			国際系事業者、中継 事業者、特定端末系 事業者又は活用型 PHS事業者に適 用します。
	ウ (略)			(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内 サービス 接続機能 (中継交 換機等接 続)	第5条（標準的な接続箇所）第1項 の表中第4欄又は第5欄に規定す る箇所での接続により、番号案内台 （オペレータを含みます。以下同じ とします。）、その附帯設備（特定 協定事業者の伝送路設備及び特定 端末系事業者の番号案内データベ ース設備を含みます。以下2-8に おいて同じとします。）を利用し、 当社又は他事業者の契約者の契約 者回線番号等を案内する機能	1案内ごと に	85円	携帯・自動車電話事 業者、特定中継事業 者又は端末系事業 者に適用します。

2-6の3~2-6の3-3 (略)

2-7 信号伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
共通線信号 網利用機能	ア 削除	(略)	(略)	
	イ 共通線信号網を利用し て、ユーザ間情報通知を 行う機能			国際系事業者、中継 事業者又は特定端 末系事業者に適用 します。
	ウ (略)			(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内 サービス 接続機能 (中継交 換機等接 続)	第5条（標準的な接続箇所）第1項 の表中第4欄又は第5欄に規定す る箇所での接続により、番号案内台 （オペレータを含みます。以下同じ とします。）、その附帯設備（特定 協定事業者の伝送路設備及び特定 端末系事業者の番号案内データベ ース設備を含みます。以下2-8に おいて同じとします。）を利用し、 当社又は他事業者の契約者の契約 者回線番号等を案内する機能	1案内ごと に	103円	携帯・自動車電話事 業者、特定中継事業 者又は端末系事業 者に適用します。

(2) 番号案内サービス接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	88円	活字型PHS事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。	
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	5.79円	特定端末系事業者に適用します。	
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)	
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	4.68円	番号情報データベース登録事業者に適用します。	
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	3.46円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	4.99円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

(2) 番号案内サービス接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	106円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。	
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	8.61円	特定端末系事業者に適用します。	
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)	
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	5.41円	番号情報データベース登録事業者に適用します。	
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	0.11円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	5.53円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1 通信ごとに	82 円	_____
-------------------	--	---------	------	-------

2-9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限ります。以下2-9において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	1 通信ごとに	534 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コレクトサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1 通信ごとに	161 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.0983 円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.0394 円	_____

2-10-2 (略)

(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1 通信ごとに	17 円	_____
-------------------	--	---------	------	-------

2-9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限ります。以下2-9において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	1 通信ごとに	657 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コレクトサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1 通信ごとに	154 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.2873 円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.2465 円	_____

2-10-2 (略)

2-1-1 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	(略)	(略)	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。
		(略)	(略)	
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 課金秒数送出機能	共通線信号網を利用して、接続型PHS事業者が指定する利用者料金の課金のための情報を送信する機能	1通信ごとに	0.039370円	PHS接続地域事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	(略)	(略)	携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、国際系事業者、中継事業者、活用型PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	(略)	(略)	活用型PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
(7)～(9) 削除	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) PHS制御信号機能	加入者交換機及び共通線信号網を利用して、活用型PHS事業者の提供する着信転送機能においてPHS網制御局に転送先の契約者回線番号等の登録を行う機能	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額	1.6038円	活用型PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(11) 自動コネクタサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	123円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるD ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	61円	

2-1-1 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	(略)	(略)	中継事業者に適用します。
		(略)	(略)	
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 削除				
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	(略)	(略)	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	(略)	(略)	活用型PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
(7)～(10) 削除	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コネクタサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	187円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるD ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	54円	

	SL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	イ 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	59円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	29円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	59円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	59円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	59円	_____
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	59円	_____
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	59円	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	59円	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	270円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.764円	_____

	SL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	イ 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	65円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	25円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	65円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	65円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	65円	_____
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	65円	_____
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	65円	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	65円	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	281円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.775円	_____

(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	59円	_____
(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1固定無線宅内設備ごとに月額	59円	_____

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~イ(略)	(略)	_____
	ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	105,098円	_____
	エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	117,101円	_____
	オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	2,060円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	17,007円	_____

(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	65円	_____
(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 削除				

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~イ(略)	(略)	_____
	ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	137,889円	_____
	エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	136,899円	_____
	オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	3,333円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	16,817円	_____

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8) PHS接続機能	当社のPHS接続装置（当社が指定する加入者交換機に係るソフトウェアを含みます。この料金表第1表第2（網改造料）において同じとします。）を利用して、 <u>活用型PHS事業者に係る通信を行うことができるようにする機能（パケット多重機能及びデジタル非制限モード通信機能を含みます。）</u>	活用型PHS事業者に適用します。
(9) PHS網制御機能	当社のPHS網制御局を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録等を行う機能	活用型PHS事業者に適用します。
(10) 活用型PHS事業者に係る発ID通知機能	活用型PHS事業者の基地局に向けて、発信者の契約者回線番号等を当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(11) 活用型PHS災害時優先電話接続機能	活用型PHS事業者の電気通信設備と当社のPHS接続装置の相互間で優先信号を送受信することにより重要通信を確保するためPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(12) 活用型PHS事業者に係るデジタル通信モード接続に係る機能	活用型PHS事業者の電気通信設備に毎秒64キロビットで情報を送信する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(13) 活用型PHS端末からのデジタル通信モード接続に係る機能	当社の電気通信設備を経由して活用型PHS事業者のPHS端末とデジタル通信モードにより接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(14) 活用型PHS事業者に係る信号挿入機能	活用型PHS事業者から緊急通報用番号に接続するときに、当社が指定する信号をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(15) 活用型PHS事業者に係る警察消防異行政対応機能	活用型PHS事業者からの緊急通報用番号への接続において、基地局回線を収容する遠隔装置の属する行政区域とその遠隔装置を収容する当社のPHS接続装置の属する行政区域が異なる場合に、そのPHS接続装置を遠隔装置の属する行政区域の警察機関又は消防機関に接続する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(16) 活用型PHS事業者と携帯・自動車電話事業者との接続に係る機能	当社の電気通信設備を経由して活用型PHS事業者の電気通信設備と携帯・自動車電話事業者の電気通信設備を接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者又は携帯・自動車電話事業者に適用します。
(17) 活用型PHS事業者と接続型PHS事業者との接続に係る機能	活用型PHS事業者の電気通信設備と、接続型PHS事業者の電気通信設備を当社の電気通信設備及びPHS接続地域事業者の電気通信設備を経由して接続	活用型PHS事業者又はPHS接続地域事業者に適用します。

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8)～(17) 削除		

る機能	する機能をPHS接続装置で付与する機能	
(18)～(19) (略)	(略)	(略)
(20) 削除	(略)	(略)
(21) 活用型PHS事業者の着信転送に係る付加機能	活用型PHS事業者の着信転送機能及び当該機能を当社の利用者又は活用型PHS事業者の契約者が制御できるようにする付加機能	活用型PHS事業者に適用します。
(22) 活用型PHS事業者と中継事業者との接続に係る付加機能	当社の加入者交換機及び中継交換機を経由して活用型PHS事業者の電気通信設備と特定の中継事業者の電気通信設備を接続するための機能をPHS接続装置で付加する機能	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。
(23) 活用型PHS事業者に対する着信単料金区域情報付与に係る付加機能	活用型PHS事業者に対して、通信が着信する端末回線の属する単料金区域の情報を、PHS接続装置で付与して基地局へ提供する付加機能	活用型PHS事業者に適用します。
(24) 活用型PHS事業者の一斉呼出しタイム値の変更に係る付加機能	PHS接続装置に登録された一斉呼出しタイム値を変更する付加機能	活用型PHS事業者に適用します。
(25)～(27) (略)	(略)	(略)
(28) PHS電話番号の1桁増加に係る付加機能	PHS電話番号を10桁から11桁に移行する機能及び1桁増加に対応していない旧型のPHS端末からの発信又は着信時等において新旧の電話番号の変換を行う機能をPHS接続装置及びPHS網制御局で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(29) 中継事業者を経由した活用型PHS事業者と衛星系事業者との接続に係る付加機能	当社の電気通信設備及び中継事業者の電気通信設備を経由して、活用型PHS事業者の電気通信設備と衛星系事業者の電気通信設備を接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	衛星系事業者又は中継事業者に適用します。
(30)～(31) 削除	(略)	(略)
(32) 活用型PHS事業者の番号案内接続に係る付加機能	端末回線端接続する場合において、活用型PHS事業者の基地局から104の接続番号を受信し、当社の番号案内サービスに接続する機能をPHS接続装置で付加する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(33) 活用型PHS事業者に係るPHS接続装置跨がりハンドオーバー機能	異なる基地局を跨がって移動しても通信を継続するハンドオーバー機能を、異なるPHS接続装置に收容される基地局間にも拡張するための機能(活用型PHS事業者の基地局からISM折返し機能を利用してその事業者の電気通信設備に接続する場合において、異なるPHS接続装置に收容される基地局間でのハンドオーバー機能の提供開始及び提供終了をその事業者の選択により制御可能とするものを含みます。)	活用型PHS事業者に適用します。
(34)～(41) (略)	(略)	(略)

(18)～(19) (略)	(略)	(略)
(20)～(24) 削除	(略)	(略)
(25)～(27) (略)	(略)	(略)
(28)～(33) 削除	(略)	(略)
(34)～(41) (略)	(略)	(略)

(42) 削除	(略)	(略)
(43) 活用型PHS事業者のユーザ間情報通知機能	当社の電気通信設備と活用型PHS事業者の基地局との間でユーザ間情報を送受信することにより、活用型PHS事業者のユーザ間情報通知サービスを提供する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(44) 活用型PHS事業者に係る発ID非通知理由送受信機能	活用型PHS事業者の利用者との通信において、発信者が契約者回線番号等を非通知としたとき等に、その非通知理由を送受信する機能を当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(45) 活用型PHS事業者への転送元ID通知機能	活用型PHS事業者の利用者が着信転送先として設定されているときに、転送元の契約者回線番号等を当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(46) 活用型PHS事業者の着信転送に係る転送元ID通知機能	活用型PHS事業者の利用者が着信転送の設定をしているとき、当該PHS端末の契約者回線番号等を転送元番号として当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(47) ~ (54) (略)	(略)	(略)
(55) PHS通信状況通知用通路設定機能	当社の電気通信設備が活用型PHS事業者の留守番センタ等からの応答信号を受信するまでの間、その留守番センタ等への接続状況を着信側の基地局から発信側端末設備に通知するための通路を設定する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(56) PHS端末識別接続機能	活用型PHS事業者のPHS端末からISM折返し機能を利用してその事業者の電気通信設備に接続する場合において、その事業者のPHS端末からの発信であることを識別して接続する機能	活用型PHS事業者に適用します。

2 料金額

2-1 算出式

項目	内容
年額料金	(略)
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 年額料金の合計欄ただし書の場合であって、年額料金に変動があったときは、変動があった期日を含む月の翌月から月額料金を変更して適用します。

(42) ~ (46) 削除	(略)	(略)
(47) ~ (54) (略)	(略)	(略)
(55) ~ (56) 削除	_____	_____

2 料金額

2-1 算出式

項目	内容
年額料金	(略)
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 年額料金の合計欄イ欄の場合であって、年額料金に変動があったときは、変動があった期日を含む月の翌月から月額料金を変更して適用します。

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.312
	電力設備	0.931
	伝送機械設備	0.196
	無線機械設備	0.306
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.061
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.047

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分			内 容
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の 場合	端末回線伝送機能	0.042
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.051
		中継伝送機能	0.038
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	(略)
		(2) 除却費を個 別に支払う場 合(個別管理対 象設備に限り ます。)	端末回線伝送機能
	端末系交換機能		(略)
	中継系交換機能		0.046
	中継伝送機能		0.036
	通信料対応設備合計		0.042
	データ系設備合計		0.082
	繰延資産比率		
	投資等比率		0.0022
貯蔵品比率		0.0084	
他人資本比率		0.472	
自己資本比率		0.528	
他人資本利率		0.0138	
自己資本利益率		0.0121	
有利子負債以外の負債の比率		0.076	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0135	
利益対応税率		(略)	
貸倒率		(略)	

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.301
	電力設備	0.873
	伝送機械設備	0.235
	無線機械設備	0.168
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.082
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.044

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分			内 容
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の 場合	端末回線伝送機能	0.038
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.044
		中継伝送機能	0.035
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	(略)
		(2) 除却費を個 別に支払う場 合(個別管理対 象設備に限り ます。)	端末回線伝送機能
	端末系交換機能		(略)
	中継系交換機能		0.040
	中継伝送機能		0.033
	通信料対応設備合計		0.041
	データ系設備合計		0.081
	繰延資産比率		
	投資等比率		0.0018
貯蔵品比率		0.0083	
他人資本比率		0.469	
自己資本比率		0.531	
他人資本利率		0.0130	
自己資本利益率		0.0102	
有利子負債以外の負債の比率		0.073	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0118	
利益対応税率		(略)	
貸倒率		(略)	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容														
(1)～(2) (略)	(略)														
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第1欄から第7欄まで、第9欄及び第10欄、第15欄から第21欄まで、並びに2-2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。														
(4)～(9) (略)	(略)														
(10) 工事費の適用時間帯	<p>ア 2（工事費の額）に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>5：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼間</td> <td>8:30～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 2（工事費の額）2-1第1欄から第7欄まで、第9欄及び第10欄、第15欄から第17欄まで、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p>	区分	適用時間帯	平日昼間	8：30～17：00	平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼夜間	5：00～22：00	土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼間	8:30～17:00
区分	適用時間帯														
平日昼間	8：30～17：00														
平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00														
平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00														
土日祝日昼夜間	5：00～22：00														
土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00														
土日祝日昼間	8:30～17:00														

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容																
(1)～(2) (略)	(略)																
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第21欄まで、並びに2-2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。																
(4)～(9) (略)	(略)																
(10) 工事費の適用時間帯	<p>ア 2（工事費の額）に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>5：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第17欄まで、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p> <p>ウ 2（工事費の額）2-1第27欄-2及び第35欄から第37欄までに掲げる工事費のうち、平日夜間、平日深夜、土日祝日夜間、土日祝日深夜に係るものは、第68条（手続費の支払義務）第1項第30欄の規定に基づき、指定時刻に当社が接続工事等を行う場合に限り適用します。</p>	区分	適用時間帯	平日昼間	8：30～17：00	平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼夜間	5：00～22：00	土日祝日昼間	8：30～17：00	土日祝日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00
区分	適用時間帯																
平日昼間	8：30～17：00																
平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00																
平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00																
土日祝日昼夜間	5：00～22：00																
土日祝日昼間	8：30～17：00																
土日祝日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00																
土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00																
(11) 指定時刻に接続工事等を行う場合の工事費の適用	第68条（手続費の支払義務）第1項第30欄の規定に基づき指定時刻に当社が接続工事等を行う場合は、当該指定時刻が含まれる適用時間帯に応じた工事費を適用します。																

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1) PHS登録 工事費	活用型PHS事業者の契約者回線番号等を当社のPHS網制御局及びPHS接続装置へ登録する工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事の場合	1 磁気媒体ごとに 33,055 円	ア 活用型PHS業者に適用します。 イ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり1,000番号までとします。
		PHS網制御局のみに登録する工事の場合	1 磁気媒体ごとに 30,310 円	
(2) PHS契約者回線番号削除工事費	当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録された活用型PHS事業者の契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	1 番号ごとに	512 円	活用型PHS業者に適用します。
(3) PHS利用停止工事費	活用型PHS事業者の契約者に対して、利用停止を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事を行う場合	(ア) 1磁気媒体ごとに 3,648 円	ア 活用型PHS業者に適用します。
			(イ) 1番号ごとに 464 円	イ 活用型PHS事業者は(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
		PHS網制御局のみに工事を行う場合	(ア) 1磁気媒体ごとに 3,282 円	ア 活用型PHS業者に適用します。
			(イ) 1番号ごとに 390 円	イ 活用型PHS事業者は、(ア)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(9) 削除			

(4) PHS利用 停止解除工事 費	活用型PHS事業者の契約者に対して、利用停止の解除を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事する場合	1番号ごとに	464円	活用型PHS事業者に適用します。
		PHS網制御局のみに工事する場合	1番号ごとに	390円	活用型PHS事業者に適用します。
(5) PHS着信 転送登録工事 費	活用型PHS事業者の着信転送機能契約者に係る契約者回線番号等をPHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事に要する費用	(7) 1磁気媒体100番号まで		2,111円	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 活用型PHS事業者は、(7)から(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。
		(イ) 1磁気媒体50番号まで		1,306円	ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
		(ウ) 1磁気媒体10番号まで		677円	
		(イ) 1番号ごとに		506円	
(6) PHS着信 転送解除工事 費	活用型PHS事業者の着信転送機能契約者に係る契約者回線番号等の登録を解除する工事に要する費用		1番号ごとに	354円	活用型PHS事業者に適用します。
(7) PHS認証 情報変更工事 費	当社のPHS接続装置に登録された活用型PHS事業者の契約者回線番号等に係る認証情報を変更する工事に要する費用	(7) 1磁気媒体10番号まで		1,489円	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 活用型PHS事業者は、(7)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。
		(イ) 1磁気媒体1番号のとき		665円	ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり10番号までとします。
(8) PHS接続 装置データ設 定費	活用型PHS事業者に係る基地局回線を移転する工事に伴って、PHS接続装置に設定された情報を変更する工事に要する費用	1基地局回線ごとに		電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	活用型PHS事業者に適用します。
(9) PHS着信 転送基本登録 工事費	着信転送機能をPHS接続装置に登録する工事に要する費用	(7) 1PHS接続装置あたり		201円	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ (7)の料金については、当該PHS接

		(イ) 20基地局回線ごとに	1,525円	続装置に着信転送機能を最初に登録するときに限り適用します。	
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,191円		
(11) PHS基地局回線設置工事費	活用型PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	活用型PHS業者に適用します。	
(12) PHS基地局回線移転工事・収容替え工事費	活用型PHS事業者が、基地局回線を移転又は収容替える工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア 活用型PHS業者に適用します。 イ (略) ウ 活用型PHS事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PHS接続装置の回線の増設を伴わない場合に限り適用します。	
(13)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,745円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,483円	特定中継事業者に適用します。
		廃止の場合	1回線ごとに	(略)	

(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。			
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,190円				
(11) PHS基地局回線設置工事費	PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	PHS業者に適用します。			
(12) PHS基地局回線移転工事・収容替え工事費	PHS事業者が、基地局回線を移転又は収容替える工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア PHS業者に適用します。 イ (略) ウ PHS事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PHS接続装置の回線の増設を伴わない場合に限り適用します。			
(13)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,744円	特定中継事業者に適用します。			
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。			
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,482円	特定中継事業者に適用します。		
		廃止の場合	1回線ごとに	(略)			

(18) メンバーズ ネットサービ ス登録工事費	当社の加入者 交換機に特定 中継事業者の 契約約款等に 規定するメン バーズネット 機能（以下「メ ンバーズネッ トサービス」と いいます。）を 登録する工事 に要する費用	新設の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	4,149 円	特定中継事業者に 適用します。
				平日夜間	4,783 円	
				平日深夜	5,508 円	
				土日祝日 昼夜間	4,965 円	
				土日祝日 深夜	5,689 円	
		廃止の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	3,276 円	
				平日夜間	3,777 円	
				平日深夜	4,350 円	
				土日祝日 昼夜間	3,921 円	
				土日祝日 深夜	4,493 円	
(19) 特定中継事 業者利用停止 工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約者に対する利 用停止情報を登録する工事に 要する費用	1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に 適用します。		
(20) 特定中継事 業者契約不締 結工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約不締結情報を 登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に 適用します。		
(21) 全国型着信 短縮ダイヤル 機能登録工事 費	当社の加入者交換機に特定端 末系事業者の契約約款等に規 定する全国型着信短縮ダイヤ ル機能を登録する工事に要す る費用	1 工事ごとに	6,864 円	特定端末系事業 者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(18) メンバーズ ネットサービ ス登録工事費	当社の加入者 交換機に特定 中継事業者の 契約約款等に 規定するメン バーズネット 機能（以下「メ ンバーズネッ トサービス」と いいます。）を 登録する工事 に要する費用	新設の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	4,147 円	特定中継事業者に 適用します。
				平日夜間	4,776 円	
				平日深夜	5,494 円	
				土日祝日 昼夜間	4,954 円	
				土日祝日 深夜	5,673 円	
		廃止の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	3,275 円	
				平日夜間	3,771 円	
				平日深夜	4,338 円	
				土日祝日 昼夜間	3,913 円	
				土日祝日 深夜	4,480 円	
(19) 特定中継事 業者利用停止 工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約者に対する利 用停止情報を登録する工事に 要する費用	1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に 適用します。		
(20) 特定中継事 業者契約不締 結工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約不締結情報を 登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に 適用します。		
(21) 全国型着信 短縮ダイヤル 機能登録工事 費	当社の加入者交換機に特定端 末系事業者の契約約款等に規 定する全国型着信短縮ダイヤ ル機能を登録する工事に要す る費用	1 工事ごとに	6,861 円	特定端末系事業 者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	移転先事業者に適用しません。
					平日夜間 1,287 円	
					平日深夜 1,482 円	
					土日祝日 1,336 円	
					昼夜間 1,531 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	
					平日夜間 788 円	
					平日深夜 907 円	
					土日祝日 818 円	
					昼夜間 937 円	
					土日祝日 深夜 (略)	
		イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号の削除する場合	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間 1,287 円	
					平日深夜 1,482 円	
					土日祝日 1,336 円	
					昼夜間 1,531 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 580 円	
					平日夜間 668 円	
					平日深夜 770 円	
					土日祝日 694 円	
					昼夜間 795 円	
					土日祝日 深夜 795 円	
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 1,251 円	
					平日夜間 1,442 円	
					平日深夜 1,661 円	
					土日祝日 1,497 円	
					昼夜間 1,715 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 580 円	
					平日夜間 668 円	
					平日深夜 770 円	
					土日祝日 694 円	
					昼夜間 795 円	
					土日祝日 深夜 795 円	

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	移転先事業者に適用しません。
					平日夜間 1,285 円	
					平日深夜 1,478 円	
					土日祝日 1,333 円	
					昼夜間 1,527 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	
					平日夜間 787 円	
					平日深夜 905 円	
					土日祝日 816 円	
					昼夜間 934 円	
					土日祝日 深夜 (略)	
		イ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号の削除する場合	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間 1,285 円	
					平日深夜 1,478 円	
					土日祝日 1,333 円	
					昼夜間 1,527 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 579 円	
					平日夜間 667 円	
					平日深夜 768 円	
					土日祝日 692 円	
					昼夜間 793 円	
					土日祝日 深夜 793 円	
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 1,250 円	
					平日夜間 1,440 円	
					平日深夜 1,656 円	
					土日祝日 1,494 円	
					昼夜間 1,710 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 579 円	
					平日夜間 667 円	
					平日深夜 768 円	
					土日祝日 692 円	
					昼夜間 793 円	
					土日祝日 深夜 793 円	

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,233 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	2,574 円	
					平日深夜	2,965 円	
					土日祝日 昼夜間	2,672 円	
					土日祝日 深夜	3,062 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,007 円	
					平日夜間	1,161 円	
					平日深夜	1,337 円	
					土日祝日 昼夜間	1,205 円	
					土日祝日 深夜	1,380 円	
イ (略)	(略)	(略)	(略)				
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,232 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	2,570 円	
					平日深夜	2,957 円	
					土日祝日 昼夜間	2,667 円	
					土日祝日 深夜	3,054 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,006 円	
					平日夜間	1,159 円	
					平日深夜	1,333 円	
					土日祝日 昼夜間	1,202 円	
					土日祝日 深夜	1,377 円	
イ (略)	(略)	(略)	(略)				
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

(27)-2 光屋内 配線工 事費	光信号 分歧端 末回線 と一体 として 当社の 光屋内 配線（ 主とし て一戸 建ての 建物に 設置さ れる形 態によ り設置 するも のに限 ります 。）に 係る工 事に要 する費 用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工 事ご とに	平日 昼間	17,785円	——	
				土日 祝日 昼間	20,746円	——	
	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合			1工 事ご とに	平日 昼間	12,001円	——
					土日 祝日 昼間	14,361円	——

(27)-2 光屋内 配線工 事費	光信号 分歧端 末回線 と一体 として 当社の 光屋内 配線（ 主とし て一戸 建ての 建物に 設置さ れる形 態によ り設置 するも のに限 ります 。）に 係る工 事に要 する費 用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工 事ご とに	平日 昼間	17,647円	——				
				平日 夜間	19,927円	——				
				平日 深夜	22,532円	——				
				土日 祝日 昼間	20,576円	——				
				土日 祝日 夜間	20,576円	——				
				土日 祝日 深夜	23,183円	——				
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合			1工 事ご とに	平日 昼間	11,997円	——
								平日 夜間	13,814円	——
								平日 深夜	15,891円	——
								土日 祝日 昼間	14,332円	——
				土日 祝日 夜間	14,332円	——				
				土日 祝日 深夜	16,411円	——				

	ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日 昼間	8,650円	——
					土日 祝日 昼間	9,391円	——
					② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日 昼間
			土日 祝日 昼間	11,822円	——		

	ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日 昼間	8,039円	——
					平日 夜間	8,609円	——
					平日 深夜	9,261円	——
					土日 祝日 昼間	8,771円	——
					土日 祝日 夜間	8,771円	——
					土日 祝日 深夜	9,424円	——
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日 昼間	10,070円	——
					平日 夜間	10,948円	——
					平日 深夜	11,951円	——
					土日 祝日 昼間	11,198円	——
					土日 祝日 夜間	11,198円	——
					土日 祝日 深夜	12,202円	——

		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	9,467円	_____
					土日 祝日 昼間	10,407円	_____
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	11,505円	_____
					土日 祝日 昼間	12,845円	_____

		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	8,883円	_____
					平日 夜間	9,606円	_____
					平日 深夜	10,433円	_____
					土日 祝日 昼間	9,812円	_____
					土日 祝日 夜間	9,812円	_____
					土日 祝日 深夜	10,640円	_____
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	10,920円	_____
					平日 夜間	11,952円	_____
					平日 深夜	13,131円	_____
					土日 祝日 昼間	12,245円	_____
					土日 祝日 夜間	12,245円	_____
					土日 祝日 深夜	13,426円	_____

(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(7)基本額	1工事ごとに	6,912円	_____
			(イ)加算額	1工事ごとに	8,133円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	1,422円	_____
			(イ)加算額	1工事ごとに	7,828円	_____
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	6,912円	_____
			(イ)加算額	1工事ごとに	12,196円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	1,422円	_____
			(イ)加算額	1工事ごとに	10,372円	_____
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1工事ごとに	8,749円	_____
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(7)基本額	1工事ごとに	6,910円	_____
			(イ)加算額	1工事ごとに	8,130円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	1,421円	_____
			(イ)加算額	1工事ごとに	7,825円	_____
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	6,910円	_____
			(イ)加算額	1工事ごとに	12,192円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	1,421円	_____
			(イ)加算額	1工事ごとに	10,368円	_____
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1工事ごとに	8,746円	_____
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(34) 固定無線宅内設備設置等工事費	固定無線宅内設備の設置又は移設を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		IP通信網サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	4,361 円	_____
			土日 祝日 昼間	5,063 円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	1,456 円	_____
			土日 祝日 昼間	1,571 円	

(34) 削除	_____	_____	_____	_____	_____
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	4,322 円	_____
			平日 夜間	4,862 円	
			平日 深夜	5,479 円	
			土日 祝日 昼間	5,017 円	
			土日 祝日 夜間	5,017 円	
			土日 祝日 深夜	5,633 円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	1,445 円	_____
			平日 夜間	1,534 円	
			平日 深夜	1,635 円	
			土日 祝日 昼間	1,559 円	
			土日 祝日 夜間	1,559 円	
			土日 祝日 深夜	1,660 円	

(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日昼間に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに		1,650円	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日 昼間	3,209円	
			土日 祝日 昼間	3,840円	

(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	1,016円	
			平日 深夜	2,177円	
			土日 祝日 昼間	1,307円	
			土日 祝日 夜間	1,307円	
			土日 祝日 深夜	2,466円	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日 昼間	3,208円	
			土日 祝日 昼間	3,832円	

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) PHS 接続装置に係る収容替え工事費	活用型 PHS 事業者に係る基地局回線を遠隔装置から PHS 接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線を PHS 接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、その PHS 接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1 工事ごとに	活用型 PHS 事業者に適用します。

2-3 (略)

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) PHS 接続装置に係る収容替え工事費	PHS 事業者に係る基地局回線を遠隔装置から PHS 接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線を PHS 接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、その PHS 接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1 工事ごとに	PHS 事業者に適用します。

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,101 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,034 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,100 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,301 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,366 円

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,099 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,023 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,079 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,286 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,343 円

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(15) (略)	(略)

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(15) (略)	(略)
(16) 申込者情報 確認結果即時通 知手続費の適用	申込者情報確認結果即時通知手続費については、2（手続費の額）第35欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数を申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備を利用している協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数の合計（合計が0となる場合は、各々の協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数を1とみなします。）で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考		
(1) PHS基地局回線設置手続費	活用型PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の手続きに要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	活用型PHS事業者に適用します。		
(2) 料金回収手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以 外 の 場 合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	24.52円 当社が請求する利用者料金額の0.21%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の4.9%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、活用型PHS事業者及び接続型PHS事業者に適用します。
		(ウ) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1通信ごとに	0.27円	—	
			1内訳項目ごとに	26.74円		
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.21%に相当する額		
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考		
(1) PHS基地局回線設置手続費	PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の 手続きに要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	PHS事業者に適用します。		
(2) 料金回収手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以 外 の 場 合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	27.84円 当社が請求する利用者料金額の0.27%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の5.7%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者に適用します。
		(ウ) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1通信ごとに	0.09円	—	
			1内訳項目ごとに	29.33円		
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.27%に相当する額		
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	

(3) 電話帳掲載 手数料	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	99円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	195円	—	
(4) 番号情報データベース登録手数料	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	215円	—	
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以外 の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	24.52円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権額の0.21%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の4.9%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 電話帳掲載 手数料	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	98円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	193円	—	
(4) 番号情報データベース登録手数料	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	213円	—	
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以外 の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	27.84円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権額の0.27%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の5.7%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続に要する費用	1件ごとに	15.06円	みなし契約業者に適用します。		
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、回収する場合の手続に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	9.16円	_____
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	20.36円	_____
	イ (略)	(略)	(略)	(略)		

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続に要する費用	1件ごとに	11.02円	みなし契約業者に適用します。		
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、回収する場合の手続に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	15.42円	_____
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	24.21円	_____
	イ (略)	(略)	(略)	(略)		

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 9,713円 平日夜間 11,198円 平日深夜 12,895円 土日祝日 11,623円 昼夜間 土日祝日 13,319円 深夜	_____
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合 1回ごとに	平日昼間 10,280円 平日夜間 11,852円 平日深夜 13,649円 土日祝日 12,302円 昼夜間 土日祝日 14,097円 深夜	_____
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間 7,760円 平日夜間 8,947円 平日深夜 10,303円 土日祝日 9,287円 昼夜間 土日祝日 10,642円 深夜	_____
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,658円	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	641円	_____	
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 9,710円 平日夜間 11,181円 平日深夜 12,862円 土日祝日 11,599円 昼夜間 土日祝日 13,282円 深夜	_____
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合 1回ごとに	平日昼間 10,277円 平日夜間 11,834円 平日深夜 13,613円 土日祝日 12,277円 昼夜間 土日祝日 14,058円 深夜	_____
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間 7,758円 平日夜間 8,933円 平日深夜 10,276円 土日祝日 9,268円 昼夜間 土日祝日 10,612円 深夜	_____
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,655円	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	640円	_____	
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	696円	—	
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	946円	申告事業者に適用します。	
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	(略)	—	
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	191円	—	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,199円	—
			(4) 加算額	②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	—
		(4) 加算額		伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	(略)	—
	イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,629円	—	
	ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに		(略)	—	
	(4) 加算額	光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り)の調査を行う場合	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—		
(16)~(20)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	

(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	695円	—	
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	945円	申告事業者に適用します。	
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	(略)	—	
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	297円	—	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,197円	—
			(4) 加算額	②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	—
		(4) 加算額		伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	(略)	—
	イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,628円	—	
	ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに		(略)	—	
	(4) 加算額	光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り)の調査を行う場合	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—		
(16)~(20)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,627円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	1,934円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限り、)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,179円	_____
			(イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,403円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,794円	_____	

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,624円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	1,933円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限り、)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,178円	_____
			(イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,399円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,793円	_____	

(24) 自前工事 調整等作業 費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,826円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	33,922円	_____
			(ロ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	20,347円	_____
			(ハ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	18,193円	_____

(24) 自前工事 調整等作業 費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,810円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	33,910円	_____
			(ロ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	20,340円	_____
			(ハ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	18,187円	_____

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,560円	_____
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,279円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,528円	_____
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,437円	_____
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,302円	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,387円	_____
(25) 固定無線宅内設備設置手続費	協定事業者が固定無線宅内設備を設置する場合に要する費用		1 固定無線宅内設備ごとに	IP通信網サービス契約約款に規定する契約料に相当する額		_____
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	8,280円		_____

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,557円	_____
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,276円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,526円	_____
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,434円	_____
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,300円	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,385円	_____
(25) 削除						_____
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	8,200円		_____

	線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,558円	
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,752円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	45円	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	152円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	755円	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	355円	
(29) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	17,514円	_____
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	(略)	_____
(31) メタリック加入者線	第99条の3（DSL回線等に係る情報	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,446円	_____

	線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,556円	
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,748円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	39円	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	93円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	751円	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	295円	
(29) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	17,462円	_____
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	(略)	_____
(31) メタリック加入者線	第99条の3（DSL回線等に係る情報	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,445円	_____

と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	13,013円	_____
(32) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	6,790円	_____
(33) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,694,000円	_____
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,239円	_____
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,093円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。

と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	13,009円	_____
(32) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日	6,788円	_____
			昼間	16,300円	
			平日	26,927円	
			夜間	8,109円	
			平日	16,911円	
			深夜	27,807円	
			土日		
			祝日		
(33) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	1,593,000円	_____	
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,238円	_____	
			イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	2,092円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。

ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,093円	_____
------------------------------	--------	--------	-------

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.112

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.287
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

区 分	内 容	
取付費比率	受電設備	1.150
	発電設備	0.798
	電源設備及び蓄電池設備	0.937
	空気調整設備	1.957
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.039

ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,092円	_____
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,593,588円

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.110

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.293
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

区 分	内 容	
取付費比率	受電設備	1.095
	発電設備	0.677
	電源設備及び蓄電池設備	0.871
	空気調整設備	1.980
	設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備

自己資本利益率	0.0253
(3) (略)	

自己資本利益率	0.0265
(3) (略)	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

- 2-1 (略)
- 2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額		
		土地	通信用建物	
富山県	富山	878円	24,288円	
	富山南	684円	17,594円	
	和合	204円	13,271円	
	水尻	475円	22,332円	
	呉羽	778円	6,940円	
	富山水橋	338円	15,130円	
	富山北	674円	31,429円	
	高岡	455円	23,884円	
	高岡市外	354円	9,798円	
	高岡立野	501円	9,956円	
	戸出機械棟	452円	19,739円	
	新湊機械棟	452円	20,373円	
	堀岡	294円	18,614円	
	魚津	430円	18,302円	
	水見	411円	10,581円	
	富山滑川	557円	18,376円	
	黒部別	428円	11,595円	
	礪波	684円	12,913円	
	小矢部	423円	12,916円	
	大沢野別	343円	8,797円	
	上滝	284円	11,188円	
	上市	262円	10,566円	
	入善	414円	5,855円	
	婦中	322円	22,898円	
	小杉	431円	15,793円	
	太閤山	474円	5,761円	
	大門	498円	15,726円	
	富山平	(略)	15,931円	
	井波	233円	5,024円	
	福野	549円	12,389円	
	富山福光	476円	7,181円	
	富山岩瀬2	460円	14,525円	
	高岡伏木	401円	11,946円	
	高岡中田	336円	13,990円	
	富山柳田	690円	28,533円	
	梅檀野	144円	16,864円	
	富山立山	235円	16,356円	
	宇奈月	147円	20,072円	
	富山朝日	182円	45,271円	
	越中八尾	259円	19,410円	
	富山古里	649円	23,529円	
	城端	447円	5,682円	
	富山福岡別	415円	8,164円	
	津沢	305円	20,197円	
	入善南	176円	29,073円	
	石川県	鳴和	992円	22,817円
		金石	810円	14,980円
金沢弥生		982円	16,425円	
入江		1,334円	19,481円	
額		1,398円	17,903円	
金沢森本		651円	33,616円	
粟ヶ崎		1,307円	10,515円	
金沢3		843円	27,450円	
七尾		480円	32,034円	
徳田		331円	13,640円	
和倉		1,064円	19,161円	
石川小松		602円	24,472円	
符津		464円	25,090円	
中海		584円	10,208円	
輪島		296円	26,444円	
珠洲		634円	13,049円	
石川加賀		392円	15,015円	
片山津		255円	11,960円	
山代		313円	18,006円	
羽咋		608円	20,258円	
島知		314円	26,026円	
松任		521円	17,046円	
山中		1,105円	9,914円	
根上別		456円	16,424円	
寺井2		452円	13,329円	
辰口		650円	5,985円	
鶴来		1,326円	29,291円	
金沢西		857円	33,278円	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

- 2-1 (略)
- 2-2 料金額

通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	1平方メートルごとに年額		
		土地	通信用建物	
富山県	富山	955円	21,859円	
	富山南	763円	12,630円	
	和合	194円	14,889円	
	水尻	515円	24,440円	
	呉羽	923円	7,683円	
	富山水橋	359円	12,357円	
	富山北	739円	31,979円	
	高岡	487円	23,251円	
	高岡市外	387円	9,912円	
	高岡立野	634円	11,265円	
	戸出機械棟	533円	21,208円	
	新湊機械棟	528円	22,061円	
	堀岡	300円	20,377円	
	魚津	463円	22,470円	
	水見	498円	12,066円	
	富山滑川	625円	12,830円	
	黒部別	500円	14,645円	
	礪波	776円	14,853円	
	小矢部	474円	11,374円	
	大沢野別	414円	9,820円	
	上滝	287円	12,726円	
	上市	292円	10,907円	
	入善	455円	6,749円	
	婦中	337円	20,047円	
	小杉	460円	16,849円	
	太閤山	554円	6,983円	
	大門	570円	17,911円	
	富山平	(略)	16,957円	
	井波	234円	7,335円	
	福野	586円	19,047円	
	富山福光	586円	8,459円	
	富山岩瀬2	450円	15,470円	
	高岡伏木	488円	12,755円	
	高岡中田	394円	15,410円	
	富山柳田	731円	30,409円	
	梅檀野	153円	18,525円	
	富山立山	281円	20,419円	
	宇奈月	160円	21,773円	
	富山朝日	221円	38,505円	
	越中八尾	275円	17,146円	
	富山古里	610円	24,928円	
	城端	490円	9,456円	
	富山福岡別	588円	11,129円	
	津沢	340円	24,709円	
	入善南	167円	30,877円	
	石川県	鳴和	1,124円	26,342円
		金石	914円	13,294円
金沢弥生		1,147円	18,510円	
入江		1,464円	18,885円	
額		1,531円	18,726円	
金沢森本		748円	14,738円	
粟ヶ崎		1,395円	8,967円	
金沢3		956円	29,960円	
七尾		504円	34,473円	
徳田		355円	18,922円	
和倉		1,179円	10,724円	
石川小松		703円	22,904円	
符津		504円	8,541円	
中海		644円	11,346円	
輪島		407円	26,302円	
珠洲		676円	14,448円	
石川加賀		463円	15,104円	
片山津		281円	12,734円	
山代		343円	20,608円	
羽咋		748円	19,322円	
島知		325円	8,298円	
松任		571円	15,545円	
山中		1,222円	9,821円	
根上別		531円	17,563円	
寺井2		511円	14,266円	
辰口		743円	7,150円	
鶴来		1,283円	11,138円	
金沢西		990円	14,179円	

	野々市	723円	11,721円
	津幡	613円	21,519円
	石川河北	791円	25,994円
	志雄	167円	18,815円
	押水	(略)	13,572円
	田鶴浜	393円	19,175円
	鳥屋	376円	19,295円
	石川中島	248円	19,972円
	石川鹿島	282円	18,719円
	能都	714円	47,887円
	犀川	430円	21,268円
	粟津	244円	19,099円
	美川	487円	13,810円
	七塚木津	217円	14,480円
	内灘	582円	24,872円
	石川	283円	14,314円
	石川高松別	263円	17,191円
	富栄	166円	25,267円
	穴水	426円	14,770円
	羽咋志賀別	297円	9,499円
	宝立	172円	11,975円
	久江	265円	12,806円
	鹿西	379円	15,659円
	門前	59円	24,106円
	柳田	373円	17,919円
	石川内浦	156円	19,644円
	能都小木	386円	10,649円
	金沢2	843円	25,917円
	町野	442円	12,994円
	鹿島能登島	189円	28,768円
福井県	福井2	660円	18,021円
	福井南	903円	13,828円
	麻生津	590円	10,245円
	敦賀	854円	19,414円
	武生局舎2	422円	11,494円
	福井小浜2	720円	20,595円
	東小浜	520円	37,907円
	福井大野	386円	9,157円
	福井勝山	350円	9,175円
	鯖江	545円	16,958円
	鯖江西	252円	33,513円
	福井松岡別	643円	7,630円
	福井三国	407円	10,247円
	芦原	211円	8,254円
	丸岡	534円	8,067円
	春江別	485円	11,224円
	山東	504円	54,334円
	上中	478円	17,001円
	福井高浜別	702円	13,170円
	福井東別	863円	14,801円
	福井森田	476円	16,826円
	西安居	355円	33,983円
	福井坂井	201円	12,675円
	福井朝日別	306円	21,642円
	福井清水	228円	27,847円
	福井	660円	40,792円
	足羽別	342円	9,745円
	河和田	251円	15,487円
	永平寺	519円	20,671円
	金津別	428円	13,465円
	今立別	484円	10,522円
	福井三方別	193円	25,994円
	美浜	243円	18,017円
	大飯	676円	17,742円
	今庄	543円	22,275円
	福井河合	248円	2,987円
	福井鶯	353円	21,193円
	五分市	607円	19,487円
	上志比	367円	28,049円
	福井池田	474円	24,887円
	南条	738円	26,251円
	福井宮崎	225円	30,081円
	名田庄	277円	15,629円
	越前	1,298円	14,349円
	荒土	286円	35,293円
	細呂木	(略)	31,497円
	織田	362円	26,908円
岐阜県	岐阜	827円	36,821円
	岐阜本荘	823円	17,246円
	長良	1,274円	27,369円
	長森	1,266円	19,965円

	野々市	789円	13,052円
	津幡	697円	8,850円
	石川河北	904円	18,642円
	志雄	160円	20,719円
	押水	(略)	17,238円
	田鶴浜	436円	21,530円
	鳥屋	408円	21,355円
	石川中島	280円	22,723円
	石川鹿島	292円	20,655円
	能都	781円	46,430円
	犀川	507円	23,035円
	粟津	258円	20,681円
	美川	539円	15,200円
	七塚木津	232円	15,987円
	内灘	594円	26,981円
	石川	297円	15,126円
	石川高松別	280円	6,016円
	富栄	206円	27,813円
	穴水	440円	16,380円
	羽咋志賀別	376円	13,216円
	宝立	147円	14,886円
	久江	263円	14,895円
	鹿西	428円	25,870円
	門前	58円	26,965円
	柳田	366円	20,192円
	石川内浦	163円	21,827円
	能都小木	371円	12,558円
	金沢2	1,041円	29,971円
	町野	422円	14,790円
	鹿島能登島	181円	30,896円
福井県	福井2	714円	18,154円
	福井南	970円	14,168円
	麻生津	744円	10,868円
	敦賀	871円	20,324円
	武生局舎2	414円	12,167円
	福井小浜2	804円	13,417円
	東小浜	424円	32,879円
	福井大野	411円	10,488円
	福井勝山	425円	18,197円
	鯖江	586円	18,530円
	鯖江西	273円	36,387円
	福井松岡別	654円	8,732円
	福井三国	475円	9,360円
	芦原	260円	9,309円
	丸岡	549円	8,589円
	春江別	562円	12,396円
	山東	502円	59,641円
	上中	481円	22,726円
	福井高浜別	861円	15,141円
	福井東別	912円	15,926円
	福井森田	502円	6,937円
	西安居	354円	28,565円
	福井坂井	213円	14,085円
	福井朝日別	357円	28,563円
	福井清水	249円	21,139円
	福井	714円	37,533円
	足羽別	398円	10,875円
	河和田	285円	17,313円
	永平寺	541円	22,408円
	金津別	386円	6,202円
	今立別	525円	10,163円
	福井三方別	191円	16,728円
	美浜	238円	19,154円
	大飯	732円	19,388円
	今庄	544円	24,232円
	福井河合	270円	4,072円
	福井鶯	368円	22,441円
	五分市	624円	21,180円
	上志比	348円	30,313円
	福井池田	453円	26,751円
	南条	716円	23,450円
	福井宮崎	213円	32,147円
	名田庄	266円	19,607円
	越前	1,323円	15,822円
	荒土	314円	36,735円
	細呂木	(略)	32,742円
	織田	422円	29,173円
岐阜県	岐阜	883円	63,381円
	岐阜本荘	882円	16,781円
	長良	1,291円	25,674円
	長森	1,302円	27,832円

岐阜加納	1,413円	26,579円
黒野	874円	26,023円
芥見	478円	17,921円
大垣南	981円	15,836円
大垣西	693円	22,401円
大垣丸ノ内南	592円	15,705円
高山第二	1,880円	14,691円
東濃B	411円	21,528円
岐阜根本	730円	52,426円
岐阜関	675円	8,297円
小金田	387円	13,371円
岐阜中津川	527円	14,982円
瑞浪	353円	11,966円
岐阜羽島	691円	24,151円
恵那	681円	25,137円
恵那B	681円	14,185円
武並	406円	16,504円
中濃	934円	23,429円
土岐	329円	17,239円
各務原	576円	26,176円
鷺沼	673円	9,093円
可児	620円	31,009円
笠松	674円	8,801円
佐波	567円	21,753円
養老	464円	17,248円
垂井	311円	13,976円
揖斐川	167円	11,392円
岐阜北方	546円	13,825円
穂積	710円	16,252円
高富	714円	13,755円
郡上八幡	760円	16,794円
美濃白川	246円	10,931円
下呂	574円	21,622円
荘川	54円	19,765円
飛騨古川	783円	10,817円
岐阜神岡	430円	22,485円
一宮川島	697円	9,236円
岐阜殿美	349円	23,454円
岐阜赤坂	556円	10,158円
美濃坂本	277円	11,711円
第一落合	454円	37,639円
美濃	437円	9,643円
羽島南	576円	17,587円
下石	312円	4,044円
新駄知	644円	14,446円
美濃平田	490円	77,080円
養老東	344円	13,074円
岐阜神戸	522円	22,397円
輪之内	330円	90,518円
美濃池田	587円	9,018円
岐阜川辺	395円	16,307円
御高	314円	16,308円
笠原	342円	7,635円
陶	350円	5,993円
久々利	232円	17,327円
春里	426円	14,379円
海津	423円	79,377円
南濃	425円	11,855円
岐阜石津	435円	22,125円
揖斐大野	(略)	14,493円
本巣	204円	51,357円
武芸川	329円	29,282円
岐阜大和	759円	17,821円
富加	350円	11,875円
八百津	352円	12,441円
美濃坂下	168円	14,615円
付知	296円	10,626円
美濃福岡	321円	12,615円
岩村	383円	7,071円
山岡	319円	16,081円
明智	706円	12,963円
岐阜萩原	1,219円	5,421円
飛騨国府	224円	11,015円
美濃加茂北	204円	16,716円
前宮	414円	36,779円
関ヶ原	401円	34,900円
岐阜白鳥	723円	25,124円
飛騨細江	388円	45,863円
岐阜粟野	532円	4,669円
美濃牧谷	256円	40,101円
釜戸	232円	18,359円

岐阜加納	1,432円	25,601円
黒野	853円	15,818円
芥見	497円	19,576円
大垣南	978円	16,596円
大垣西	668円	23,852円
大垣丸ノ内南	594円	13,642円
高山第二	1,930円	15,900円
東濃B	445円	22,638円
岐阜根本	738円	53,211円
岐阜関	674円	9,580円
小金田	383円	18,127円
岐阜中津川	541円	17,069円
瑞浪	373円	13,183円
岐阜羽島	684円	20,501円
恵那	684円	27,223円
恵那B	684円	16,318円
武並	390円	18,212円
中濃	894円	24,428円
土岐	336円	16,934円
各務原	608円	25,789円
鷺沼	682円	10,033円
可児	623円	27,120円
笠松	704円	9,386円
佐波	598円	25,263円
養老	490円	19,136円
垂井	333円	16,448円
揖斐川	172円	12,693円
岐阜北方	1,006円	12,699円
穂積	716円	17,526円
高富	736円	13,136円
郡上八幡	735円	19,497円
美濃白川	251円	11,729円
下呂	635円	22,028円
荘川	55円	20,262円
飛騨古川	829円	10,028円
岐阜神岡	411円	21,933円
一宮川島	483円	10,682円
岐阜殿美	367円	24,896円
岐阜赤坂	564円	7,377円
美濃坂本	288円	11,267円
第一落合	422円	40,160円
美濃	475円	10,707円
羽島南	562円	17,631円
下石	300円	5,413円
新駄知	600円	17,891円
美濃平田	521円	88,414円
養老東	340円	16,526円
岐阜神戸	538円	31,018円
輪之内	333円	92,490円
美濃池田	459円	9,547円
岐阜川辺	382円	14,997円
御高	326円	17,315円
笠原	366円	8,756円
陶	310円	6,733円
久々利	234円	20,563円
春里	409円	15,285円
海津	430円	88,962円
南濃	437円	13,218円
岐阜石津	436円	23,209円
揖斐大野	(略)	15,008円
本巣	211円	50,445円
武芸川	328円	17,003円
岐阜大和	724円	13,366円
富加	374円	13,694円
八百津	355円	12,749円
美濃坂下	173円	16,235円
付知	293円	12,115円
美濃福岡	322円	13,750円
岩村	387円	6,304円
山岡	335円	11,793円
明智	724円	12,827円
岐阜萩原	1,169円	7,300円
飛騨国府	215円	12,858円
美濃加茂北	199円	22,128円
前宮	420円	10,345円
関ヶ原	396円	37,951円
岐阜白鳥	703円	27,223円
飛騨細江	372円	49,006円
岐阜粟野	554円	5,560円
美濃牧谷	239円	42,745円
釜戸	222円	11,974円

	鶴里	166円	11,095円
	上石津	(略)	12,785円
	名森	360円	162,893円
	墨俣	534円	13,177円
	岐阜美山	423円	7,372円
	谷合	390円	42,013円
	武儀	472円	19,124円
	高鷲	114円	8,747円
	美並	430円	17,575円
	七宗	598円	15,367円
	東白川	295円	13,260円
	加子母	313円	30,788円
	蛭川	320円	12,160円
	上矢作	271円	19,378円
	飛騨小坂	(略)	58,336円
	飛騨竹原	456円	13,914円
	岐阜金山	863円	17,896円
	町方	571円	40,333円
	久々野	457円	12,773円
	奥飛騨温泉	291円	21,986円
	根尾	214円	21,908円
	蘇原	310円	23,270円
	黒南	233円	24,052円
	岐阜黒川	329円	23,355円
	飛騨河合	225円	28,100円
静岡県	用宗	1,115円	14,579円
	静岡長沼	1,960円	9,392円
	城北	2,470円	20,541円
	静岡八幡	2,227円	20,441円
	静岡大谷	735円	15,228円
	静岡電々	5,679円	35,858円
	浜松	1,128円	28,746円
	精志	599円	21,605円
	浜松住吉	1,291円	11,593円
	三方原	1,045円	9,104円
	神久呂	505円	9,285円
	中野町	822円	8,779円
	白羽	466円	9,361円
	芳川	642円	13,810円
	都田	552円	53,192円
	向宿別	756円	23,585円
	増楽	974円	9,107円
	下香貫	1,349円	12,650円
	沼津高島	1,502円	14,105円
	沼津原	1,480円	33,570円
	江ノ浦	754円	18,252円
	沼津第二	2,103円	17,663円
	沼津北	2,360円	40,733円
	静岡清水	850円	25,059円
	有度	960円	15,649円
	江尻	1,780円	12,131円
	三保	738円	11,087円
	南熱海	610円	7,828円
	第二熱海	1,257円	21,032円
	三島中郷	1,061円	34,171円
	北田町	2,147円	12,094円
	富士宮	307円	12,773円
	伊東	517円	33,393円
	静岡伊東2	517円	27,318円
	八幡野	647円	15,495円
	静岡島田	558円	10,474円
	富士	658円	15,880円
	平塚	595円	13,334円
	富士鈴川	682円	4,795円
	富士岡	585円	6,848円
	鷹岡	520円	10,469円
	磐田	893円	12,093円
	焼津	689円	9,058円
大宮	761円	19,864円	
掛川	540円	29,869円	
伊達方	266円	12,398円	
藤枝	976円	21,502円	
兵太夫	978円	7,904円	
御殿場	929円	16,990円	
玉穂	679円	11,656円	
袋井	1,144円	14,290円	
天竜	743円	9,170円	
浜北	684円	16,503円	
伊東下田	878円	17,769円	
裾野	1,221円	13,631円	
湖西	910円	15,148円	

	鶴里	161円	12,769円
	上石津	(略)	14,917円
	名森	369円	95,295円
	墨俣	564円	13,939円
	岐阜美山	419円	8,976円
	谷合	365円	18,837円
	武儀	470円	18,017円
	高鷲	115円	9,984円
	美並	419円	16,734円
	七宗	568円	16,662円
	東白川	268円	16,988円
	加子母	294円	18,256円
	蛭川	311円	16,752円
	上矢作	250円	20,501円
	飛騨小坂	(略)	59,288円
	飛騨竹原	435円	18,507円
	岐阜金山	795円	19,521円
	町方	542円	41,695円
	久々野	450円	14,586円
	奥飛騨温泉	145円	23,899円
	根尾	211円	22,744円
	蘇原	288円	28,540円
	黒南	236円	13,091円
	岐阜黒川	309円	26,147円
	飛騨河合	216円	30,273円
静岡県	用宗	1,165円	14,313円
	静岡長沼	1,979円	12,482円
	城北	2,567円	20,607円
	静岡八幡	2,287円	23,958円
	静岡大谷	696円	15,699円
	静岡電々	6,281円	30,735円
	浜松	1,192円	30,225円
	精志	619円	16,810円
	浜松住吉	1,319円	14,382円
	三方原	1,064円	8,962円
	神久呂	524円	10,646円
	中野町	884円	9,876円
	白羽	446円	9,170円
	芳川	606円	15,074円
	都田	595円	19,068円
	向宿別	778円	27,194円
	増楽	964円	8,902円
	下香貫	1,254円	13,410円
	沼津高島	1,524円	15,104円
	沼津原	1,130円	34,721円
	江ノ浦	806円	20,397円
	沼津第二	2,015円	19,966円
	沼津北	2,283円	39,953円
	静岡清水	848円	28,077円
	有度	999円	15,644円
	江尻	1,787円	11,717円
	三保	713円	10,556円
	南熱海	596円	8,616円
	第二熱海	1,217円	20,160円
	三島中郷	1,069円	34,715円
	北田町	2,112円	13,304円
	富士宮	653円	13,199円
	伊東	518円	20,912円
	静岡伊東2	518円	14,132円
	八幡野	698円	17,244円
	静岡島田	1,672円	12,832円
	富士	688円	15,013円
	平塚	653円	12,456円
	富士鈴川	703円	5,313円
	富士岡	757円	10,470円
	鷹岡	528円	10,267円
	磐田	909円	23,324円
	焼津	697円	11,684円
大宮	744円	17,962円	
掛川	550円	30,320円	
伊達方	256円	17,476円	
藤枝	1,013円	19,056円	
兵太夫	986円	8,706円	
御殿場	973円	18,544円	
玉穂	683円	12,094円	
袋井	1,203円	13,912円	
天竜	753円	10,226円	
浜北	681円	15,608円	
伊東下田	845円	20,763円	
裾野	1,242円	12,359円	
湖西	918円	15,389円	

河津	732円	18,453円
南伊豆	276円	22,701円
仁科	1,593円	7,745円
伊豆長岡	1,132円	15,046円
修善寺大仁	1,018円	21,444円
新函南	1,170円	25,782円
中土狩	1,740円	10,579円
大井川	525円	24,091円
榛原	498円	15,303円
吉田町	530円	16,578円
浜岡	345円	26,302円
掛川菊川	826円	20,932円
引佐	639円	40,300円
静岡美和	567円	38,580円
服織	1,143円	52,048円
静岡沼津	1,894円	24,467円
富士大淵	543円	12,780円
湯ヶ島	670円	14,646円
青羽根	1,466円	14,813円
静岡岡部	990円	11,572円
静岡金谷	174円	9,947円
舞阪	644円	14,004円
新居	634円	43,900円
細江	568円	9,986円
伊左地	514円	10,487円
館山寺	466円	16,407円
静岡興津	1,170円	7,001円
小島	1,297円	14,385円
上野北山	(略)	21,961円
川奈	710円	16,621円
宇佐美	871円	15,618円
富戸	870円	19,355円
初倉	613円	13,857円
富士見台	796円	16,481円
大藤	554円	24,393円
原谷	440円	12,443円
葉梨	690円	19,621円
御殿場神山	703円	10,366円
静岡山梨	739円	10,315円
中瀬	650円	8,520円
宮口	703円	4,914円
沼津御宿	863円	20,218円
新所原	996円	10,832円
熱川	365円	17,098円
稲取	540円	24,386円
丹那	350円	11,979円
韭山	1,528円	22,625円
大仁	1,963円	15,390円
中伊豆	309円	38,529円
須走	449円	13,609円
静岡小山	753円	9,960円
芝川	207円	40,137円
御前崎	318円	19,959円
相良	550円	14,102円
地頭方	271円	19,848円
小笠	406円	15,070円
森町	492円	5,659円
浅羽	453円	34,459円
静岡福田	448円	3,849円
竜洋	540円	17,102円
踐機	772円	27,347円
静岡水落	2,128円	25,266円
伊豆山	1,084円	23,306円
猪之頭	305円	23,005円
上井出	232円	40,128円
箕作	867円	13,814円
入出	304円	10,669円
白須賀	239円	12,879円
伊東松崎	1,615円	18,635円
西伊豆	1,155円	10,901円
伊豆賀茂	607円	60,730円
静岡戸田	222円	34,007円
土肥	334円	7,908円
富士川	604円	7,095円
富士松野	253円	11,847円
蒲原	1,317円	9,348円
由比	862円	12,516円
静岡川根	743円	21,804円
大須賀	1,134円	16,811円
静岡豊岡	486円	18,490円
三ヶ日	629円	18,778円

河津	698円	18,994円
南伊豆	279円	27,185円
仁科	1,559円	9,458円
伊豆長岡	1,135円	15,322円
修善寺大仁	996円	23,067円
新函南	1,177円	27,467円
中土狩	1,695円	10,235円
大井川	504円	26,046円
榛原	526円	16,910円
吉田町	521円	16,121円
浜岡	334円	22,007円
掛川菊川	832円	21,134円
引佐	692円	11,741円
静岡美和	588円	39,417円
服織	1,227円	53,915円
静岡沼津	1,832円	25,985円
富士大淵	540円	14,210円
湯ヶ島	680円	15,085円
青羽根	1,446円	20,023円
静岡岡部	988円	11,514円
静岡金谷	458円	10,570円
舞阪	667円	15,691円
新居	654円	19,304円
細江	565円	11,647円
伊左地	532円	11,482円
館山寺	472円	18,980円
静岡興津	1,220円	7,573円
小島	1,329円	27,872円
上野北山	(略)	22,580円
川奈	722円	17,517円
宇佐美	856円	17,874円
富戸	901円	9,216円
初倉	629円	17,813円
富士見台	783円	17,518円
大藤	555円	16,489円
原谷	455円	13,940円
葉梨	674円	22,763円
御殿場神山	724円	13,212円
静岡山梨	767円	11,941円
中瀬	660円	11,114円
宮口	709円	6,685円
沼津御宿	884円	19,754円
新所原	1,018円	10,729円
熱川	363円	18,301円
稲取	516円	26,997円
丹那	351円	16,151円
韭山	1,473円	24,260円
大仁	1,961円	15,844円
中伊豆	314円	16,786円
須走	438円	16,125円
静岡小山	776円	9,744円
芝川	213円	40,554円
御前崎	320円	22,362円
相良	520円	13,165円
地頭方	246円	21,744円
小笠	405円	16,331円
森町	511円	6,374円
浅羽	445円	21,826円
静岡福田	349円	5,503円
竜洋	483円	18,264円
踐機	791円	16,926円
静岡水落	2,248円	27,630円
伊豆山	1,015円	24,954円
猪之頭	298円	25,112円
上井出	241円	41,402円
箕作	850円	18,335円
入出	282円	14,460円
白須賀	246円	17,787円
伊東松崎	1,609円	19,316円
西伊豆	1,098円	12,733円
伊豆賀茂	596円	64,378円
静岡戸田	227円	34,297円
土肥	337円	8,935円
富士川	710円	8,586円
富士松野	319円	14,249円
蒲原	1,294円	11,118円
由比	1,014円	11,774円
静岡川根	766円	23,779円
大須賀	1,242円	18,221円
静岡豊岡	512円	38,631円
三ヶ日	682円	20,131円

	都筑	643円	20,928円
	宮口2	703円	19,154円
	掛川城東	(略)	20,056円
	隼山高原	179円	14,484円
	用沢	472円	18,454円
	中川根	637円	11,327円
	千頭	423円	11,326円
	掛川大東	286円	22,831円
	気多	388円	15,126円
	天童佐久間	615円	11,413円
	静岡西浦	767円	19,021円
	南崎	435円	8,549円
	天童春野	359円	26,234円
愛知県	千種覚王山	2,287円	29,455円
	名古屋東山	1,887円	19,098円
	千種第二	2,154円	15,380円
	名古屋新東	2,692円	105,848円
	布池	2,686円	30,373円
	矢田	1,616円	16,244円
	大曾根	1,608円	28,328円
	味鏡	1,537円	17,885円
	名古屋山田	1,173円	28,680円
	浄心	1,554円	17,755円
	笹島	2,251円	31,188円
	則武	2,362円	23,801円
	名古屋中村	1,950円	28,434円
	稲葉地	2,058円	20,146円
	名古屋中	1,063円	36,101円
	名古屋金山	2,417円	39,383円
	新広小路	2,719円	67,594円
	滝子	1,781円	16,273円
	瑞穂通	1,589円	24,540円
	八事	2,877円	23,998円
	名古屋中川	1,297円	10,622円
	下之一色	1,348円	35,544円
	名古屋港	1,031円	39,863円
	稲永	1,034円	15,614円
	蓮徳	1,789円	13,799円
	笠寺	1,185円	20,904円
	大同	1,573円	19,136円
	名古屋守山	883円	22,072円
	名古屋緑	1,225円	25,618円
	平手	1,517円	28,313円
	鳴子第二	(略)	18,836円
	名東	1,720円	29,285円
	猪子石	2,053円	27,166円
	猪高	2,477円	35,126円
	天白	2,084円	26,283円
	豊橋岩田	1,296円	19,602円
	豊橋花田	1,299円	25,777円
	豊橋南栄	1,265円	18,649円
	豊橋二川	1,092円	11,307円
	老津	(略)	6,058円
	植田	730円	9,317円
	札木	622円	14,347円
	岡崎	1,126円	28,286円
	羽根	1,777円	34,706円
	矢作	527円	11,524円
	藤川	(略)	4,311円
	岩津	1,063円	9,899円
	尾張一宮	1,052円	18,672円
	一宮神山	1,686円	8,478円
	一宮羽根	633円	31,457円
	一宮萩原	544円	14,015円
	浅井	548円	10,190円
	瀬戸陶栄	526円	10,863円
	愛知半田	795円	20,357円
	春日井	1,006円	19,082円
	勝川	1,501円	22,488円
	高蔵寺分室	620円	29,071円
	高蔵寺	1,300円	13,947円
	春日井坂下	753円	43,639円
	愛知豊川	1,014円	13,144円
	御油	1,020円	8,510円
	津島藤浪	1,263円	13,791円
	碧南2	(略)	18,369円
	刈谷	762円	20,524円
	刈谷境	896円	17,529円
	愛知豊田	900円	23,209円
	豊田高上	1,929円	18,136円
	豊田寿	893円	19,113円

	都筑	638円	25,847円
	宮口2	709円	20,612円
	掛川城東	(略)	23,875円
	隼山高原	171円	15,793円
	用沢	476円	21,233円
	中川根	659円	13,280円
	千頭	369円	13,712円
	掛川大東	270円	23,759円
	気多	392円	18,573円
	天童佐久間	690円	13,256円
	静岡西浦	693円	21,333円
	南崎	394円	9,609円
	天童春野	302円	22,923円
愛知県	千種覚王山	2,521円	31,545円
	名古屋東山	1,985円	21,570円
	千種第二	2,374円	16,292円
	名古屋新東	3,905円	112,653円
	布池	3,382円	27,153円
	矢田	1,867円	17,851円
	大曾根	1,735円	28,294円
	味鏡	1,487円	13,558円
	名古屋山田	1,221円	28,444円
	浄心	1,666円	16,824円
	笹島	3,005円	35,186円
	則武	2,756円	22,738円
	名古屋中村	2,052円	29,144円
	稲葉地	2,117円	19,895円
	名古屋中	1,402円	51,619円
	名古屋金山	3,150円	48,348円
	新広小路	3,283円	71,450円
	滝子	1,876円	18,938円
	瑞穂通	1,734円	20,476円
	八事	3,155円	17,706円
	名古屋中川	1,373円	12,355円
	下之一色	1,346円	26,355円
	名古屋港	1,100円	33,950円
	稲永	1,051円	16,657円
	蓮徳	1,813円	13,063円
	笠寺	1,181円	14,143円
	大同	1,583円	20,647円
	名古屋守山	1,020円	24,812円
	名古屋緑	1,417円	27,823円
	平手	1,657円	18,079円
	鳴子第二	(略)	20,390円
	名東	1,882円	25,531円
	猪子石	2,176円	22,955円
	猪高	2,514円	36,225円
	天白	2,262円	27,795円
	豊橋岩田	1,278円	11,199円
	豊橋花田	1,636円	28,192円
	豊橋南栄	1,261円	19,831円
	豊橋二川	1,113円	11,342円
	老津	(略)	6,491円
	植田	724円	9,885円
	札木	617円	16,607円
	岡崎	591円	27,665円
	羽根	1,906円	18,166円
	矢作	529円	12,841円
	藤川	(略)	4,501円
	岩津	1,145円	7,843円
	尾張一宮	763円	18,685円
	一宮神山	1,738円	9,528円
	一宮羽根	671円	16,187円
	一宮萩原	571円	16,089円
	浅井	595円	11,688円
	瀬戸陶栄	534円	11,607円
	愛知半田	816円	22,556円
	春日井	1,021円	20,277円
	勝川	1,536円	19,089円
	高蔵寺分室	650円	21,983円
	高蔵寺	1,708円	13,918円
	春日井坂下	779円	44,309円
	愛知豊川	1,067円	13,461円
	御油	1,036円	9,388円
	津島藤浪	1,320円	15,290円
	碧南2	(略)	19,758円
	刈谷	768円	21,405円
	刈谷境	890円	18,265円
	愛知豊田	914円	24,259円
	豊田高上	1,935円	15,768円
	豊田寿	935円	19,636円

猿投2	1,283円	15,256円
豊田高岡	873円	14,885円
豊田上郷	712円	13,227円
刈谷安城2	697円	48,163円
今村	2,203円	6,744円
西尾寄住	1,018円	10,234円
蒲郡2	1,223円	8,483円
犬山B	657円	14,434円
犬山羽黒	759円	20,681円
常滑	863円	16,564円
一宮江南2	1,230円	6,133円
江南宮田	701円	8,002円
尾西	712円	21,971円
小牧機械棟	677円	5,940円
篠岡	592円	26,658円
小牧桜井	856円	47,691円
稲沢	1,736円	27,927円
豊橋新城	1,016円	14,799円
上野町	(略)	36,014円
尾張横須賀B	761円	13,983円
大府	1,483円	6,931円
知多	756円	7,925円
知立2	1,560円	12,038円
尾張旭	1,135円	11,501円
愛知高浜	924円	5,291円
岩倉	1,346円	22,965円
豊明	872円	13,112円
東阿野	1,214円	16,105円
名古屋東郷	1,063円	8,981円
名古屋日進	(略)	24,118円
長久手B	1,161円	20,675円
豊山	1,400円	43,501円
西春B	1,615円	35,381円
新川清洲	1,218円	30,975円
江南大口	884円	18,889円
扶桑	837円	8,495円
木曾川B	562円	11,095円
祖父江	642円	14,051円
海部	933円	26,011円
蟹江B	1,174円	18,652円
津島弥富	703円	9,044円
阿久比	601円	9,288円
東浦	802円	9,592円
幸田	1,227円	19,387円
三好	1,735円	8,192円
設楽	106円	14,762円
愛知御津	630円	5,601円
愛知田原2	1,223円	44,456円
渥美	982円	7,801円
広小路	2,719円	29,463円
名古屋万場	920円	16,114円
志段味	780円	12,461円
名古屋大森	1,807円	25,440円
河合	613円	10,943円
矢合	586円	29,514円
平和	560円	25,695円
寺沢	771円	11,552円
豊橋石巻	469円	14,631円
常盤	660円	11,578円
六ツ美	1,128円	49,141円
品野	1,782円	29,631円
水野	518円	23,539円
板山	874円	25,133円
亀崎	825円	7,178円
松平	703円	20,674円
保見	604円	6,811円
豊田駒場	771円	16,982円
刈谷桜井	1,362円	8,225円
刈谷明治	745円	8,658円
平坂	967円	17,790円
室場	571円	12,060円
三河大塚	908円	10,454円
形原	854円	6,815円
小鈴谷	412円	18,412円
尾張大野	659円	9,526円
大海	535円	8,738円
新城富岡	312円	14,862円
加木屋	1,261円	9,552円
永和	466円	10,216円
武豊	767円	7,164円
一色2	508円	10,890円

猿投2	1,019円	7,494円
豊田高岡	910円	16,483円
豊田上郷	723円	14,681円
刈谷安城2	724円	24,041円
今村	3,974円	7,597円
西尾寄住	1,019円	11,572円
蒲郡2	1,250円	7,638円
犬山B	673円	14,894円
犬山羽黒	769円	8,116円
常滑	895円	13,487円
一宮江南2	1,259円	7,339円
江南宮田	704円	8,634円
尾西	770円	11,930円
小牧機械棟	682円	6,750円
篠岡	606円	26,246円
小牧桜井	845円	50,334円
稲沢	1,901円	25,132円
豊橋新城	1,005円	14,944円
上野町	(略)	11,836円
尾張横須賀B	741円	26,462円
大府	1,496円	8,050円
知多	775円	9,066円
知立2	1,641円	15,738円
尾張旭	1,146円	13,873円
愛知高浜	945円	7,248円
岩倉	1,416円	7,951円
豊明	888円	13,475円
東阿野	1,260円	17,304円
名古屋東郷	1,094円	10,029円
名古屋日進	(略)	16,780円
長久手B	1,224円	18,377円
豊山	1,398円	46,880円
西春B	1,652円	17,570円
新川清洲	1,214円	16,674円
江南大口	895円	18,016円
扶桑	863円	7,983円
木曾川B	946円	10,984円
祖父江	675円	15,758円
海部	945円	15,045円
蟹江B	1,182円	18,801円
津島弥富	732円	10,465円
阿久比	620円	10,046円
東浦	827円	10,637円
幸田	1,401円	21,348円
三好	1,808円	8,581円
設楽	107円	13,505円
愛知御津	628円	6,363円
愛知田原2	1,181円	31,195円
渥美	321円	8,134円
広小路	3,283円	35,770円
名古屋万場	883円	18,038円
志段味	847円	13,799円
名古屋大森	1,835円	26,242円
河合	604円	12,356円
矢合	625円	12,146円
平和	594円	26,653円
寺沢	776円	16,523円
豊橋石巻	482円	16,682円
常盤	645円	17,725円
六ツ美	1,127円	52,433円
品野	1,843円	37,903円
水野	534円	10,303円
板山	908円	25,799円
亀崎	944円	9,238円
松平	581円	22,108円
保見	634円	6,922円
豊田駒場	792円	19,276円
刈谷桜井	1,414円	10,910円
刈谷明治	761円	11,678円
平坂	977円	19,532円
室場	596円	13,583円
三河大塚	921円	15,097円
形原	868円	6,919円
小鈴谷	416円	21,077円
尾張大野	706円	10,880円
大海	529円	10,416円
新城富岡	258円	15,774円
加木屋	1,297円	10,793円
永和	462円	11,709円
武豊	943円	8,683円
一色2	552円	12,308円

	上横須賀	961円	8,892円
	三好ヶ丘	1,193円	24,183円
	豊田藤岡	608円	11,573円
	三河一宮	1,732円	14,979円
	小坂井	782円	7,376円
	東海栄東西	3,648円	21,578円
	豊橋	622円	30,881円
	南海部	484円	8,484円
	木場	661円	20,119円
	鍋田	324円	42,306円
	八開	528円	29,103円
	南知多	660円	20,750円
	師崎	406円	13,048円
	愛知豊浜	511円	9,262円
	愛知美浜	371円	10,440円
	野間	493円	20,486円
	吉良	966円	9,719円
	幡豆	1,875円	7,678円
	豊富	289円	15,479円
	下山	108円	11,251円
	鳳来大野	1,316円	6,622円
	愛知野田	283円	10,953円
	赤羽根	283円	20,298円
	伊良湖岬	199円	19,648円
	刈谷安城	697円	25,915円
	尾張横須賀	761円	20,738円
	篠島	1,625円	10,572円
	日間賀	706円	32,044円
	小原	125円	15,196円
	小渡	569円	17,491円
	東栄	462円	7,696円
	稲武	452円	13,458円
	鳳来	559円	29,123円
	菊井	1,409円	24,364円
	足助	949円	13,800円
三重県	片田	249円	8,222円
	高茶屋	735円	39,073円
	一身田	540円	13,000円
	津丸之内第4	457円	31,456円
	四日市B	523円	21,823円
	三ツ谷B	726円	8,981円
	四日市富田	815円	11,222円
	四日市水沢	343円	29,961円
	塩浜	626円	18,543円
	室山	561円	9,924円
	伊勢志摩2	636円	20,158円
	伊勢大湊	537円	28,493円
	松阪港	(略)	14,941円
	松阪南	448円	18,929円
	松阪新座	527円	14,023円
	桑名	511円	23,590円
	七和	722円	10,469円
	伊賀上野	674円	23,481円
	鈴鹿B館	916円	34,854円
	鈴鹿白子	428円	21,289円
	庄野	523円	7,904円
	名張	581円	21,266円
	尾鷲	958円	27,439円
	三重亀山	242円	9,965円
	鳥羽	389円	10,450円
	鳥羽第2	389円	23,756円
	熊野第二	1,303円	11,473円
	久居	510円	14,012円
	真井	360円	20,337円
	菟野	586円	7,104円
	三重関	259円	19,888円
	伊勢大湊	247円	29,302円
	大台	380円	18,999円
	阿児	584円	22,567円
	津丸之内第3	457円	9,907円
	小山田	304円	15,834円
	県	322円	12,055円
	保々	300円	29,709円
	下野	562円	20,876円
	伊勢豊浜	259円	16,338円
	伊勢南	344円	16,975円
	天名	294円	19,167円
	伊勢若松	473円	22,569円
	東員	210円	30,341円
	河芸	416円	20,207円
	多気	179円	39,238円

	上横須賀	698円	20,365円
	三好ヶ丘	1,204円	25,294円
	豊田藤岡	627円	12,932円
	三河一宮	1,769円	20,835円
	小坂井	559円	7,556円
	東海栄東西	6,477円	23,582円
	豊橋	617円	31,594円
	南海部	488円	11,038円
	木場	669円	21,421円
	鍋田	326円	19,368円
	八開	312円	22,282円
	南知多	641円	11,418円
	師崎	403円	14,593円
	愛知豊浜	503円	10,712円
	愛知美浜	362円	11,580円
	野間	474円	31,683円
	吉良	668円	10,975円
	幡豆	2,995円	15,314円
	豊富	296円	17,893円
	下山	105円	13,959円
	鳳来大野	1,311円	7,142円
	愛知野田	281円	11,996円
	赤羽根	292円	22,783円
	伊良湖岬	202円	20,599円
	刈谷安城	724円	27,588円
	尾張横須賀	741円	31,983円
	篠島	1,564円	12,983円
	日間賀	683円	33,211円
	小原	120円	16,873円
	小渡	563円	19,608円
	東栄	469円	9,794円
	稲武	455円	13,856円
	鳳来	523円	13,006円
	菊井	1,664円	26,040円
	足助	980円	15,006円
三重県	片田	257円	8,745円
	高茶屋	774円	42,814円
	一身田	542円	12,909円
	津丸之内第4	489円	30,617円
	四日市B	544円	23,388円
	三ツ谷B	720円	10,303円
	四日市富田	831円	12,249円
	四日市水沢	340円	32,034円
	塩浜	636円	19,824円
	室山	585円	10,404円
	伊勢志摩2	652円	23,121円
	伊勢大湊	543円	12,805円
	松阪港	(略)	26,124円
	松阪南	417円	20,406円
	松阪新座	545円	12,898円
	桑名	508円	22,327円
	七和	740円	11,090円
	伊賀上野	714円	30,495円
	鈴鹿B館	935円	38,445円
	鈴鹿白子	458円	24,841円
	庄野	555円	8,008円
	名張	595円	18,264円
	尾鷲	1,015円	30,667円
	三重亀山	256円	10,603円
	鳥羽	385円	11,451円
	鳥羽第2	385円	25,841円
	熊野第二	1,251円	11,062円
	久居	533円	17,083円
	真井	374円	23,150円
	菟野	587円	8,292円
	三重関	264円	22,434円
	伊勢大湊	259円	30,044円
	大台	361円	17,711円
	阿児	598円	22,588円
	津丸之内第3	489円	22,716円
	小山田	312円	17,596円
	県	323円	12,833円
	保々	302円	32,551円
	下野	575円	23,156円
	伊勢豊浜	261円	18,210円
	伊勢南	339円	22,535円
	天名	286円	20,836円
	伊勢若松	497円	24,222円
	東員	213円	33,009円
	河芸	418円	20,547円
	多気	177円	26,033円

高野尾	162円	27,419円
搦田	329円	12,190円
伊勢寺	398円	15,046円
松阪東黒部	365円	21,620円
松阪大石	158円	15,076円
桑名深谷	452円	26,104円
三重上野南	184円	66,718円
石薬師	252円	21,571円
三重長沢	235円	23,726円
比奈知	293円	40,969円
桔梗ヶ丘第一	591円	23,047円
賀田	273円	28,583円
北輪内	707円	19,172円
野登	138円	21,167円
三重長岡	170円	17,542円
答志島	597円	17,284円
榊原	96円	16,566円
多度	196円	17,061円
伊勢長島	723円	12,621円
北勢	372円	9,260円
大安	155円	38,325円
朝明	183円	15,061円
四日市楠	603円	12,155円
四日市朝日	449円	27,604円
椋本	162円	12,036円
安濃	159円	19,111円
一志	214円	15,663円
三重白山	99円	15,152円
三重嬉野	233円	12,389円
三雲	364円	10,918円
明和	376円	8,398円
伊勢玉城	456円	13,309円
伊勢二見	448円	16,040円
内城田	707円	15,388円
伊賀	195円	11,074円
伊賀平田	259円	61,556円
三重青山	303円	12,756円
大王	416円	7,285円
三重志摩	442円	23,862円
甲賀	634円	27,598円
紀伊長島	775円	16,843円
三重御浜	535円	12,737円
大安東	281円	15,811円
三重藤原	331円	15,397円
三重美里	373円	21,210円
香良洲	375円	11,378円
飯南	488円	44,185円
榊原	360円	23,919円
勢和	484円	20,906円
三重萩原	422円	25,268円
宿田曹	601円	25,932円
五ヶ所	485円	27,428円
南海	344円	11,257円
島ヶ原	175円	14,946円
浜島	435円	13,705円
安乗	443円	15,354円
三重磯部	317円	21,712円
三重九鬼	327円	31,058円
三重飛鳥	437円	14,286円
新鹿	305円	17,754円
二木島	638円	35,163円
美杉	382円	19,501円
三重奥津	369円	29,786円
飯高	558円	16,946円
伊勢志摩3	636円	32,888円
菅島	1,385円	43,959円
飯高川俣	247円	30,073円
阿山	118円	20,531円
矢口桂城	600円	31,848円
紀宝鶴殿	1,044円	13,958円
入鹿	243円	13,909円
海山	1,214円	19,994円
滋賀大津	716円	44,201円
堅田2	922円	22,405円
滋賀瀬田	1,070円	38,004円
石山	590円	15,896円
大津坂本2	959円	10,014円
におの浜	1,620円	44,088円
彦根3	633円	38,875円
河瀬	337円	13,739円
稲枝	376円	5,152円

滋賀県

高野尾	149円	33,127円
搦田	443円	14,765円
伊勢寺	419円	16,075円
松阪東黒部	344円	27,286円
松阪大石	146円	21,084円
桑名深谷	468円	15,615円
三重上野南	180円	74,266円
石薬師	251円	22,209円
三重長沢	225円	28,836円
比奈知	272円	43,750円
桔梗ヶ丘第一	639円	25,043円
賀田	259円	29,202円
北輪内	674円	21,011円
野登	133円	27,145円
三重長岡	158円	39,145円
答志島	528円	18,301円
榊原	97円	18,379円
多度	200円	19,479円
伊勢長島	719円	15,518円
北勢	424円	9,355円
大安	151円	26,676円
朝明	181円	37,375円
四日市楠	600円	13,415円
四日市朝日	450円	14,583円
椋本	169円	15,588円
安濃	173円	23,302円
一志	210円	15,599円
三重白山	97円	57,257円
三重嬉野	225円	13,751円
三雲	353円	12,414円
明和	375円	8,545円
伊勢玉城	458円	15,287円
伊勢二見	471円	20,256円
内城田	690円	19,752円
伊賀	194円	11,090円
伊賀平田	250円	67,442円
三重青山	146円	14,045円
大王	399円	8,506円
三重志摩	455円	25,674円
甲賀	646円	14,162円
紀伊長島	752円	12,922円
三重御浜	508円	14,704円
大安東	286円	15,985円
三重藤原	339円	17,329円
三重美里	365円	27,198円
香良洲	374円	13,149円
飯南	467円	30,634円
榊原	327円	28,922円
勢和	460円	22,508円
三重萩原	394円	30,490円
宿田曹	583円	28,861円
五ヶ所	464円	29,789円
南海	340円	13,048円
島ヶ原	160円	20,578円
浜島	438円	26,246円
安乗	461円	29,228円
三重磯部	329円	24,642円
三重九鬼	304円	34,390円
三重飛鳥	407円	19,802円
新鹿	282円	19,835円
二木島	579円	38,064円
美杉	356円	21,308円
三重奥津	337円	34,979円
飯高	515円	18,539円
伊勢志摩3	652円	34,827円
菅島	1,233円	48,367円
飯高川俣	240円	35,651円
阿山	110円	18,512円
矢口桂城	559円	34,998円
紀宝鶴殿	985円	18,753円
入鹿	218円	19,129円
海山	1,187円	21,642円
滋賀大津	993円	50,243円
堅田2	962円	24,848円
滋賀瀬田	1,139円	39,001円
石山	619円	17,880円
大津坂本2	1,081円	10,762円
におの浜	1,699円	46,295円
彦根3	648円	42,431円
河瀬	381円	14,633円
稲枝	387円	8,346円

滋賀県

滋賀長浜	510円	27,273円
近江八幡	695円	29,773円
六枚橋別館	939円	17,208円
八日市	883円	19,015円
葦津	575円	35,835円
常盤	310円	11,505円
近江守山	537円	27,733円
守山北	1,058円	23,634円
粟東	584円	36,856円
野洲2	950円	31,155円
甲西	652円	30,794円
水口	303円	18,990円
滋賀甲賀	487円	19,962円
信楽	265円	27,066円
安土	772円	8,260円
近江日野	298円	26,058円
滋賀鶴川	377円	28,184円
五箇荘	582円	14,541円
能登川	806円	24,060円
湖東	88円	8,526円
秦荘	154円	14,061円
愛知川	185円	22,069円
滋賀多賀	909円	14,657円
滋賀山東	71円	34,105円
米原	784円	10,703円
虎姫	218円	62,656円
滋賀湖北	220円	13,735円
ひわ	403円	21,960円
近江高月	200円	18,151円
木之本	204円	33,104円
今津	354円	15,380円
安曇川	543円	25,955円
高島	416円	13,520円
新旭	237円	28,428円
関ノ津	(略)	33,595円
滋賀志賀	261円	18,844円
和途	185円	12,765円
金勝	483円	6,077円
中圭	680円	30,215円
石部	230円	5,931円
下田	542円	32,955円
菩提寺	766円	28,176円
近江甲南	324円	11,767円
滋賀蒲生	91円	16,247円
童王	80円	48,892円
豊郷	207円	23,523円
甲良	167円	11,160円
醒ヶ井	266円	22,417円
滋賀浅井	363円	25,122円
比叡平	471円	28,567円
小松	313円	100,970円
長浜局舎2	505円	55,824円
土山	285円	24,784円
滋賀大野	149円	20,784円
雲井	161円	14,017円
柏原別館	208円	22,760円
朝日	221円	8,868円
中之郷	391円	24,143円
マキノ沢	257円	19,010円
船木	308円	25,950円
愛東	206円	8,715円
マキノ	289円	18,604円
彦中	292円	14,996円
上田上別館	327円	59,740円
滋賀伊吹	(略)	12,803円
近江大浦	79円	29,140円
京都府		
紫野	3,372円	20,309円
京都北野	9,873円	13,057円
西陣別館	3,768円	33,040円
賀茂	2,681円	20,142円
京都吉田	3,747円	47,040円
壬生別館	3,907円	14,854円
京都	10,320円	31,969円
祇園	2,403円	28,938円
七条	1,898円	26,961円
京都南	2,438円	40,312円
嵯峨2	2,655円	14,194円
朱雀	2,323円	25,959円
深草	2,349円	17,582円
京都醍醐	2,159円	16,125円
伏見	2,985円	27,339円

滋賀長浜	542円	28,436円
近江八幡	728円	30,959円
六枚橋別館	967円	18,639円
八日市	872円	17,272円
葦津	617円	33,298円
常盤	337円	15,594円
近江守山	563円	31,082円
守山北	1,082円	25,294円
粟東	651円	40,153円
野洲2	980円	33,175円
甲西	650円	13,004円
水口	347円	18,039円
滋賀甲賀	520円	5,435円
信楽	287円	38,535円
安土	790円	9,217円
近江日野	313円	30,397円
滋賀鶴川	373円	28,900円
五箇荘	607円	15,585円
能登川	830円	22,591円
湖東	89円	12,717円
秦荘	156円	17,561円
愛知川	190円	17,518円
滋賀多賀	972円	15,058円
滋賀山東	72円	32,084円
米原	819円	12,469円
虎姫	216円	59,569円
滋賀湖北	219円	15,361円
ひわ	401円	23,845円
近江高月	201円	28,133円
木之本	212円	36,749円
今津	207円	22,036円
安曇川	593円	31,505円
高島	423円	15,714円
新旭	247円	31,644円
関ノ津	(略)	23,992円
滋賀志賀	259円	20,460円
和途	188円	13,011円
金勝	500円	7,491円
中圭	694円	26,530円
石部	258円	6,773円
下田	552円	24,672円
菩提寺	754円	22,286円
近江甲南	345円	12,452円
滋賀蒲生	93円	15,523円
童王	78円	31,738円
豊郷	214円	19,096円
甲良	162円	12,840円
醒ヶ井	268円	24,329円
滋賀浅井	380円	27,398円
比叡平	505円	12,431円
小松	319円	102,875円
長浜局舎2	530円	55,734円
土山	307円	18,366円
滋賀大野	155円	24,588円
雲井	164円	16,754円
柏原別館	212円	24,911円
朝日	219円	9,918円
中之郷	394円	28,539円
マキノ沢	288円	21,972円
船木	310円	21,168円
愛東	210円	13,351円
マキノ	285円	32,844円
彦中	282円	20,413円
上田上別館	329円	63,578円
滋賀伊吹	(略)	9,485円
近江大浦	75円	30,956円
京都府		
紫野	3,712円	19,654円
京都北野	10,308円	13,573円
西陣別館	4,000円	35,785円
賀茂	3,033円	21,002円
京都吉田	3,841円	43,924円
壬生別館	4,063円	16,769円
京都	11,073円	36,886円
祇園	2,452円	31,790円
七条	2,002円	27,378円
京都南	2,500円	40,119円
嵯峨2	2,558円	15,520円
朱雀	2,325円	25,919円
深草	2,559円	17,595円
京都醍醐	2,456円	17,776円
伏見	3,332円	28,500円

淀	1,352円	14,872円
山科	1,772円	22,591円
京都桂	3,326円	28,816円
大原野	1,463円	17,124円
前田	758円	10,095円
福知山	2,256円	37,380円
京都舞鶴	914円	18,581円
舞鶴西	461円	32,400円
綾部	1,095円	24,744円
宇治2	1,521円	22,933円
京都新田	1,793円	20,668円
宮津	451円	32,436円
亀岡	1,645円	19,113円
城陽	1,013円	16,715円
京都西山	5,568円	17,542円
長岡京	3,555円	47,460円
京都八幡	1,014円	17,109円
山城田辺	1,027円	26,692円
精華2	1,146円	20,402円
園部	1,274円	32,688円
岩滝	361円	9,820円
加悦谷 (略)		22,940円
峰山	252円	25,168円
丹後大宮	144円	19,218円
網野	409円	16,609円
鞍馬	1,127円	20,285円
木幡	1,430円	25,025円
山城木津	1,385円	20,776円
福知山上川口	436円	14,535円
宮前	296円	16,941円
井手	576円	40,720円
山城町	633円	13,937円
山城加茂	865円	23,432円
京都八木	1,193円	18,516円
丹波町	340円	22,897円
京都弥栄	473円	31,460円
京都吉田別館	3,747円	27,349円
山城大原	212円	39,717円
祇園別館	1,928円	20,427円
八田	145円	27,808円
三和	245円	21,265円
朱雀・桂2	3,326円	15,085円
何北	122円	20,741円
天ノ橋立	310円	29,879円
和東	136円	43,808円
京北	763円	14,706円
京都美山	529円	20,504円
京都下山	384円	13,388円
京都日吉	405円	12,858円
瑞穂	277円	13,122円
和知	394円	45,085円
夜久野	118円	17,037円
丹後木津	602円	34,342円
丹後町	527円	15,745円
神野	416円	30,995円
久美浜	781円	32,810円
舞鶴八雲2	132円	173,733円
宇治田原	466円	45,743円
舞鶴岡田	209円	29,454円
京都大江	402円	22,225円
平野	279円	27,409円
伊根	189円	56,289円
都島	2,443円	18,710円
此花	1,732円	18,350円
大阪新町新	1,889円	24,175円
西	3,089円	26,673円
大阪港	1,763円	36,764円
大阪大正別館	1,985円	19,186円
天王寺	2,306円	14,857円
大阪桜川	1,384円	32,076円
日本橋北館	1,642円	19,375円
西淀川	1,609円	18,976円
東淀川	3,029円	28,915円
東成	3,315円	18,812円
生野	1,466円	35,917円
巽	1,792円	24,093円
大阪旭	2,733円	20,077円
大阪城東	2,177円	18,231円
鴨野	2,695円	15,270円
桑津	2,249円	18,325円
阿倍野	3,126円	20,048円

大阪府

淀	1,354円	17,057円
山科	1,976円	25,140円
京都桂	3,011円	32,216円
大原野	1,449円	19,037円
前田	807円	10,782円
福知山	2,169円	37,459円
京都舞鶴	939円	20,269円
舞鶴西	569円	28,924円
綾部	1,195円	21,346円
宇治2	1,597円	22,998円
京都新田	1,973円	23,569円
宮津	459円	33,875円
亀岡	1,679円	19,420円
城陽	1,071円	19,243円
京都西山	5,820円	22,523円
長岡京	3,618円	47,429円
京都八幡	1,049円	14,709円
山城田辺	1,064円	28,519円
精華2	1,177円	22,352円
園部	1,311円	20,546円
岩滝	359円	10,584円
加悦谷 (略)		16,126円
峰山	264円	21,548円
丹後大宮	142円	23,976円
網野	480円	29,581円
鞍馬	1,279円	25,728円
木幡	1,541円	17,332円
山城木津	1,377円	22,541円
福知山上川口	433円	17,880円
宮前	307円	14,234円
井手	587円	27,100円
山城町	689円	17,247円
山城加茂	807円	23,765円
京都八木	1,235円	14,594円
丹波町	352円	25,819円
京都弥栄	475円	30,571円
京都吉田別館	3,842円	29,227円
山城大原	308円	42,415円
祇園別館	2,035円	23,356円
八田	135円	32,764円
三和	234円	23,019円
朱雀・桂2	3,011円	17,328円
何北	113円	27,481円
天ノ橋立	305円	33,036円
和東	139円	21,870円
京北	791円	15,001円
京都美山	543円	25,626円
京都下山	376円	18,117円
京都日吉	436円	17,165円
瑞穂	280円	11,807円
和知	388円	48,480円
夜久野	115円	21,416円
丹後木津	592円	37,431円
丹後町	508円	29,868円
神野	399円	31,006円
久美浜	776円	34,503円
舞鶴八雲2	124円	184,656円
宇治田原	476円	20,784円
舞鶴岡田	205円	31,553円
京都大江	408円	24,662円
平野	240円	31,114円
伊根	145円	48,050円
都島	2,994円	22,437円
此花	1,822円	20,827円
大阪新町新	2,226円	27,102円
西	3,210円	20,112円
大阪港	2,026円	39,927円
大阪大正別館	2,043円	21,517円
天王寺	2,409円	16,216円
大阪桜川	1,418円	31,730円
日本橋北館	2,151円	22,745円
西淀川	1,779円	21,932円
東淀川	3,314円	24,413円
東成	3,699円	21,515円
生野	1,668円	35,382円
巽	1,864円	24,427円
大阪旭	3,094円	23,108円
大阪城東	2,410円	20,969円
鴨野	3,050円	17,370円
桑津	2,474円	19,399円
阿倍野	3,502円	22,395円

大阪府

長居	3,636円	27,921円
大阪住吉	2,312円	17,481円
天下茶屋	1,906円	10,100円
大阪淀川3	1,708円	55,834円
大阪三国	1,840円	17,915円
大阪鶴見	3,939円	22,177円
住之江	2,776円	32,565円
南港	1,066円	32,212円
大阪平野	2,940円	22,801円
北平野	2,117円	9,599円
大阪北	1,831円	30,388円
北	1,996円	21,005円
堀川	3,182円	29,148円
豊崎	3,087円	24,514円
高津	2,201円	25,280円
大阪東	1,808円	36,444円
大阪中央ビル	3,900円	52,923円
塚	1,912円	24,435円
大阪石津	1,695円	26,889円
金岡	2,331円	15,928円
鳳	1,701円	33,455円
浜寺	1,953円	13,128円
登美丘	4,749円	19,682円
泉北	1,416円	18,443円
深井	1,552円	23,066円
初芝	1,766円	15,982円
南大阪2	1,288円	13,865円
東岸和田	3,361円	25,745円
山直	860円	4,501円
豊中	3,410円	25,494円
服部	3,360円	17,853円
庄内	2,989円	24,107円
池田石橋	2,716円	20,002円
池田別館	3,172円	20,474円
西吹田	2,490円	20,133円
吹田	1,646円	9,688円
千里	2,432円	18,662円
万国博	2,577円	13,395円
泉大津	1,555円	29,415円
高槻	1,796円	34,266円
南高槻	1,917円	22,855円
茨木富田	1,137円	11,046円
安岡寺	2,440円	24,534円
上牧	1,754円	29,558円
水間	619円	11,999円
大阪守口	1,596円	27,552円
枚方	2,057円	33,134円
枚野	3,077円	17,604円
中宮	2,043円	20,380円
香里丘	1,618円	31,844円
津田	1,830円	23,246円
香里	4,093円	30,432円
茨木	1,931円	59,929円
星見	2,704円	24,470円
郡	2,028円	7,101円
平田	2,774円	29,395円
八尾	2,401円	12,629円
志紀	2,121円	19,713円
千塚	1,607円	13,948円
泉佐野	849円	32,220円
大阪田尻	602円	31,450円
日根野2	649円	22,276円
富田林	782円	17,342円
金剛	3,295円	8,470円
佐備	2,434円	27,646円
寝屋川	1,312円	23,270円
池田	2,565円	21,633円
河内長野	2,160円	23,200円
三日市町	1,674円	15,712円
大阪松原	2,454円	25,766円
大阪大東	2,545円	23,399円
大阪和泉	1,310円	14,993円
三林	1,201円	7,147円
箕面	3,302円	28,045円
白島	2,060円	15,905円
柏原	1,436円	20,596円
柏原国分	1,378円	15,764円
羽曳野	1,189円	28,434円
門真	2,469円	15,049円
大和田	1,383円	16,905円
摂津	2,151円	15,409円

長居	4,151円	30,649円
大阪住吉	2,770円	20,558円
天下茶屋	2,074円	12,168円
大阪淀川3	1,882円	61,020円
大阪三国	2,023円	22,785円
大阪鶴見	4,763円	28,209円
住之江	3,065円	20,257円
南港	1,310円	34,388円
大阪平野	3,228円	27,462円
北平野	2,385円	10,921円
大阪北	2,464円	34,354円
北	2,911円	20,585円
堀川	3,752円	33,161円
豊崎	4,196円	28,930円
高津	2,578円	24,615円
大阪東	2,471円	38,274円
大阪中央ビル	4,211円	55,664円
塚	2,181円	28,406円
大阪石津	1,978円	19,150円
金岡	2,465円	17,025円
鳳	1,693円	25,511円
浜寺	2,150円	14,299円
登美丘	5,071円	20,477円
泉北	1,721円	20,699円
深井	1,839円	16,940円
初芝	2,055円	6,795円
南大阪2	1,445円	15,871円
東岸和田	3,426円	28,596円
山直	964円	5,051円
豊中	3,666円	27,708円
服部	3,598円	15,578円
庄内	3,208円	19,765円
池田石橋	2,993円	15,634円
池田別館	3,290円	20,893円
西吹田	2,622円	21,462円
吹田	1,794円	10,751円
千里	2,654円	20,460円
万国博	2,806円	13,873円
泉大津	1,709円	17,821円
高槻	2,000円	28,550円
南高槻	2,207円	22,400円
茨木富田	1,317円	14,203円
安岡寺	2,445円	26,239円
上牧	1,880円	21,949円
水間	681円	12,989円
大阪守口	1,780円	24,654円
枚方	2,216円	34,027円
枚野	3,519円	17,458円
中宮	2,126円	20,075円
香里丘	1,771円	23,520円
津田	1,824円	25,321円
香里	4,655円	12,866円
茨木	2,010円	54,199円
星見	2,870円	26,831円
郡	2,239円	8,771円
平田	2,607円	31,340円
八尾	2,839円	13,978円
志紀	2,403円	26,501円
千塚	1,709円	15,231円
泉佐野	913円	25,582円
大阪田尻	625円	31,019円
日根野2	715円	24,275円
富田林	800円	18,755円
金剛	3,476円	9,313円
佐備	2,360円	29,593円
寝屋川	1,546円	22,265円
池田	2,786円	23,677円
河内長野	2,197円	18,688円
三日市町	1,669円	17,298円
大阪松原	2,561円	28,685円
大阪大東	2,693円	25,517円
大阪和泉	1,410円	15,324円
三林	1,267円	8,155円
箕面	3,809円	23,435円
白島	2,238円	17,524円
柏原	1,657円	15,554円
柏原国分	1,447円	18,666円
羽曳野	1,279円	14,407円
門真	2,377円	12,989円
大和田	1,475円	13,569円
摂津	2,355円	16,789円

淀川鳥飼	1,492円	20,237円
高砂	746円	19,014円
藤井寺	1,578円	29,126円
東大阪	2,491円	24,855円
北布施	2,267円	21,695円
大阪河内	1,950円	19,000円
枚岡	2,745円	20,011円
鴻池	1,691円	20,848円
泉南	760円	7,598円
四条畷	3,240円	14,983円
交野	2,108円	19,150円
大阪狭山	1,597円	16,268円
大阪尾崎	670円	11,243円
山崎	1,380円	13,872円
熊取	765円	14,363円
大阪岬	627円	24,656円
太子別館	664円	7,918円
美原	1,044円	12,504円
土佐堀	2,597円	26,162円
北浜R T	3,066円	14,519円
島之内南	2,335円	82,057円
西面	2,196円	27,015円
大岩	426円	13,592円
寝屋川高宮	2,736円	37,456円
大阪内田	866円	6,293円
籍作	584円	23,020円
豊中吉川	1,920円	32,799円
河南	225円	6,119円
内畑	199円	15,426円
大阪横山	205円	21,324円
多奈川	300円	19,868円
赤阪	344円	29,470円
茨木2	1,931円	14,627円
茨木3	1,931円	18,081円
田原別館	602円	27,923円
東能勢	468円	53,289円
野間中	254円	31,823円
能勢	309円	26,264円
淡輪	475円	23,007円
兵庫御影	3,751円	49,971円
御影営業所	3,751円	39,849円
東灘	2,425円	14,925円
灘2	3,183円	10,138円
湊川	2,166円	17,485円
兵庫	1,645円	19,931円
神戸西	1,727円	27,883円
須磨	2,742円	9,696円
妙法寺	2,473円	11,258円
名谷	1,981円	20,684円
舞子	1,693円	12,893円
福田	2,364円	19,414円
塩屋	2,057円	14,408円
鈴蘭台	1,008円	21,450円
有馬	1,597円	18,483円
有馬温泉	760円	6,579円
山田2	679円	21,278円
北神別館	422円	68,717円
神戸港	2,746円	104,017円
基合	1,527円	17,187円
港島	2,195円	39,077円
兵庫三宮	3,471円	27,110円
神戸中電	2,554円	27,002円
岩岡	1,696円	6,832円
神出	175円	8,430円
戸谷	179円	27,185円
押部谷	203円	26,769円
伊川谷	1,221円	18,462円
姫路	1,006円	28,957円
姫路西	1,713円	32,426円
飾磨	899円	23,568円
広畑	722円	14,205円
網干	1,032円	9,453円
姫路白浜	1,133円	23,075円
御着	836円	16,400円
飾西	1,109円	16,878円
太市	851円	68,351円
兵庫姫路	1,126円	13,506円
尼崎	1,601円	51,198円
尼崎西	2,212円	18,572円
尼崎東	2,290円	20,243円
尼崎北	3,231円	16,140円

兵庫県

淀川鳥飼	1,852円	22,048円
高砂	792円	20,421円
藤井寺	1,727円	27,216円
東大阪	2,777円	28,076円
北布施	2,636円	18,332円
大阪河内	2,229円	21,779円
枚岡	2,868円	22,250円
鴻池	1,885円	22,217円
泉南	821円	8,809円
四条畷	3,215円	15,122円
交野	2,362円	21,115円
大阪狭山	1,623円	18,293円
大阪尾崎	732円	16,488円
山崎	1,516円	14,577円
熊取	787円	7,721円
大阪岬	656円	21,921円
太子別館	782円	8,660円
美原	1,172円	13,378円
土佐堀	3,729円	30,377円
北浜R T	4,795円	15,402円
島之内南	3,380円	81,097円
西面	2,175円	20,914円
大岩	439円	12,783円
寝屋川高宮	2,916円	40,490円
大阪内田	893円	7,717円
籍作	562円	14,535円
豊中吉川	2,240円	33,743円
河南	269円	7,195円
内畑	213円	16,790円
大阪横山	214円	25,714円
多奈川	310円	22,412円
赤阪	385円	33,163円
茨木2	2,010円	15,982円
茨木3	2,010円	20,709円
田原別館	625円	29,218円
東能勢	507円	56,482円
野間中	253円	29,175円
能勢	324円	23,381円
淡輪	492円	24,883円
兵庫御影	3,823円	43,302円
御影営業所	3,823円	43,623円
東灘	2,510円	17,442円
灘2	3,288円	7,627円
湊川	2,368円	27,680円
兵庫	1,799円	22,370円
神戸西	1,356円	30,572円
須磨	2,865円	17,918円
妙法寺	2,929円	13,093円
名谷	2,073円	21,747円
舞子	1,903円	13,437円
福田	2,409円	20,080円
塩屋	2,198円	15,417円
鈴蘭台	1,105円	23,972円
有馬	1,657円	19,592円
有馬温泉	790円	11,946円
山田2	756円	24,066円
北神別館	538円	78,230円
神戸港	2,947円	107,850円
基合	1,705円	19,028円
港島	2,263円	41,940円
兵庫三宮	3,861円	33,767円
神戸中電	3,002円	29,375円
岩岡	1,823円	7,880円
神出	182円	9,378円
戸谷	180円	31,735円
押部谷	220円	8,957円
伊川谷	1,382円	21,532円
姫路	1,040円	25,132円
姫路西	1,661円	30,271円
飾磨	915円	24,038円
広畑	764円	15,992円
網干	1,051円	13,023円
姫路白浜	1,139円	7,966円
御着	826円	7,049円
飾西	1,089円	18,642円
太市	849円	69,320円
兵庫姫路	1,147円	15,701円
尼崎	1,909円	52,318円
尼崎西	2,483円	17,508円
尼崎東	2,578円	18,645円
尼崎北	3,293円	17,278円

兵庫県

武庫之荘	3,536円	20,554円
明石2	1,792円	30,246円
大久保	1,529円	12,247円
二見	1,115円	14,869円
明石西	1,502円	15,019円
江井ヶ島	1,046円	24,155円
西宮	2,902円	35,214円
瓦木	3,678円	34,953円
甲子園	3,397円	20,704円
仁川	6,266円	13,434円
夙川	3,130円	8,023円
瓦木南別館	3,548円	35,939円
洲本	782円	20,776円
齊屋別館	4,047円	21,861円
伊丹	2,561円	22,754円
兵庫相生	441円	22,630円
豊岡	878円	32,149円
別府	1,072円	34,270円
加古川1	1,584円	21,025円
竜野	662円	27,941円
赤穂	600円	22,643円
西脇別館	547円	21,908円
宝塚	1,480円	26,511円
宝塚別館	1,841円	15,686円
三木	582円	28,023円
兵庫高砂	899円	24,322円
兵庫川西	2,586円	59,609円
兵庫小野	784円	18,008円
兵庫三田	753円	29,088円
加西	818円	22,600円
社	638円	42,643円
播磨八千代	89円	15,234円
福崎	1,055円	19,433円
播磨山崎	986円	11,596円
日高	233円	16,033円
出石	244円	12,991円
浜坂	252円	19,710円
八鹿	623円	28,315円
和田山	652円	15,244円
丹波柏原	255円	25,345円
氷上別館	202円	27,502円
春日	181円	44,574円
兵庫津名	303円	11,963円
緑	357円	23,940円
淡路三原	182円	13,849円
西神中央	185円	6,251円
名塩	1,362円	23,755円
宝塚山本	2,010円	51,375円
清和台	1,023円	16,653円
猪名川	257円	11,909円
六甲山	131円	24,881円
仁豊野	196円	26,071円
播磨山田	178円	15,509円
谷内	213円	17,152円
林田	496円	20,308円
淡路由良	357円	4,797円
安平	470円	11,436円
若狹野	194円	11,636円
矢野	197円	24,192円
津居山	268円	10,644円
志方	161円	3,740円
平荘	130円	5,488円
宝殿	2,250円	14,215円
国包	(略)	14,004円
神岡	353円	31,569円
揖西	211円	14,388円
西構	(略)	18,827円
坂越	(略)	16,197円
有年	285円	52,416円
宝塚西谷	165円	14,411円
口吉川	126円	21,008円
緑ヶ丘	1,843円	10,467円
大塩	769円	9,805円
菅根	1,050円	15,692円
兵庫山下	1,440円	39,588円
多田	1,105円	23,915円
青野ヶ原	106円	22,781円
小田	81円	14,463円
広野	366円	15,594円
相野	154円	62,130円
高平	(略)	10,157円

武庫之荘	3,724円	15,287円
明石2	1,996円	31,417円
大久保	1,782円	13,598円
二見	1,201円	15,620円
明石西	1,568円	15,596円
江井ヶ島	995円	18,969円
西宮	3,162円	41,944円
瓦木	3,733円	23,060円
甲子園	3,541円	17,082円
仁川	6,488円	14,232円
夙川	3,468円	8,515円
瓦木南別館	3,629円	38,292円
洲本	849円	22,000円
齊屋別館	4,153円	11,276円
伊丹	2,696円	27,099円
兵庫相生	433円	24,527円
豊岡	988円	38,763円
別府	1,077円	22,834円
加古川1	1,597円	20,691円
竜野	596円	24,981円
赤穂	641円	24,046円
西脇別館	519円	22,836円
宝塚	1,672円	17,335円
宝塚別館	2,041円	16,138円
三木	611円	28,132円
兵庫高砂	869円	22,801円
兵庫川西	2,690円	56,408円
兵庫小野	881円	19,583円
兵庫三田	869円	22,521円
加西	775円	25,102円
社	650円	46,878円
播磨八千代	90円	15,512円
福崎	1,100円	19,987円
播磨山崎	938円	11,802円
日高	186円	18,835円
出石	237円	24,384円
浜坂	254円	22,489円
八鹿	682円	29,480円
和田山	767円	24,426円
丹波柏原	269円	26,001円
氷上別館	224円	29,455円
春日	191円	45,656円
兵庫津名	340円	13,341円
緑	397円	26,624円
淡路三原	201円	8,773円
西神中央	193円	8,453円
名塩	1,387円	25,590円
宝塚山本	2,232円	48,347円
清和台	1,070円	17,986円
猪名川	273円	12,662円
六甲山	139円	26,611円
仁豊野	192円	10,814円
播磨山田	175円	15,974円
谷内	212円	17,788円
林田	498円	20,705円
淡路由良	404円	5,469円
安平	494円	13,796円
若狹野	189円	19,649円
矢野	189円	26,630円
津居山	269円	12,408円
志方	164円	12,628円
平荘	132円	4,912円
宝殿	2,343円	15,414円
国包	(略)	16,007円
神岡	342円	34,564円
揖西	198円	18,297円
西構	(略)	22,041円
坂越	(略)	13,909円
有年	279円	22,396円
宝塚西谷	166円	15,617円
口吉川	127円	23,469円
緑ヶ丘	1,909円	11,441円
大塩	789円	10,325円
菅根	1,014円	16,845円
兵庫山下	1,620円	15,560円
多田	1,231円	16,757円
青野ヶ原	102円	31,705円
小田	82円	14,381円
広野	443円	15,706円
相野	156円	66,447円
高平	(略)	12,206円

北条賀茂	(略)	22,138円
姫路下里	84円	13,905円
在田	331円	7,322円
和泉	106円	20,028円
富合	100円	14,181円
中野	353円	16,381円
薄野	694円	42,620円
稲美	157円	11,103円
母里	48円	4,793円
兵庫市川	771円	29,005円
香寺	962円	25,866円
掛保川	783円	7,390円
太子	831円	18,012円
上郡	303円	22,083円
佐用	794円	13,979円
村岡	450円	24,642円
兵庫養父	(略)	7,631円
朝来	675円	14,530円
氷上	202円	14,282円
山南	112円	43,207円
篠山	356円	25,084円
篠山城東	180円	6,048円
篠山福住	153円	4,577円
兵庫宮田	178円	10,958円
丹南	570円	53,836円
古市	298円	4,939円
今田	215円	11,358円
淡路阿万	128円	14,190円
木津	142円	13,633円
加古川吉川	168円	8,447円
吉川西	217円	16,160円
兵庫鴨川	143円	16,990円
上久米	86円	26,221円
兵庫東条	128円	11,176円
中東条	116円	11,101円
中町	303円	16,090円
加美	76円	20,184円
杉原谷	51円	14,606円
黒田庄	71円	20,316円
家島	278円	22,677円
家島坊勢	236円	40,109円
夢前	196円	22,849円
菅野	209円	15,565円
粟賀	(略)	10,840円
瀬加	418円	14,827円
鶴居	725円	14,763円
寺前	151円	17,143円
播磨新宮	667円	19,111円
香島	130円	16,111円
播磨御津	1,438円	10,615円
船坂	(略)	17,690円
上月	139円	26,321円
久崎	63円	19,237円
徳久	126円	13,794円
三日月	228円	14,444円
安富	198円	11,287円
播磨一宮	175円	9,598円
三方	116円	7,328円
波賀	96円	11,412円
播磨千種	63円	10,879円
城崎	1,318円	12,599円
竹野	243円	17,471円
香住	392円	15,008円
神鍋	81円	16,598円
栗山	92円	21,906円
但東中山	147円	28,847円
小代	192円	29,534円
湯村	221円	11,185円
大屋	97円	7,144円
関宮	257円	23,374円
兵庫生野	231円	14,800円
竹田	139円	23,376円
兵庫山東	142円	8,533円
青垣	96円	55,518円
東中	(略)	18,174円
西脇和田	77円	9,241円
市島	123円	58,937円
中竹田	84円	13,203円
生種	143円	11,787円
淡路岩屋	406円	9,269円
北淡	319円	28,257円

北条賀茂	(略)	25,453円
姫路下里	82円	14,387円
在田	332円	9,748円
和泉	101円	23,235円
富合	102円	17,227円
中野	339円	5,797円
薄野	764円	41,824円
稲美	165円	12,089円
母里	44円	8,605円
兵庫市川	752円	31,937円
香寺	1,003円	15,005円
掛保川	796円	9,588円
太子	832円	8,181円
上郡	323円	19,661円
佐用	815円	19,053円
村岡	428円	24,907円
兵庫養父	(略)	11,085円
朝来	653円	28,225円
氷上	224円	16,803円
山南	117円	5,319円
篠山	443円	26,267円
篠山城東	177円	7,301円
篠山福住	157円	7,401円
兵庫宮田	179円	15,006円
丹南	604円	59,884円
古市	303円	9,983円
今田	223円	14,966円
淡路阿万	143円	16,104円
木津	154円	15,417円
加古川吉川	159円	16,276円
吉川西	211円	17,343円
兵庫鴨川	133円	22,447円
上久米	87円	28,759円
兵庫東条	126円	12,992円
中東条	118円	12,899円
中町	295円	16,864円
加美	72円	21,080円
杉原谷	50円	15,124円
黒田庄	72円	22,538円
家島	305円	22,125円
家島坊勢	253円	45,216円
夢前	219円	24,409円
菅野	216円	16,454円
粟賀	(略)	12,661円
瀬加	400円	16,869円
鶴居	711円	16,800円
寺前	146円	22,516円
播磨新宮	588円	20,340円
香島	135円	15,563円
播磨御津	1,460円	11,991円
船坂	(略)	20,554円
上月	127円	29,221円
久崎	71円	24,328円
徳久	123円	17,407円
三日月	219円	16,754円
安富	196円	21,524円
播磨一宮	168円	10,163円
三方	113円	17,722円
波賀	95円	13,545円
播磨千種	59円	13,185円
城崎	1,416円	14,404円
竹野	273円	23,161円
香住	411円	16,795円
神鍋	78円	18,399円
栗山	89円	23,819円
但東中山	138円	32,018円
小代	179円	34,178円
湯村	213円	12,556円
大屋	102円	20,133円
関宮	259円	25,762円
兵庫生野	268円	22,508円
竹田	136円	29,513円
兵庫山東	135円	20,732円
青垣	102円	17,748円
東中	(略)	19,534円
西脇和田	82円	9,880円
市島	129円	25,404円
中竹田	82円	15,647円
生種	168円	18,066円
淡路岩屋	480円	6,003円
北淡	365円	36,483円

	淡路室津	164円	14,559円
	淡路一宮	240円	12,992円
	江井	101円	20,839円
	五色	191円	8,872円
	鮎原	178円	15,342円
	洲本鳥飼	122円	11,925円
	淡路東浦	526円	21,487円
	西淡	592円	17,424円
	西淡阿那賀	358円	17,497円
	南淡	258円	5,808円
	沼島	206円	32,309円
奈良県	奈良2	2,162円	18,875円
	西奈良	2,403円	51,905円
	大宮	1,598円	24,477円
	大和	1,253円	34,822円
	大和郡山	1,560円	49,442円
	昭和2	683円	24,969円
	天理	859円	40,438円
	二階堂	470円	33,448円
	櫻本2	838円	12,330円
	大和権原2	1,277円	23,949円
	歌傍	5,366円	18,874円
	奈良桜井2	815円	12,560円
	五條	450円	22,265円
	御所	772円	25,246円
	奈良名柄	399円	16,149円
	生駒	2,003円	20,829円
	高山第一	2,098円	33,141円
	香芝	1,164円	18,790円
	斑鳩	841円	10,042円
	田原本	1,056円	21,704円
	大和橋原	438円	28,704円
	高取別館	530円	33,588円
	大和新庄	921円	24,449円
	王寺	1,047円	22,893円
	広陵	685円	4,727円
	奈良吉野	415円	15,794円
	奈良下市別館	1,173円	56,026円
	十津川	116円	13,173円
	上北山	132円	43,567円
	平城	1,011円	16,886円
	大和高田	583円	25,773円
	南生駒2	1,288円	16,963円
	平群	887円	21,672円
	馬見	957円	6,976円
	天理中山	464円	13,707円
	川西	232円	27,856円
	明日香	813円	18,410円
	奈良当麻2	925円	15,077円
	大安寺別館	1,952円	44,712円
	大宇陀	380円	24,121円
	初瀬	441円	19,904円
	葛	109円	15,600円
	菟田野	244円	21,155円
	御杖	279円	13,916円
	大柳生	100円	25,445円
都祁	207円	13,626円	
室生	258円	9,974円	
和歌山県	和歌山3	886円	24,541円
	和歌山東	853円	25,198円
	和歌浦別館	1,333円	10,711円
	狐島別館	992円	21,226円
	海南	702円	21,929円
	和歌山橋本	569円	19,704円
	箕島	990円	11,826円
	御坊	837円	14,735円
	田辺	1,477円	41,490円
	和歌山新宮	740円	20,327円
	岩出	420円	23,928円
	かつらぎ	201円	14,146円
	湯浅	330円	28,695円
	和歌山南部	313円	22,573円
	和歌山白浜	509円	24,934円
	串本	269円	20,711円
	京橋別館2	904円	32,179円
	和歌山山東	165円	17,368円
	安原	249円	30,963円
	紀伊	740円	13,577円
	阪井	535円	14,390円
	紀見	1,188円	43,685円
	打田	235円	16,302円

	淡路室津	152円	14,196円
	淡路一宮	254円	12,035円
	江井	106円	20,000円
	五色	197円	11,716円
	鮎原	186円	13,611円
	洲本鳥飼	124円	15,515円
	淡路東浦	555円	13,066円
	西淡	600円	18,770円
	西淡阿那賀	348円	19,652円
	南淡	315円	7,159円
	沼島	196円	37,228円
奈良県	奈良2	2,223円	20,996円
	西奈良	2,544円	35,334円
	大宮	1,658円	29,200円
	大和	1,257円	32,347円
	大和郡山	1,484円	53,761円
	昭和2	723円	20,654円
	天理	922円	38,621円
	二階堂	498円	38,925円
	櫻本2	922円	10,380円
	大和権原2	1,421円	26,439円
	歌傍	5,267円	20,764円
	奈良桜井2	866円	13,727円
	五條	488円	17,382円
	御所	879円	21,716円
	奈良名柄	393円	17,476円
	生駒	2,272円	44,401円
	高山第一	1,655円	35,199円
	香芝	1,268円	19,792円
	斑鳩	900円	8,043円
	田原本	1,108円	23,234円
	大和橋原	468円	16,213円
	高取別館	537円	41,630円
	大和新庄	972円	24,191円
	王寺	1,010円	24,160円
	広陵	722円	9,677円
	奈良吉野	423円	15,239円
	奈良下市別館	1,071円	46,431円
	十津川	107円	32,104円
	上北山	129円	46,485円
	平城	1,039円	18,747円
	大和高田	614円	32,302円
	南生駒2	1,308円	16,607円
	平群	1,047円	7,193円
	馬見	943円	6,032円
	天理中山	499円	16,475円
	川西	255円	21,535円
	明日香	840円	9,016円
	奈良当麻2	947円	18,139円
	大安寺別館	1,169円	38,643円
	大宇陀	391円	24,837円
	初瀬	447円	21,227円
	葛	116円	17,155円
	菟田野	149円	6,498円
	御杖	264円	15,149円
	大柳生	103円	12,262円
都祁	212円	15,006円	
室生	268円	10,564円	
和歌山県	和歌山3	922円	26,991円
	和歌山東	967円	26,457円
	和歌浦別館	1,358円	11,919円
	狐島別館	1,022円	20,885円
	海南	711円	21,733円
	和歌山橋本	614円	22,762円
	箕島	1,035円	14,698円
	御坊	940円	15,940円
	田辺	1,345円	67,445円
	和歌山新宮	639円	23,470円
	岩出	452円	17,843円
	かつらぎ	205円	15,587円
	湯浅	356円	28,225円
	和歌山南部	341円	25,757円
	和歌山白浜	512円	27,011円
	串本	273円	49,806円
	京橋別館2	991円	34,213円
	和歌山山東	173円	19,271円
	安原	254円	31,649円
	紀伊	758円	14,598円
	阪井	537円	15,505円
	紀見	1,133円	45,852円
	打田	243円	17,537円

	粉河	515円	7,580円
	桃山	214円	49,856円
	真志川	276円	22,936円
	高野口	485円	42,487円
	太地	426円	12,992円
	和佐	211円	20,822円
	三輪崎	580円	31,766円
	下津	558円	10,785円
	野上	803円	5,434円
	那賀	433円	15,662円
	九度山	465円	31,604円
	和歌山吉備	838円	13,869円
	上富田	255円	16,223円
	那智勝浦	483円	18,066円
	和歌山加太	590円	21,017円
	糸莪	431円	23,851円
	名田	819円	20,470円
	美里	741円	13,677円
	金屋	1,321円	17,899円
	印南	1,289円	20,299円
	田辺下里	513円	24,362円
	宇久井	348円	24,433円
	本宮	398円	16,884円
	和歌山由良	247円	28,365円
	日置川	296円	24,815円
	富貴	331円	16,222円
	和歌山清水	971円	22,918円
	和歌山日高	739円	33,548円
	南部川	808円	19,522円
	すさみ	462円	19,897円
	古座	545円	23,720円
鳥取県	鳥取寺町2	830円	36,285円
	鳥取賀露	649円	49,000円
	鳥取叶	171円	109,158円
	米子3	674円	39,467円
	米子巖	435円	16,935円
	米子河崎	229円	20,511円
	倉吉	610円	13,536円
	倉吉上井	1,163円	49,249円
	境港	220円	9,166円
	郡家	260円	19,974円
	三朝	641円	20,269円
	岸本	856円	17,858円
	根雨	337円	17,474円
	末恒	559円	12,826円
	米子大篠津	96円	37,101円
	米子福市	345円	88,565円
	倉吉福光	82円	44,728円
	境港余子	143円	24,459円
	岩美	181円	15,033円
	浜村	104円	12,805円
	青谷	177円	25,776円
	羽合	180円	21,208円
	倉吉泊	186円	20,878円
	倉吉松崎	203円	21,110円
	倉吉北条	134円	20,513円
	東伯	140円	11,970円
	西伯	616円	13,865円
	淀江	235円	15,238円
	用瀬	142円	13,431円
	智頭	263円	19,685円
	鳥取鹿野	149円	17,850円
	倉見	342円	25,672円
	米子大山	251円	15,942円
	大山寺	445円	78,869円
	溝口	539円	24,551円
	河原	114円	46,669円
	由良	140円	15,699円
	東伯赤碓	168円	18,935円
	御来屋	369円	24,574円
	若桜	106円	28,458円
	生山	516円	20,504円
	八東	314円	14,274円
	関金	59円	26,254円
	倉吉下市	426円	12,087円
鳥根県	松江	403円	32,159円
	松江古江	1,128円	17,745円
	鳥根浜田	438円	21,676円
	出雲	646円	26,802円
	益田	302円	16,810円
	石見大田	263円	37,704円

	粉河	570円	8,683円
	桃山	235円	54,993円
	真志川	293円	25,420円
	高野口	506円	35,903円
	太地	458円	14,915円
	和佐	215円	22,790円
	三輪崎	562円	34,898円
	下津	650円	12,808円
	野上	886円	7,127円
	那賀	463円	16,144円
	九度山	470円	34,570円
	和歌山吉備	831円	19,958円
	上富田	279円	20,047円
	那智勝浦	502円	26,388円
	和歌山加太	597円	23,109円
	糸莪	483円	26,304円
	名田	801円	22,558円
	美里	768円	17,405円
	金屋	1,206円	20,573円
	印南	1,442円	22,805円
	田辺下里	549円	27,272円
	宇久井	333円	26,525円
	本宮	427円	19,844円
	和歌山由良	261円	29,523円
	日置川	312円	27,827円
	富貴	309円	21,064円
	和歌山清水	940円	29,270円
	和歌山日高	802円	36,645円
	南部川	911円	21,310円
	すさみ	476円	22,727円
	古座	520円	26,143円
鳥取県	鳥取寺町2	877円	21,129円
	鳥取賀露	667円	47,175円
	鳥取叶	169円	22,174円
	米子3	739円	31,684円
	米子巖	470円	17,855円
	米子河崎	238円	19,919円
	倉吉	613円	24,907円
	倉吉上井	1,132円	40,690円
	境港	277円	10,556円
	郡家	255円	38,345円
	三朝	681円	40,522円
	岸本	640円	26,666円
	根雨	333円	16,074円
	末恒	616円	17,432円
	米子大篠津	97円	39,370円
	米子福市	337円	84,520円
	倉吉福光	81円	45,246円
	境港余子	162円	27,241円
	岩美	200円	15,879円
	浜村	105円	18,502円
	青谷	186円	29,085円
	羽合	188円	27,676円
	倉吉泊	169円	16,348円
	倉吉松崎	196円	56,645円
	倉吉北条	132円	17,224円
	東伯	143円	15,493円
	西伯	603円	31,973円
	淀江	253円	34,195円
	用瀬	134円	21,652円
	智頭	278円	13,333円
	鳥取鹿野	143円	16,321円
	倉見	333円	28,813円
	米子大山	237円	16,471円
	大山寺	409円	43,553円
	溝口	516円	30,999円
	河原	108円	45,298円
	由良	136円	14,034円
	東伯赤碓	171円	30,539円
	御来屋	350円	28,464円
	若桜	113円	31,584円
	生山	484円	36,807円
	八東	299円	16,289円
	関金	55円	17,970円
	倉吉下市	418円	24,575円
鳥根県	松江	449円	33,344円
	松江古江	1,097円	16,321円
	鳥根浜田	481円	34,707円
	出雲	672円	27,384円
	益田	299円	15,652円
	石見大田	234円	10,162円

安来	791円	18,730円
江津	271円	38,556円
出雲平田	450円	28,406円
木次	362円	34,376円
斐川	794円	36,985円
大社	348円	25,487円
川本2	222円	41,203円
西郷	925円	25,239円
松江八雲	722円	17,366円
多伎	370円	15,624円
温泉津	497円	18,141円
粕淵	108円	16,506円
都賀	52円	29,804円
川本瑞穂	87円	21,639円
石見	87円	14,807円
桜江	184円	13,406円
金城	123円	15,939円
石見旭	166円	19,364円
匹見	131円	15,882円
津和野	742円	20,830円
海士	132円	64,269円
西ノ島	136円	73,854円
浜田西	433円	45,625円
益田横田	595円	16,650円
益田西	310円	28,907円
益田東	709円	30,696円
安来荒島	505円	11,567円
江津西	433円	13,565円
惠曇	755円	29,461円
美保関	506円	14,424円
播屋	491円	47,151円
松江玉造	671円	15,498円
宍道	468円	18,056円
島根広瀬	327円	13,269円
伯太	450円	13,328円
仁多	295円	14,455円
出雲横田	253円	59,264円
木次加茂	265円	24,691円
三刀屋	354円	12,025円
仁万	262円	24,626円
浜田三隅	490円	33,105円
六日市	167円	15,265円
津和野七日市	173円	16,469円
西郷布施	279円	114,131円
西郷五箇	362円	39,417円
都万	502円	19,699円
掛合	454円	14,258円
松江本庄	294円	20,626円
秋鹿	178円	22,319円
神西	395円	21,631円
出雲神原	332円	12,498円
大根島	393円	13,159円
頼原	270円	31,221円
赤来	366円	18,327円
松江馬湯	915円	37,804円
浜田東	453円	41,830円
出雲長浜	401円	23,390円
石見大田三瓶	115円	14,614円
木次大東	434円	15,978円
江津東	134円	19,031円
平田河下	224円	29,440円
岡山県	1,332円	34,626円
岡山南	802円	17,683円
岡山西	1,018円	36,966円
妹尾	650円	12,080円
岡山今村	1,421円	36,950円
興除	336円	45,412円
吉備	1,215円	38,752円
三郷2	1,329円	39,937円
岡山長岡	600円	34,151円
西大寺	379円	15,636円
倉敷	494円	30,850円
児島	663円	38,045円
水島	752円	14,953円
玉島	367円	17,539円
新倉敷	1,618円	18,754円
茶屋町	632円	25,410円
倉敷東	664円	18,571円
倉敷西	939円	16,406円
児島琴浦	578円	31,121円
水島東	623円	14,363円

岡山県

安来	780円	15,913円
江津	310円	38,329円
出雲平田	494円	30,585円
木次	368円	34,029円
斐川	782円	43,114円
大社	346円	54,797円
川本2	228円	14,549円
西郷	1,060円	16,421円
松江八雲	727円	19,382円
多伎	355円	23,549円
温泉津	498円	23,639円
粕淵	102円	16,392円
都賀	48円	17,556円
川本瑞穂	83円	18,322円
石見	83円	34,862円
桜江	178円	25,813円
金城	117円	21,852円
石見旭	158円	24,485円
匹見	122円	27,215円
津和野	763円	19,960円
海士	130円	19,913円
西ノ島	133円	88,259円
浜田西	466円	12,866円
益田横田	569円	22,106円
益田西	301円	28,949円
益田東	678円	38,464円
安来荒島	495円	18,227円
江津西	449円	19,780円
惠曇	747円	14,646円
美保関	495円	16,485円
播屋	496円	42,693円
松江玉造	642円	17,207円
宍道	463円	21,694円
島根広瀬	318円	16,528円
伯太	447円	18,072円
仁多	281円	11,565円
出雲横田	242円	34,625円
木次加茂	252円	18,382円
三刀屋	324円	19,138円
仁万	257円	34,876円
浜田三隅	489円	37,294円
六日市	162円	20,527円
津和野七日市	163円	25,652円
西郷布施	259円	22,775円
西郷五箇	349円	24,568円
都万	478円	22,719円
掛合	421円	13,376円
松江本庄	288円	22,732円
秋鹿	175円	19,805円
神西	378円	24,575円
出雲神原	327円	22,563円
大根島	373円	15,041円
頼原	259円	35,440円
赤来	382円	22,085円
松江馬湯	891円	31,490円
浜田東	451円	35,183円
出雲長浜	380円	29,815円
石見大田三瓶	105円	18,603円
木次大東	407円	16,621円
江津東	123円	24,960円
平田河下	215円	24,562円
岡山県	1,352円	34,047円
岡山南	829円	13,904円
岡山西	1,093円	26,787円
妹尾	679円	10,842円
岡山今村	1,423円	36,370円
興除	332円	46,202円
吉備	1,188円	43,417円
三郷2	1,370円	43,330円
岡山長岡	637円	35,690円
西大寺	392円	16,422円
倉敷	505円	32,439円
児島	670円	38,346円
水島	803円	17,956円
玉島	398円	12,671円
新倉敷	1,529円	23,267円
茶屋町	651円	26,842円
倉敷東	709円	20,067円
倉敷西	936円	17,640円
児島琴浦	584円	5,861円
水島東	635円	17,455円

岡山県

津山	399円	28,273円
津山院庄	392円	9,811円
玉野	481円	19,763円
笠岡	610円	18,751円
笠岡吉浜	530円	25,778円
笠岡西大島	595円	15,391円
井原	839円	20,325円
総社	801円	14,113円
高梁	857円	25,457円
新見	799円	19,399円
備前	247円	12,071円
岡山瀬戸	591円	14,160円
息久	1,070円	28,320円
早島	712円	11,674円
吉備高原	228円	58,004円
美作勝山	443円	9,593円
久世落合	398円	18,792円
久世	599円	12,675円
鏡野	287円	9,052円
日本原	530円	14,186円
美作大原	293円	17,783円
美作	424円	15,790円
岡山高島	1,241円	34,066円
甲浦	527円	41,919円
野谷	400円	13,743円
足守	430円	20,313円
備前一宮	760円	9,182円
備中高松	418円	34,233円
西大寺上南	275円	10,685円
児島郷内	541円	18,100円
玉島黒崎	308円	25,633円
玉野西	551円	15,481円
玉野荘内	819円	23,773円
避崎	930円	24,804円
金光	782円	15,739円
鴨方	542円	20,891円
真備	583円	36,441円
岡山藤田	439円	26,146円
吉備緑路2	1,215円	16,466円
上道	642円	21,850円
児島下津井	483円	51,271円
津山山北	1,157円	30,211円
津山河辺	352円	64,289円
津山一宮	534円	12,351円
玉野山田	847円	16,588円
玉野八浜	487円	21,960円
総社新本	450円	37,024円
福渡御津	946円	13,765円
福渡	1,420円	19,934円
山陽	526円	7,762円
日生	437円	15,243円
和気	237円	18,436円
長船	891円	13,447円
玉島船穂	495円	20,980円
里庄	440円	14,119円
矢掛	545円	11,273円
成羽	283円	28,700円
高梁川上	382円	9,212円
ひるぜん	108円	29,463円
勝央	381円	6,635円
亀甲	448円	26,374円
福渡旭	195円	13,683円
津山久米	95円	31,470円
檜	302円	7,727円
井原高屋	414円	8,049円
美星	255円	10,078円
哲西	536円	9,884円
湯原	213円	27,766円
美新	36円	22,986円
津山加茂	454円	9,786円
児島塩生	483円	10,829円
笠岡北	349円	14,260円
総社豪漢	719円	19,486円
美袋	160円	15,641円
高倉	306円	11,270円
備前香登	297円	19,239円
備前三石	196円	22,087円
備前伊里	258円	15,379円
加茂川	140円	12,068円
瀬戸万富	708円	25,902円
岡山瀬戸赤坂	635円	23,312円

津山	428円	25,480円
津山院庄	393円	10,585円
玉野	496円	22,959円
笠岡	816円	13,489円
笠岡吉浜	532円	28,256円
笠岡西大島	618円	17,016円
井原	870円	19,644円
総社	823円	14,252円
高梁	803円	34,520円
新見	815円	20,726円
備前	270円	13,634円
岡山瀬戸	611円	12,121円
息久	1,126円	7,196円
早島	731円	21,914円
吉備高原	222円	61,122円
美作勝山	447円	12,126円
久世落合	429円	20,442円
久世	626円	12,332円
鏡野	302円	12,648円
日本原	531円	22,802円
美作大原	280円	24,613円
美作	427円	15,419円
岡山高島	1,281円	36,675円
甲浦	523円	30,051円
野谷	398円	15,864円
足守	455円	17,256円
備前一宮	786円	8,898円
備中高松	445円	27,732円
西大寺上南	287円	12,470円
児島郷内	552円	19,230円
玉島黒崎	319円	29,082円
玉野西	520円	15,049円
玉野荘内	832円	26,766円
避崎	975円	21,856円
金光	788円	15,093円
鴨方	552円	25,082円
真備	627円	14,108円
岡山藤田	437円	21,458円
吉備緑路2	1,188円	18,905円
上道	649円	18,434円
児島下津井	499円	54,795円
津山山北	1,142円	28,573円
津山河辺	363円	17,759円
津山一宮	566円	18,137円
玉野山田	886円	18,401円
玉野八浜	483円	23,985円
総社新本	466円	27,270円
福渡御津	966円	17,828円
福渡	1,360円	26,628円
山陽	545円	8,831円
日生	436円	19,250円
和気	236円	18,196円
長船	917円	16,405円
玉島船穂	512円	21,293円
里庄	458円	17,028円
矢掛	528円	11,932円
成羽	287円	33,023円
高梁川上	381円	12,229円
ひるぜん	109円	33,675円
勝央	383円	7,744円
亀甲	455円	19,249円
福渡旭	192円	26,739円
津山久米	99円	13,096円
檜	299円	17,998円
井原高屋	418円	11,281円
美星	241円	16,313円
哲西	517円	39,129円
湯原	208円	31,542円
美新	35円	29,839円
津山加茂	460円	14,813円
児島塩生	491円	35,798円
笠岡北	353円	18,580円
総社豪漢	682円	22,467円
美袋	156円	21,937円
高倉	284円	23,987円
備前香登	299円	23,988円
備前三石	201円	23,309円
備前伊里	262円	20,173円
加茂川	133円	15,081円
瀬戸万富	746円	36,815円
岡山瀬戸赤坂	687円	26,666円

	熊山	364円	8,261円
	嵐所	987円	19,247円
	吉永	570円	26,387円
	備前佐伯	(略)	25,221円
	芳井	105円	5,265円
	賀陽	462円	9,166円
	備中	239円	13,442円
	大佐	245円	16,807円
	英田	347円	18,964円
	福渡弓削	668円	18,626円
	岡山原	1,027円	29,662円
	西大寺神崎	246円	29,414円
	牛窓	1,110円	10,142円
	北房	162円	23,976円
	作東	342円	12,586円
	牟佐	430円	25,983円
	寄島	732円	21,256円
	有漢	167円	11,580円
	柵原	434円	23,824円
広島県	広島西	2,175円	23,594円
	広島南2	2,590円	18,702円
	広島中	3,639円	37,613円
	広島大州	1,781円	31,456円
	宇品	2,120円	21,837円
	広島西蟹屋	1,835円	15,657円
	仁保	2,334円	46,544円
	広島庚午	2,169円	17,461円
	広島三篠	1,456円	13,204円
	安古市	1,394円	25,993円
	安芸祇園	1,579円	39,161円
	可部	826円	25,838円
	高陽	(略)	18,913円
	海田	1,720円	25,595円
	五日市廿日2	1,680円	16,882円
	呉東	1,066円	18,407円
	呉吉浦	449円	50,852円
	呉大苅	519円	29,842円
	郷原	699円	18,817円
	呉2	1,156円	14,675円
	竹原	432円	16,501円
	尾道	593円	44,016円
	尾道高須	672円	25,608円
	尾道美ノ郷	209円	49,674円
	尾道東	1,572円	7,904円
	因島	259円	10,509円
	因島中庄	757円	21,264円
	因島重井	343円	21,661円
	福山	842円	29,536円
	福山東	889円	25,039円
	福山	440円	25,689円
	新福山	1,863円	20,533円
	福山西	659円	12,942円
	福山北	607円	65,827円
	福山水呑	672円	37,017円
	福山南	585円	16,147円
	福山坪生	622円	14,087円
	駅家	618円	89,960円
	福山加茂	387円	34,707円
	福山熊野	267円	54,008円
	府中	1,329円	24,510円
	府中本町	566円	11,380円
	三次	1,548円	22,419円
	三次塩町	198円	21,306円
庄原	632円	18,487円	
東広島	833円	31,826円	
八本松	237円	46,121円	
八本松原	68円	17,286円	
廿日市	990円	9,335円	
五日市地御前	849円	41,948円	
江田島	521円	14,048円	
安芸大野1	429円	13,342円	
宮島口	1,247円	15,391円	
安芸吉田	444円	18,089円	
黒瀬	(略)	62,319円	
甲山	332円	13,600円	
神辺電話交2	213円	65,541円	
神辺御領	160円	17,897円	
神辺中条	664円	13,017円	
新市	462円	7,955円	
広島中山	1,090円	28,844円	
広島戸坂	1,240円	23,390円	

	熊山	368円	27,897円
	嵐所	995円	21,680円
	吉永	564円	28,923円
	備前佐伯	(略)	20,664円
	芳井	102円	22,292円
	賀陽	467円	12,044円
	備中	218円	16,654円
	大佐	232円	15,408円
	英田	336円	32,220円
	福渡弓削	692円	17,906円
	岡山原	1,032円	25,095円
	西大寺神崎	252円	32,716円
	牛窓	1,196円	13,738円
	北房	161円	30,408円
	作東	348円	14,947円
	牟佐	443円	13,518円
	寄島	728円	24,284円
	有漢	154円	15,676円
	柵原	465円	27,796円
広島県	広島西	2,327円	25,794円
	広島南2	2,860円	16,635円
	広島中	4,050円	21,414円
	広島大州	1,834円	30,125円
	宇品	2,230円	20,714円
	広島西蟹屋	1,910円	17,963円
	仁保	2,283円	55,459円
	広島庚午	2,225円	19,766円
	広島三篠	1,543円	13,965円
	安古市	1,253円	22,582円
	安芸祇園	1,657円	21,043円
	可部	878円	24,379円
	高陽	(略)	19,025円
	海田	1,721円	29,722円
	五日市廿日2	1,690円	18,572円
	呉東	1,208円	19,494円
	呉吉浦	447円	53,151円
	呉大苅	556円	34,108円
	郷原	711円	18,264円
	呉2	1,245円	16,461円
	竹原	493円	11,737円
	尾道	635円	8,118円
	尾道高須	675円	27,161円
	尾道美ノ郷	213円	53,324円
	尾道東	1,681円	8,796円
	因島	269円	10,880円
	因島中庄	717円	23,680円
	因島重井	332円	23,957円
	福山	887円	29,230円
	福山東	906円	28,174円
	福山	471円	19,402円
	新福山	1,752円	21,170円
	福山西	660円	13,742円
	福山北	432円	46,616円
	福山水呑	664円	40,752円
	福山南	591円	17,891円
	福山坪生	639円	15,531円
	駅家	642円	35,641円
	福山加茂	394円	54,260円
	福山熊野	275円	17,657円
	府中	1,352円	29,411円
	府中本町	608円	12,375円
	三次	1,480円	24,722円
	三次塩町	183円	23,937円
庄原	791円	17,943円	
東広島	870円	21,907円	
八本松	245円	50,771円	
八本松原	271円	21,088円	
廿日市	1,242円	9,737円	
五日市地御前	850円	45,822円	
江田島	675円	17,323円	
安芸大野1	468円	14,440円	
宮島口	1,352円	17,237円	
安芸吉田	440円	18,196円	
黒瀬	(略)	67,153円	
甲山	346円	24,252円	
神辺電話交2	586円	10,822円	
神辺御領	166円	18,388円	
神辺中条	669円	17,971円	
新市	496円	8,329円	
広島中山	1,035円	26,941円	
広島戸坂	1,256円	24,262円	

安古市安 2	1,560円	27,504円
八木	871円	30,087円
伴	1,367円	47,392円
坂	1,435円	21,610円
福木	876円	17,563円
戸山	806円	13,717円
高陽狩小川	910円	21,484円
白木井原	455円	16,100円
海田畑賀	819円	12,292円
新矢野	1,645円	14,028円
五日廿日寺田	1,154円	15,114円
五日廿日石内	1,645円	22,693円
呉仁方	696円	7,028円
呉焼山	620円	20,680円
大竹	827円	8,972円
志和	138円	41,760円
三永	212円	11,463円
五日廿日宮内	1,540円	34,097円
安芸熊野	915円	43,442円
安佐	(略)	19,515円
呉警固屋	638円	21,359円
竹原忠海	549円	20,643円
三原幸崎	1,489円	30,962円
三原長谷	162円	29,150円
松永藤江	272円	28,290円
福山芦田	321円	48,407円
大竹玖波	443円	21,289円
高屋	760円	44,943円
菅戸	364円	22,984円
菅戸先奥	163円	29,264円
倉橋	573円	17,564円
倉橋室尾	723円	12,102円
安芸佐伯	573円	14,805円
安芸佐伯友和	343円	12,378円
能美	1,015円	34,212円
大柿	380円	17,449円
八千代	1,112円	13,375円
甲田	1,056円	12,066円
東広島福富	277円	22,236円
東広島豊栄	461円	22,987円
甲山大和	307円	16,221円
東広島河内	203円	34,838円
河内河戸	295円	29,990円
本郷	624円	15,654円
安芸津	549円	26,950円
安浦	272円	53,715円
呉川尻	481円	14,569円
瀬戸田	399円	27,285円
久井	212円	11,088円
尾道向島	(略)	12,889円
東城	697円	15,184円
尾道三原 2	1,139円	23,874円
宮島	638円	12,083円
御調	154円	139,148円
安佐久地	786円	13,733円
安佐後山	808円	22,506円
可部三人	853円	27,274円
瀬野川	1,002円	26,175円
瀬野	582円	43,182円
竹原荘野	528円	10,760円
鞆	567円	17,016円
松永本郷	374円	19,120円
庄原山内	138円	19,955円
造賀	183円	17,239円
砂谷	131円	40,463円
沖美	991円	16,792円
加計	205円	18,180円
戸河内	930円	46,864円
大朝	469円	14,140円
広島千代田	359円	73,824円
豊平	440円	13,589円
都志見	349円	11,358円
高宮	269円	15,649円
福山内海	674円	17,808円
沼隈	469円	11,979円
沼隈山南	602円	11,142円
吉舎	108円	15,136円
三良坂	273円	16,534円
郷田	301円	27,087円
新向原	1,805円	132,334円
芸北	282円	25,872円

安古市安 2	1,562円	22,156円
八木	907円	35,700円
伴	1,373円	52,339円
坂	1,511円	23,184円
福木	898円	22,362円
戸山	571円	20,821円
高陽狩小川	922円	24,734円
白木井原	482円	25,699円
海田畑賀	863円	18,204円
新矢野	1,665円	14,686円
五日廿日寺田	1,194円	16,175円
五日廿日石内	1,729円	24,041円
呉仁方	866円	33,070円
呉焼山	758円	23,314円
大竹	967円	7,989円
志和	136円	47,641円
三永	224円	19,666円
五日廿日宮内	1,569円	31,996円
安芸熊野	919円	47,283円
安佐	(略)	24,026円
呉警固屋	702円	23,881円
竹原忠海	530円	23,166円
三原幸崎	1,417円	34,256円
三原長谷	165円	31,980円
松永藤江	274円	40,296円
福山芦田	328円	18,404円
大竹玖波	488円	23,558円
高屋	743円	49,978円
菅戸	454円	25,381円
菅戸先奥	189円	32,075円
倉橋	626円	21,155円
倉橋室尾	877円	14,954円
安芸佐伯	588円	20,438円
安芸佐伯友和	333円	17,765円
能美	1,141円	40,999円
大柿	424円	14,744円
八千代	1,166円	15,597円
甲田	1,168円	14,522円
東広島福富	264円	27,569円
東広島豊栄	454円	12,942円
甲山大和	313円	22,036円
東広島河内	201円	18,426円
河内河戸	268円	31,141円
本郷	664円	17,189円
安芸津	565円	20,557円
安浦	262円	57,960円
呉川尻	486円	15,850円
瀬戸田	400円	30,966円
久井	197円	13,571円
尾道向島	(略)	14,224円
東城	753円	13,898円
尾道三原 2	1,257円	23,356円
宮島	716円	13,300円
御調	151円	29,340円
安佐久地	795円	17,259円
安佐後山	864円	24,913円
可部三人	786円	28,371円
瀬野川	976円	28,863円
瀬野	575円	49,181円
竹原荘野	567円	13,178円
鞆	573円	17,634円
松永本郷	391円	21,144円
庄原山内	129円	23,353円
造賀	174円	20,364円
砂谷	122円	43,211円
沖美	912円	18,238円
加計	268円	11,758円
戸河内	915円	50,833円
大朝	509円	18,854円
広島千代田	377円	51,563円
豊平	437円	19,288円
都志見	337円	17,013円
高宮	257円	21,602円
福山内海	635円	20,633円
沼隈	504円	24,324円
沼隈山南	606円	34,695円
吉舎	105円	17,041円
三良坂	251円	18,513円
郷田	289円	28,197円
新向原	1,773円	153,676円
芸北	259円	34,278円

	比和	256円	36,852円
	木江白水	807円	16,991円
	広島似島	415円	21,514円
	三原木原	547円	19,510円
	浦崎	575円	26,286円
	坂小屋浦	1,034円	23,943円
	下蒲刈	541円	11,713円
	湯来	113円	17,699円
	木江大崎	666円	21,626円
	木江	532円	15,679円
	東城三和	307円	25,183円
	上下	307円	57,099円
	三次三和	219円	11,124円
山口県	下関東	394円	20,574円
	下関北	902円	22,016円
	下関中	313円	29,774円
	下関西	402円	14,386円
	下関王司	600円	22,639円
	下関勝山	1,014円	16,248円
	宇部3	466円	18,000円
	宇部	466円	49,381円
	宇部西	483円	12,874円
	宇部床波	423円	13,001円
	宇部東岐波	481円	39,061円
	山口2	546円	40,280円
	二島	78円	19,136円
	萩	260円	27,707円
	徳山	813円	22,025円
	徳山周南	848円	47,703円
	防府	344円	20,341円
	防府2	344円	7,480円
	下松	349円	13,683円
	岩国支店3棟	480円	10,888円
	岩国4	480円	17,328円
	岩国西	1,024円	13,655円
	新岩国南	1,340円	59,645円
	宇部小野田	196円	17,732円
	光	354円	24,849円
	長門	387円	14,607円
	柳井	318円	15,522円
	美祢	163円	15,641円
	新南陽1	618円	40,019円
	小郡	360円	22,034円
	山口大内	494円	42,692円
	下関安岡	220円	21,347円
	小月	477円	22,024円
	山口下関	432円	25,377円
	厚東	138円	12,819円
	山口仁保	504円	17,950円
	四辻	158円	28,367円
	嘉川	186円	15,576円
	萩大井	548円	23,040円
	見島	135円	61,721円
	徳山櫛ヶ浜	712円	12,721円
	徳山戸田	346円	19,702円
	都濃	396円	20,162円
防府西の浦	268円	11,599円	
防府大道	268円	17,368円	
防府富海	262円	39,067円	
下松久保	370円	18,729円	
岩国通津	466円	17,525円	
御庄	848円	13,834円	
岩国河内	336円	16,622円	
西ノ浜	277円	40,482円	
光室積	529円	21,304円	
光島田	401円	16,341円	
久賀	817円	22,748円	
大島	329円	21,403円	
久賀橋	721円	17,442円	
由宇	528円	10,523円	
玖珂	222円	20,991円	
周東	436円	19,230円	
岩田	179円	16,390円	
田布施	394円	3,135円	
田布施南	426円	16,154円	
平生	221円	21,177円	
下松熊毛	208円	18,456円	
徳山鹿野	390円	60,693円	
秋穂	224円	12,303円	
宇部楠	190円	19,679円	
下関菊川	425円	24,118円	

	比和	236円	46,289円
	木江白水	791円	44,741円
	広島似島	383円	26,382円
	三原木原	545円	21,934円
	浦崎	567円	30,674円
	坂小屋浦	1,019円	27,466円
	下蒲刈	646円	13,803円
	湯来	110円	22,280円
	木江大崎	665円	25,183円
	木江	641円	18,954円
	東城三和	302円	27,990円
	上下	322円	50,420円
	三次三和	205円	17,203円
山口県	下関東	452円	19,262円
	下関北	1,145円	22,253円
	下関中	346円	29,039円
	下関西	427円	15,317円
	下関王司	646円	23,947円
	下関勝山	1,029円	18,686円
	宇部3	321円	13,785円
	宇部	321円	47,026円
	宇部西	498円	16,605円
	宇部床波	470円	15,522円
	宇部東岐波	514円	44,598円
	山口2	662円	38,501円
	二島	98円	25,441円
	萩	274円	21,698円
	徳山	896円	27,034円
	徳山周南	919円	21,782円
	防府	425円	17,173円
	防府2	425円	6,038円
	下松	399円	12,884円
	岩国支店3棟	542円	9,906円
	岩国4	542円	14,182円
	岩国西	1,032円	7,275円
	新岩国南	1,443円	45,862円
	宇部小野田	235円	19,252円
	光	386円	24,952円
	長門	467円	14,300円
	柳井	298円	9,856円
	美祢	177円	9,276円
	新南陽1	615円	42,528円
	小郡	386円	16,784円
	山口大内	526円	38,225円
	下関安岡	255円	29,695円
	小月	525円	21,406円
	山口下関	464円	24,494円
	厚東	135円	22,664円
	山口仁保	533円	15,825円
	四辻	168円	34,272円
	嘉川	214円	17,436円
	萩大井	522円	29,079円
	見島	132円	44,040円
	徳山櫛ヶ浜	758円	14,137円
	徳山戸田	361円	23,500円
	都濃	386円	24,655円
防府西の浦	306円	15,611円	
防府大道	261円	15,644円	
防府富海	277円	19,819円	
下松久保	379円	20,537円	
岩国通津	457円	24,789円	
御庄	940円	19,458円	
岩国河内	324円	24,566円	
西ノ浜	295円	47,404円	
光室積	595円	29,198円	
光島田	425円	14,713円	
久賀	773円	25,235円	
大島	335円	19,814円	
久賀橋	689円	20,429円	
由宇	588円	19,738円	
玖珂	251円	21,735円	
周東	442円	23,941円	
岩田	176円	17,932円	
田布施	424円	3,669円	
田布施南	427円	19,756円	
平生	234円	22,778円	
下松熊毛	211円	22,190円	
徳山鹿野	399円	67,097円	
秋穂	243円	14,413円	
宇部楠	189円	22,072円	
下関菊川	462円	15,442円	

	豊浦	376円	5,665円
	豊北	630円	16,143円
	特牛	523円	19,232円
	長門三隅	182円	18,047円
	長門仙崎	282円	16,725円
	美祢豊田	552円	18,988円
	阿月	176円	11,481円
	新南陽2	525円	14,450円
	久賀下田	495円	12,853円
	久賀和田	352円	13,321円
	錦町	411円	12,542円
	大島	484円	13,441円
	上関	581円	21,563円
	徳地	258円	13,348円
	厚狭殖生	230円	20,764円
	秋芳	107円	14,922円
	長門古市	367円	12,746円
	油谷	369円	13,704円
	油谷久津	136円	13,972円
	下関吉見	243円	13,915円
	阿知須	362円	17,488円
	美東	264円	27,998円
	阿東	160円	19,528円
	長門湯本	324円	24,438円
	岩国坂上	569円	14,657円
	厚狭	177円	29,697円
徳島県	阿波津田	952円	70,234円
	阿波川内	695円	86,766円
	八万	774円	24,483円
	地蔵橋	837円	15,649円
	沖洲	843円	13,675円
	徳島西	1,193円	40,036円
	鳴門	310円	25,737円
	小松島	595円	19,555円
	阿波阿南	405円	26,858円
	阿波石井	447円	18,104円
	那賀川	363円	13,680円
	松茂	497円	13,530円
	北島	974円	26,846円
	藍住	504円	31,429円
	板野	449円	20,555円
	上板	450円	12,375円
	阿波	692円	5,579円
	鴨島	1,177円	7,697円
	山川	410円	7,341円
	脇町	436円	16,970円
	阿波池田	659円	20,974円
	徳島B	794円	36,997円
	阿波国府	685円	25,739円
	多家良	338円	15,371円
	応神	443円	10,121円
	阿波大麻	237円	12,105円
	堂浦	320円	9,701円
	鳴門公園	239円	13,624円
	新赤石	750円	27,650円
	阿波橋	559円	17,758円
	桑野	655円	11,264円
	阿波福井	499円	14,177円
	新野	603円	11,760円
	阿波樺	622円	15,453円
	阿波一宮	267円	8,562円
	羽ノ浦	592円	11,764円
	丹生谷	544円	14,613円
	阿波海南	661円	10,870円
	阿波吉野	744円	17,245円
	土成	627円	11,737円
	市場	399円	11,137円
	阿波川島	507円	6,936円
	美馬	160円	13,637円
	貞光	389円	8,743円
	三野	374円	11,501円
	阿波三好	357円	10,508円
	三纏	537円	12,975円
	阿波井川	953円	13,049円
	三加茂	194円	45,518円
	牟岐	688円	20,534円
	阿波勝浦	208円	22,499円
	日和佐	315円	11,596円
	阿波半田	102円	13,404円
	穴吹	155円	14,560円
	山城	23円	15,513円

	豊浦	384円	6,334円
	豊北	644円	22,619円
	特牛	559円	24,191円
	長門三隅	201円	20,660円
	長門仙崎	324円	19,097円
	美祢豊田	574円	19,745円
	阿月	174円	14,786円
	新南陽2	582円	15,028円
	久賀下田	472円	18,003円
	久賀和田	328円	16,695円
	錦町	426円	21,161円
	大島	480円	15,956円
	上関	587円	23,557円
	徳地	285円	21,737円
	厚狭殖生	266円	24,323円
	秋芳	110円	26,085円
	長門古市	373円	17,211円
	油谷	405円	19,188円
	油谷久津	134円	18,424円
	下関吉見	260円	18,377円
	阿知須	390円	20,837円
	美東	280円	21,104円
	阿東	153円	21,445円
	長門湯本	317円	27,301円
	岩国坂上	555円	23,384円
	厚狭	167円	25,737円
徳島県	阿波津田	910円	72,048円
	阿波川内	810円	82,679円
	八万	830円	28,354円
	地蔵橋	884円	17,122円
	沖洲	909円	15,276円
	徳島西	1,285円	42,892円
	鳴門	357円	35,767円
	小松島	594円	14,579円
	阿波阿南	438円	27,028円
	阿波石井	504円	29,533円
	那賀川	415円	15,086円
	松茂	559円	15,377円
	北島	950円	23,670円
	藍住	572円	35,617円
	板野	603円	22,417円
	上板	488円	14,999円
	阿波	670円	6,632円
	鴨島	1,210円	8,821円
	山川	491円	10,289円
	脇町	458円	19,892円
	阿波池田	629円	21,734円
	徳島B	821円	41,606円
	阿波国府	709円	28,206円
	多家良	337円	18,462円
	応神	449円	12,314円
	阿波大麻	256円	13,549円
	堂浦	315円	11,102円
	鳴門公園	232円	18,262円
	新赤石	720円	25,286円
	阿波橋	635円	16,423円
	桑野	704円	16,366円
	阿波福井	542円	16,833円
	新野	624円	13,554円
	阿波樺	619円	19,069円
	阿波一宮	297円	12,056円
	羽ノ浦	621円	13,031円
	丹生谷	638円	13,741円
	阿波海南	651円	12,157円
	阿波吉野	690円	20,192円
	土成	590円	13,702円
	市場	386円	12,957円
	阿波川島	559円	8,141円
	美馬	170円	15,292円
	貞光	292円	9,887円
	三野	384円	16,628円
	阿波三好	284円	11,744円
	三纏	528円	11,832円
	阿波井川	961円	14,461円
	三加茂	150円	5,574円
	牟岐	824円	53,869円
	阿波勝浦	203円	20,158円
	日和佐	282円	10,821円
	阿波半田	79円	14,788円
	穴吹	147円	19,857円
	山城	25円	23,430円

香川県	阿波神山	86円	14,105円
	阿波広野	96円	10,219円
	讃岐三條	868円	26,052円
	高松北2	496円	26,389円
	屋島	1,062円	17,512円
	香西	943円	17,093円
	円座2	637円	18,913円
	讃岐前田	412円	13,930円
	讃岐川島	469円	4,328円
	西植田	402円	51,025円
	新仏生山	1,316円	34,046円
	丸亀	527円	7,534円
	讃岐郡家	733円	4,002円
	坂出	317円	15,551円
	讃岐加茂	504円	2,770円
	讃岐林田	351円	5,458円
	普通寺	1,106円	17,347円
	観音寺	851円	32,967円
	引田	407円	13,037円
	三本松	237円	27,971円
	讃岐津田	258円	19,422円
	讃岐大川	256円	13,611円
	志度	329円	30,053円
	長尾	515円	10,814円
	内海	390円	21,194円
	土庄	569円	17,716円
	讃岐三木	381円	16,449円
	讃岐牟礼	495円	13,558円
	香川	629円	31,891円
	綾南	784円	10,747円
	讃岐国分寺	533円	20,757円
	宇多津	782円	38,125円
	琴平	421円	16,607円
	多度津	558円	8,357円
	讃岐高瀬	355円	30,578円
	讃岐豊浜	306円	4,804円
	本島	187円	35,791円
	与島	338円	18,891円
	木之郷	549円	30,000円
	伊吹	244円	16,502円
	鴨部	693円	45,745円
	庵治	292円	12,889円
	綾上	685円	52,280円
	讃岐昭和	705円	49,958円
	綾歌	377円	9,398円
	讃岐飯山	527円	15,618円
	讃岐吉野	187円	4,820円
大野原	(略)	8,260円	
讃岐豊中	343円	31,723円	
仁尾	253円	39,345円	
三本松2	237円	12,122円	
山本	469円	10,467円	
讃岐神山	372円	56,602円	
塩江	645円	19,282円	
麻二宮	381円	50,284円	
詫間	337円	58,979円	
財田	368円	21,630円	
高松	679円	48,033円	
讃岐池田	494円	5,122円	
愛媛県	西須賀	906円	5,386円
	吉田浜	896円	5,179円
	堀江	640円	7,846円
	伊予石井2	1,156円	13,738円
	久谷	1,059円	8,679円
	新久米	1,396円	60,882円
	山越本	849円	28,843円
	松山3	1,707円	24,111円
	今治	547円	40,249円
	伊予桜井2	1,023円	13,787円
	宇和島	695円	15,358円
	八幡浜	505円	12,490円
	新居浜3	790円	21,939円
	泉川	506円	6,812円
	多喜浜	403円	12,306円
	伊予西条	769円	7,927円
	大洲	418円	10,845円
	新谷	459円	10,277円
	川之江	808円	19,375円
	伊予三島西	1,097円	9,122円
	伊予2	816円	16,231円
	伊予北条	635円	5,903円

香川県	阿波神山	87円	12,816円
	阿波広野	103円	12,370円
	讃岐三條	867円	25,867円
	高松北2	492円	5,633円
	屋島	1,120円	19,047円
	香西	1,274円	18,491円
	円座2	756円	32,169円
	讃岐前田	443円	15,984円
	讃岐川島	502円	5,000円
	西植田	393円	6,981円
	新仏生山	1,325円	23,058円
	丸亀	573円	9,763円
	讃岐郡家	804円	7,192円
	坂出	372円	15,600円
	讃岐加茂	542円	6,452円
	讃岐林田	365円	5,972円
	普通寺	1,143円	20,490円
	観音寺	848円	19,780円
	引田	445円	61,261円
	三本松	260円	27,548円
	讃岐津田	251円	21,350円
	讃岐大川	282円	15,551円
	志度	350円	33,452円
	長尾	570円	11,672円
	内海	437円	21,167円
	土庄	609円	18,748円
	讃岐三木	430円	26,809円
	讃岐牟礼	553円	15,610円
	香川	724円	35,314円
	綾南	867円	11,907円
	讃岐国分寺	548円	21,989円
	宇多津	790円	39,092円
	琴平	493円	18,874円
	多度津	616円	30,616円
	讃岐高瀬	398円	17,979円
	讃岐豊浜	324円	5,369円
	本島	184円	38,130円
	与島	323円	26,906円
	木之郷	562円	31,138円
	伊吹	246円	25,314円
	鴨部	660円	5,489円
	庵治	333円	14,055円
	綾上	711円	4,947円
	讃岐昭和	653円	8,587円
	綾歌	396円	12,079円
	讃岐飯山	526円	17,578円
	讃岐吉野	203円	8,899円
大野原	(略)	11,579円	
讃岐豊中	333円	4,655円	
仁尾	281円	16,448円	
三本松2	260円	13,367円	
山本	491円	11,766円	
讃岐神山	373円	11,322円	
塩江	649円	21,241円	
麻二宮	389円	5,584円	
詫間	361円	26,509円	
財田	381円	17,322円	
高松	704円	50,647円	
讃岐池田	505円	6,418円	
愛媛県	西須賀	907円	5,768円
	吉田浜	865円	6,050円
	堀江	629円	9,353円
	伊予石井2	1,184円	14,974円
	久谷	1,083円	9,635円
	新久米	1,367円	21,215円
	山越本	846円	30,009円
	松山3	1,463円	27,884円
	今治	623円	41,642円
	伊予桜井2	1,024円	14,870円
	宇和島	756円	16,628円
	八幡浜	540円	13,740円
	新居浜3	782円	23,996円
	泉川	432円	7,598円
	多喜浜	453円	13,848円
	伊予西条	756円	8,856円
	大洲	457円	10,548円
新谷	456円	13,864円	
川之江	833円	5,870円	
伊予三島西	1,031円	10,028円	
伊予2	819円	15,894円	
伊予北条	748円	6,305円	

壬生川 2	418円	21,374円
伊予土居	378円	10,203円
大西	1,233円	8,137円
重信	1,477円	16,898円
松前 2	1,096円	13,613円
砥部	1,844円	9,343円
宇和	401円	4,411円
広見	310円	10,915円
御荘 2	243円	7,729円
湯山	3,086円	33,130円
波止浜交換 2	601円	13,395円
来	752円	58,049円
日土	1,347円	17,820円
穴井	1,408円	28,226円
伊予氷見	740円	11,028円
伊予豊岡	1,068円	16,975円
伊予三芳	603円	11,323円
粟井	625円	15,160円
伊予小松	829円	10,610円
丹原	602円	10,637円
伊予玉川	561円	12,442円
菊間	325円	11,233円
吉海	513円	13,647円
伯方	998円	8,525円
伊予川内	758円	10,352円
久万	279円	18,505円
保内	538円	14,689円
伊予吉田	598円	11,936円
伊予津島	552円	9,526円
今治支店旧	547円	8,359円
大洲新棟	418円	12,133円
伊予長浜	365円	24,256円
内子	922円	50,706円
伊予三瓶	578円	7,697円
愛媛野村	656円	12,657円
三間	219円	51,372円
伊予朝倉	368円	10,177円
宮窪	188円	46,862円
伊予上浦	76円	11,541円
伊予小田	405円	15,259円
伊予中山機械	1,025円	10,852円
伊予松野	47円	51,398円
一本松	80円	16,115円
生名	224円	14,897円
伊予弓削	125円	3,222円
双海	869円	11,200円
伊方	299円	17,992円
城川交換機	84円	4,758円
重信 2	1,487円	42,944円
高知県		
高知東	1,249円	29,007円
潮江	1,384円	27,722円
土佐朝倉	962円	21,293円
土佐一宮	1,130円	31,585円
種崎	496円	15,307円
土佐大津	1,008円	18,602円
安芸	154円	30,082円
南国	438円	13,638円
須崎	463円	15,882円
土佐中村	279円	22,500円
赤岡	504円	7,541円
土佐山田	357円	8,918円
伊野	864円	10,136円
池川	672円	33,313円
土佐春野	238円	16,421円
土佐羽根	940円	28,459円
片山	891円	7,099円
土佐国府	671円	24,390円
戸波	273円	19,472円
具同	527円	27,491円
宿毛	498円	23,500円
片島	196円	6,976円
土佐長浜	392円	18,082円
介良	1,718円	40,027円
室戸	461円	14,796円
土佐	435円	14,667円
土佐宇佐	(略)	13,084円
野市	586円	11,026円
美良布	587円	17,177円
中土佐	472円	14,135円
佐川	439円	16,490円

壬生川 2	413円	22,939円
伊予土居	387円	11,130円
大西	1,255円	11,299円
重信	1,497円	15,825円
松前 2	1,093円	14,993円
砥部	1,889円	10,111円
宇和	348円	5,174円
広見	346円	54,168円
御荘 2	246円	8,748円
湯山	3,093円	35,457円
波止浜交換 2	589円	14,799円
来	716円	15,759円
日土	1,312円	20,748円
穴井	1,279円	29,497円
伊予氷見	818円	12,459円
伊予豊岡	1,074円	23,461円
伊予三芳	692円	13,501円
粟井	618円	17,412円
伊予小松	872円	10,514円
丹原	614円	13,509円
伊予玉川	606円	15,353円
菊間	332円	15,193円
吉海	533円	14,230円
伯方	1,059円	9,622円
伊予川内	778円	12,349円
久万	288円	18,445円
保内	558円	19,345円
伊予吉田	596円	12,237円
伊予津島	544円	51,586円
今治支店旧	623円	15,620円
大洲新棟	445円	13,464円
伊予長浜	406円	30,877円
内子	851円	51,461円
伊予三瓶	594円	9,344円
愛媛野村	673円	60,768円
三間	227円	5,319円
伊予朝倉	394円	13,401円
宮窪	178円	3,883円
伊予上浦	84円	15,205円
伊予小田	396円	19,804円
伊予中山機械	1,074円	11,941円
伊予松野	46円	4,893円
一本松	81円	20,841円
生名	213円	17,103円
伊予弓削	112円	57,198円
双海	855円	12,293円
伊方	305円	13,152円
城川交換機	80円	7,896円
重信 2	1,417円	37,545円
伊予中島	788円	17,577円
高知東	1,371円	27,604円
潮江	1,446円	46,167円
土佐朝倉	1,033円	19,896円
土佐一宮	1,204円	36,357円
種崎	576円	15,472円
土佐大津	1,151円	20,558円
安芸	179円	15,189円
南国	465円	12,722円
須崎	563円	37,338円
土佐中村	293円	23,708円
赤岡	459円	8,386円
土佐山田	386円	11,390円
伊野	785円	10,604円
池川	643円	35,375円
土佐春野	317円	18,079円
土佐羽根	869円	30,566円
片山	865円	8,579円
土佐国府	688円	22,482円
戸波	280円	21,170円
具同	526円	29,556円
宿毛	549円	68,369円
片島	110円	9,558円
土佐長浜	451円	16,412円
介良	1,731円	41,897円
室戸	542円	21,593円
土佐	532円	18,091円
土佐宇佐	(略)	14,501円
野市	564円	9,688円
美良布	541円	21,917円
中土佐	607円	22,104円
佐川	398円	18,627円

	莖西	778円	17,002円
	香川	800円	36,498円
	越知	333円	13,834円
	土佐日高	521円	24,714円
	吉良川	118円	23,558円
	大橋	156円	21,542円
	吾北	128円	25,058円
	仁淀	129円	20,157円
	高知	678円	54,505円
	大杉	113円	14,585円
	土佐平田	72円	22,246円
	土佐清水	460円	29,998円
	窪川	276円	7,422円
	大方	204円	12,363円
	土佐大月	180円	21,331円
	野根	82円	26,667円
	嶺北	190円	12,577円
	土佐佐賀	158円	22,631円
	土佐田野	233円	18,236円
福岡県	門司2	595円	10,401円
	門司恒見	422円	32,062円
	門司大里	1,066円	11,725円
	福岡若松	754円	13,910円
	若松二島	651円	10,854円
	戸畑	772円	24,802円
	小倉南	1,334円	13,396円
	小倉西	787円	12,159円
	北九州古船場	662円	23,407円
	北九州1	943円	34,198円
	北九州2	943円	12,064円
	北九州3	943円	15,209円
	小倉南曾根	771円	7,528円
	小倉南徳力	1,638円	15,799円
	八幡樺田	777円	11,260円
	北九州八幡2	462円	17,894円
	折尾3	864円	14,849円
	八幡黒崎	501円	14,215円
	八幡上津役	762円	8,994円
	八幡香月別館	1,320円	15,630円
	福岡東	2,304円	35,984円
	香椎	1,882円	33,968円
	二股瀬	1,037円	20,351円
	和白	1,177円	13,229円
	博多	4,694円	25,637円
	土居町	1,157円	18,720円
	福岡南	1,047円	28,901円
	福岡中央2	13,595円	27,250円
	福岡平尾	1,856円	12,435円
	筑紫ヶ丘	1,241円	12,492円
	屋形原	901円	16,778円
	姪浜	1,587円	13,936円
	金武	2,103円	14,307円
	今宿2	1,126円	11,985円
	七隈	1,719円	21,012円
	福岡西新	2,792円	19,002円
	大牟田	531円	11,610円
	久留米	499円	19,270円
	荒木	554円	10,679円
	御井町	1,123円	30,360円
	久留米上津	1,044円	21,211円
	久留米2	1,162円	19,301円
	直方2	348円	8,457円
飯塚3	694円	10,809円	
田川	283円	9,710円	
福岡山田	94円	14,787円	
甘木	714円	12,126円	
八女	164円	15,398円	
筑後	345円	7,371円	
福岡大川	349円	27,281円	
行橋2	325円	9,430円	
中間	287円	17,395円	
福岡小郡	667円	20,530円	
二日市	801円	18,378円	
二日市原田	687円	10,714円	
福岡南大野	1,784円	16,866円	
乙金	1,845円	20,612円	
宗像	470円	7,182円	
日の里	1,662円	14,737円	
前原営業所	390円	18,876円	
宇美	675円	19,324円	

	莖西	760円	13,227円
	香川	797円	39,531円
	越知	446円	15,158円
	土佐日高	592円	27,295円
	吉良川	115円	26,827円
	大橋	168円	22,178円
	吾北	121円	26,959円
	仁淀	124円	21,130円
	高知	795円	50,859円
	大杉	153円	11,881円
	土佐平田	78円	25,023円
	土佐清水	521円	29,636円
	窪川	322円	7,667円
	大方	199円	13,961円
	土佐大月	196円	22,626円
	野根	80円	20,651円
	嶺北	189円	12,445円
	土佐佐賀	151円	22,558円
	土佐田野	156円	15,560円
福岡県	東津野	89円	14,940円
	門司2	618円	11,410円
	門司恒見	459円	28,915円
	門司大里	1,118円	12,961円
	福岡若松	795円	15,501円
	若松二島	700円	11,946円
	戸畑	740円	26,659円
	小倉南	1,358円	14,718円
	小倉西	877円	13,010円
	北九州古船場	759円	22,349円
	北九州1	1,022円	39,362円
	北九州2	1,022円	13,710円
	北九州3	1,022円	14,129円
	小倉南曾根	827円	8,180円
	小倉南徳力	1,821円	17,030円
	八幡樺田	784円	12,369円
	北九州八幡2	483円	17,755円
	折尾3	832円	16,174円
	八幡黒崎	554円	14,658円
	八幡上津役	705円	10,017円
	八幡香月別館	1,341円	17,186円
	福岡東	2,434円	28,878円
	香椎	2,148円	25,225円
	二股瀬	1,270円	22,483円
	和白	1,200円	14,597円
	博多	6,699円	26,168円
	土居町	1,377円	19,512円
	福岡南	1,179円	30,886円
	福岡中央2	17,126円	26,106円
	福岡平尾	2,310円	11,132円
	筑紫ヶ丘	1,472円	14,159円
	屋形原	936円	17,998円
	姪浜	1,683円	15,512円
	金武	2,162円	16,193円
	今宿2	1,135円	14,981円
	七隈	1,794円	24,599円
	福岡西新	3,220円	17,643円
	大牟田	562円	13,775円
	久留米	584円	20,548円
	荒木	631円	12,102円
	御井町	1,146円	18,661円
	久留米上津	1,078円	22,854円
	久留米2	1,308円	20,990円
直方2	346円	15,752円	
飯塚3	700円	11,873円	
田川	332円	10,783円	
福岡山田	107円	15,988円	
甘木	735円	13,099円	
八女	187円	15,172円	
筑後	366円	9,602円	
福岡大川	390円	28,840円	
行橋2	362円	10,261円	
中間	306円	15,683円	
福岡小郡	711円	22,987円	
二日市	805円	20,258円	
二日市原田	727円	11,688円	
福岡南大野	1,818円	18,630円	
乙金	1,891円	21,609円	
宗像	486円	7,781円	
日の里	1,738円	16,135円	
前原営業所	436円	19,794円	
宇美	759円	21,032円	

志免	947円	12,576円
古賀新宮	511円	17,105円
古賀	841円	16,897円
長者原	2,180円	24,759円
福岡	365円	8,933円
福岡芦屋	351円	11,488円
折尾水巻	498円	18,741円
折尾海老津	450円	17,619円
直方鞍手	193円	11,831円
田主丸	399円	14,720円
瀬高	284円	9,411円
柳川	370円	12,809円
苅田	247円	10,758円
行橋屋川	506円	22,120円
行橋豊津	571円	16,315円
門司黒川	675円	11,338円
若松小島	351円	28,448円
西谷石原	188円	28,218円
多々良	1,006円	8,128円
早良内野	758円	32,090円
倉永	435円	21,446円
善導寺	348円	16,445円
福岡三国	460円	19,715円
篠栗	1,053円	33,022円
久山	623円	12,927円
折尾遠賀川	470円	13,125円
柳川大和	427円	21,387円
江浦	342円	21,333円
西戸崎	480円	33,081円
北崎	1,029円	19,299円
直方小竹	241円	23,352円
直方宮田	429円	18,697円
稲築	377円	31,127円
前原志摩	728円	13,074円
田主丸吉井	476円	25,655円
大刀洗	164円	11,457円
広川	332円	10,999円
豊前	504円	10,027円
津屋崎	363円	11,636円
宗像玄海	374円	16,303円
直方若宮	136円	17,071円
飯塚桂川	273円	15,883円
飯塚碓井	157円	29,581円
飯塚大隈	420円	15,581円
飯塚築穂	470円	16,639円
飯塚庄内	277円	16,975円
杷木	513円	11,764円
甘木朝倉	367円	13,275円
夜須	404円	18,786円
二丈	422円	20,876円
福吉	170円	5,547円
芥屋	228円	23,539円
浮羽	200円	16,254円
久留米北野	900円	14,695円
大木	558円	18,594円
三瀬	374円	12,286円
黒木	382円	20,845円
瀬高山川	519円	5,372円
田川香春	365円	12,961円
田川添田	380円	18,556円
田川金田	405円	8,004円
田川糸田	426円	12,868円
田川豊前川崎	260円	12,887円
田川赤池	205円	19,263円
田川大任	379円	22,628円
田川油須原	344円	25,697円
友枝	301円	21,250円
直方東	475円	33,273円
福岡大川2	349円	5,299円
那珂川別	718円	19,366円
若宮吉川	110円	19,519円
城島	558円	12,224円
行橋勝山	708円	27,821円
行橋築城	500円	14,150円
上陽	653円	22,211円
光友	281円	30,406円
星野	283円	6,876円
行橋稚田	348円	12,522円
高木瀬	737円	40,019円
唐津	511円	19,950円
佐賀鳥栖	804円	26,000円

佐賀県

志免	1,080円	14,110円
古賀新宮	697円	45,444円
古賀	746円	16,778円
長者原	2,361円	26,305円
福岡	367円	9,152円
福岡芦屋	389円	12,976円
折尾水巻	486円	20,398円
折尾海老津	468円	18,908円
直方鞍手	200円	13,034円
田主丸	421円	15,502円
瀬高	292円	10,368円
柳川	333円	14,847円
苅田	836円	12,071円
行橋屋川	500円	43,271円
行橋豊津	555円	21,703円
門司黒川	739円	10,415円
若松小島	346円	32,904円
西谷石原	198円	37,379円
多々良	1,014円	26,707円
早良内野	791円	36,931円
倉永	434円	22,814円
善導寺	368円	17,711円
福岡三国	464円	21,069円
篠栗	1,041円	39,648円
久山	640円	9,353円
折尾遠賀川	523円	46,553円
柳川大和	398円	23,572円
江浦	364円	21,911円
西戸崎	488円	34,553円
北崎	1,022円	22,177円
直方小竹	235円	25,081円
直方宮田	434円	19,882円
稲築	381円	32,932円
前原志摩	766円	16,658円
田主丸吉井	491円	27,016円
大刀洗	180円	13,144円
広川	375円	11,556円
豊前	550円	11,427円
津屋崎	382円	12,405円
宗像玄海	356円	17,787円
直方若宮	144円	18,416円
飯塚桂川	289円	18,015円
飯塚碓井	152円	33,679円
飯塚大隈	418円	18,320円
飯塚築穂	498円	17,617円
飯塚庄内	282円	17,021円
杷木	606円	12,599円
甘木朝倉	370円	14,391円
夜須	371円	26,181円
二丈	464円	30,227円
福吉	182円	7,009円
芥屋	237円	20,457円
浮羽	199円	31,204円
久留米北野	992円	17,873円
大木	594円	15,912円
三瀬	415円	13,201円
黒木	392円	22,957円
瀬高山川	535円	9,798円
田川香春	357円	13,774円
田川添田	382円	20,587円
田川金田	425円	8,951円
田川糸田	442円	29,675円
田川豊前川崎	295円	14,388円
田川赤池	216円	21,271円
田川大任	389円	25,001円
田川油須原	341円	29,832円
友枝	296円	23,611円
直方東	467円	24,098円
福岡大川2	390円	6,021円
那珂川別	702円	20,738円
若宮吉川	104円	21,240円
城島	595円	13,415円
行橋勝山	704円	32,788円
行橋築城	509円	14,971円
上陽	644円	24,719円
光友	264円	33,339円
星野	250円	11,797円
行橋稚田	363円	13,522円
高木瀬	727円	31,302円
唐津	505円	21,342円
佐賀鳥栖	881円	28,090円

佐賀県

多久	369円	26,892円
伊万里	434円	16,305円
伊万里黒川	200円	16,098円
武雄	251円	21,170円
佐賀鹿島	311円	9,233円
川副南	(略)	21,921円
神埼	680円	31,902円
基山	(略)	23,816円
小城	433円	17,131円
牛津	497円	26,862円
玄海	461円	21,738円
嬉野電交局舎	605円	12,903円
有田	443円	21,319円
蓮池	146円	12,631円
川久保	128円	12,657円
唐津山本	497円	17,277円
唐津鏡	394円	20,476円
東多久	139円	23,208円
久原	249円	12,403円
波多津	325円	23,731円
伊万里松浦	117円	22,786円
大川野	94円	29,042円
南波多	96円	12,983円
諸富	501円	18,343円
佐賀千代田	874円	10,422円
鳥栖中原	786円	24,795円
北茂安	386円	18,062円
呼子	272円	9,038円
西有田	359円	21,337円
武雄北方	576円	34,965円
佐賀大町	576円	9,522円
佐賀白石	373円	24,476円
鹿島塩田	601円	9,693円
久保田	902円	134,752円
佐賀大和	571円	14,921円
江北	433円	14,936円
佐賀福富	632円	19,119円
有明	736円	35,930円
太良	579円	26,510円
若木	340円	12,323円
浜崎	530円	11,998円
武雄山内	305円	16,589円
三根	729円	22,618円
入野	456円	22,233円
西川登	457円	33,217円
七山	299円	8,618円
湊	267円	31,469円
巖木	203円	11,109円
相知	131円	10,915円
太良大浦	356円	14,345円
長崎県		
浦上	1,153円	26,560円
新長	1,360円	21,033円
小ヶ倉	489円	10,881円
稲佐	1,909円	12,151円
深堀	447円	14,438円
東長崎	1,196円	13,285円
滑石	1,291円	12,229円
佐世保別	905円	21,400円
早岐	621円	16,905円
佐世保大和	479円	26,663円
佐世保大野	842円	51,106円
柚木	381円	6,627円
相浦	307円	18,796円
島原	615円	22,384円
諫早	643円	15,165円
西諫早	560円	22,000円
大村	248円	14,626円
福江	288円	17,645円
長崎平戸	532円	29,573円
時津	834円	16,082円
有川	463円	26,653円
杵岐	695円	20,683円
巖原	421円	24,981円
大瀬戸	385円	15,611円
長崎小浜	278円	16,640円
豆敷	149円	28,212円
竹松	464円	36,213円
長崎茂木	879円	18,308円
木鉢	775円	9,834円
長崎三重	540円	12,205円
鹿子前	541円	16,263円

多久	360円	29,229円
伊万里	428円	18,242円
伊万里黒川	195円	17,338円
武雄	247円	19,651円
佐賀鹿島	293円	10,390円
川副南	(略)	24,010円
神埼	647円	26,723円
基山	(略)	27,425円
小城	388円	37,915円
牛津	460円	28,849円
玄海	453円	26,715円
嬉野電交局舎	553円	13,821円
有田	433円	23,193円
蓮池	142円	13,829円
川久保	124円	13,910円
唐津山本	486円	21,324円
唐津鏡	383円	32,251円
東多久	138円	26,280円
久原	239円	14,796円
波多津	307円	29,529円
伊万里松浦	114円	25,269円
大川野	93円	32,108円
南波多	91円	14,539円
諸富	532円	20,006円
佐賀千代田	757円	10,923円
鳥栖中原	820円	21,206円
北茂安	415円	18,678円
呼子	269円	14,827円
西有田	345円	27,171円
武雄北方	578円	22,632円
佐賀大町	565円	9,969円
佐賀白石	347円	26,132円
鹿島塩田	572円	14,089円
久保田	557円	17,119円
佐賀大和	564円	16,810円
江北	393円	17,143円
佐賀福富	662円	24,689円
有明	737円	37,877円
太良	599円	28,351円
若木	337円	14,213円
浜崎	524円	18,995円
武雄山内	285円	20,844円
三根	752円	27,662円
入野	440円	28,495円
西川登	453円	36,437円
七山	286円	10,173円
湊	293円	22,758円
巖木	197円	11,922円
相知	125円	12,282円
太良大浦	350円	16,219円
長崎県		
浦上	1,219円	28,088円
新長	1,373円	24,165円
小ヶ倉	515円	11,875円
稲佐	1,944円	4,264円
深堀	465円	15,361円
東長崎	1,282円	14,289円
滑石	1,363円	12,967円
佐世保別	948円	23,098円
早岐	595円	18,601円
佐世保大和	520円	28,996円
佐世保大野	858円	46,921円
柚木	406円	7,027円
相浦	338円	24,845円
島原	623円	23,979円
諫早	648円	18,292円
西諫早	569円	23,648円
大村	283円	17,020円
福江	307円	14,002円
長崎平戸	564円	45,365円
時津	963円	17,219円
有川	368円	23,138円
杵岐	836円	21,736円
巖原	465円	21,701円
大瀬戸	349円	16,482円
長崎小浜	287円	18,552円
豆敷	139円	34,763円
竹松	558円	17,960円
長崎茂木	862円	19,721円
木鉢	771円	11,069円
長崎三重	536円	15,044円
鹿子前	554円	17,877円

針尾	409円	13,538円
松浦	384円	21,428円
御厨	245円	7,510円
長崎三和	410円	15,270円
多良見	635円	12,237円
長与	906円	25,753円
琴海	367円	13,240円
西彼	334円	13,552円
東彼杵	403円	11,199円
川棚	268円	16,729円
波佐見	201円	14,112円
湯江	400円	9,129円
小長井	305円	22,476円
島原有明	199円	6,625円
島原国見	269円	7,815円
諫早吾妻	383円	14,771円
愛野森山	972円	17,673円
千々石	287円	11,473円
有家	355円	13,999円
島原深江	1,004円	9,676円
田平	117円	11,515円
江迎	205円	9,961円
佐々	529円	17,216円
佐世保吉井	173円	18,290円
黒口	223円	18,631円
飯盛	831円	15,372円
島原瑞穂	634円	10,494円
鹿町	396円	10,766円
小佐々	385円	14,580円
楠泊	281円	12,617円
式見	890円	15,640円
三川内	960円	19,461円
紐差	344円	18,517円
津吉	185円	19,879円
今福	224円	13,727円
西彼大串	437円	10,043円
南風崎	900円	25,074円
有喜	167円	29,801円
鶏知	603円	30,153円
崎戸	138円	25,866円
雲仙	135円	54,765円
伊万里福島	417円	11,760円
鷹島	353円	24,463円
野母崎	707円	21,376円
加津佐	152円	10,196円
長崎口之津	265円	13,064円
南有馬	1,024円	16,499円
富江	347円	11,946円
青方	393円	17,518円
東	1,259円	16,398円
健軍	800円	11,273円
立田	645円	21,264円
田迎	1,192円	25,103円
桜町	733円	23,644円
熊本清水	1,021円	14,128円
北部	497円	26,785円
帯山	802円	27,439円
託麻別館	1,380円	34,713円
新川尻	870円	20,416円
熊本南部	517円	22,246円
郡築	219円	20,125円
人吉別館	198円	15,340円
水俣	1,342円	13,366円
玉名	375円	22,286円
本渡	521円	23,465円
山鹿	323円	16,235円
牛深	209円	15,653円
菊池	956円	22,055円
松橋	425円	12,059円
松橋小川	(略)	12,233円
樋木岩野	664円	20,624円
熊本大津	207円	26,688円
西合志	211円	15,500円
一の宮	235円	16,535円
熊本小国	1,073円	27,811円
高森	548円	32,959円
南阿蘇	79円	11,520円
木山	802円	51,761円
矢部別館	800円	23,315円
荒尾	172円	12,563円
宇土	310円	25,516円

熊本県

針尾	435円	18,362円
松浦	403円	23,803円
御厨	188円	7,963円
長崎三和	449円	19,726円
多良見	652円	13,217円
長与	937円	27,223円
琴海	402円	48,807円
西彼	301円	14,857円
東彼杵	396円	13,106円
川棚	317円	12,108円
波佐見	199円	15,818円
湯江	402円	12,448円
小長井	298円	13,118円
島原有明	194円	8,557円
島原国見	243円	10,902円
諫早吾妻	370円	18,689円
愛野森山	948円	20,678円
千々石	264円	12,760円
有家	342円	15,284円
島原深江	974円	10,423円
田平	119円	13,046円
江迎	228円	10,896円
佐々	469円	22,041円
佐世保吉井	163円	21,243円
黒口	216円	20,995円
飯盛	871円	19,906円
島原瑞穂	618円	20,771円
鹿町	439円	15,763円
小佐々	393円	20,014円
楠泊	303円	17,770円
式見	885円	16,411円
三川内	1,106円	21,679円
紐差	368円	31,701円
津吉	192円	23,740円
今福	245円	15,263円
西彼大串	420円	50,148円
南風崎	931円	28,855円
有喜	172円	31,994円
鶏知	791円	34,500円
崎戸	125円	27,855円
雲仙	132円	44,720円
伊万里福島	345円	17,020円
鷹島	343円	33,053円
野母崎	776円	23,954円
加津佐	163円	14,295円
長崎口之津	290円	13,929円
南有馬	989円	18,295円
富江	341円	15,134円
青方	319円	20,179円
東	1,343円	17,505円
健軍	827円	11,983円
立田	679円	23,060円
田迎	1,249円	25,576円
桜町	769円	16,802円
熊本清水	970円	15,688円
北部	529円	31,871円
帯山	909円	28,180円
託麻別館	1,424円	36,673円
新川尻	902円	22,077円
熊本南部	531円	20,416円
郡築	216円	24,181円
人吉別館	217円	16,415円
水俣	1,542円	14,868円
玉名	411円	23,679円
本渡	593円	26,221円
山鹿	305円	16,725円
牛深	246円	16,563円
菊池	943円	23,663円
松橋	494円	13,491円
松橋小川	(略)	15,650円
樋木岩野	668円	22,532円
熊本大津	213円	29,794円
西合志	214円	8,100円
一の宮	243円	17,591円
熊本小国	1,013円	31,193円
高森	558円	20,834円
南阿蘇	77円	70,129円
木山	848円	50,526円
矢部別館	826円	32,837円
荒尾	206円	14,300円
宇土	389円	26,407円

熊本県

合志	175円	15,463円
熊本小島	636円	19,006円
天明	99円	26,482円
日奈久	546円	8,888円
府本	120円	11,531円
荒尾緑ヶ丘	821円	16,753円
網田	381円	19,360円
三角	762円	11,820円
松橋城南	298円	34,139円
堅志田	300円	17,787円
砥用	224円	17,837円
岱明	74円	10,192円
天水	506円	29,171円
南関	362円	16,287円
熊本長洲	258円	11,219円
鹿本	500円	13,294円
菊陽	964円	22,794円
泗水	282円	16,435円
南小国	544円	20,075円
熊本西原	478円	20,980円
嘉島	281円	47,527円
甲佐	723円	17,950円
坂本	450円	11,329円
熊本鏡	218円	16,965円
宮原	214円	24,705円
東陽	377円	15,904円
湯浦	253円	31,973円
津奈木	431円	12,321円
錦	341円	12,483円
多良木	279円	13,311円
大矢野	1,092円	10,887円
本渡松島	488円	16,495円
赤崎	483円	50,920円
飽田	583円	97,342円
童峰	508円	12,900円
松橋豊野	47円	13,866円
玉東	401円	16,245円
菊水	485円	14,508円
坊中	195円	13,899円
御船	321円	26,294円
千丁	538円	15,265円
水俣田浦	306円	22,930円
熊本河内	626円	14,584円
水源	268円	17,541円
郡浦	256円	25,236円
鹿北	310円	25,888円
菊鹿	211円	15,815円
鹿央	117円	8,056円
旭志	280円	21,322円
矢部清和	119円	29,481円
芦北	508円	18,411円
湯前	257円	17,694円
姫戸	424円	16,362円
三加和	165円	18,933円
阿蘇	312円	85,117円
本渡富岡	425円	28,435円
河浦	461円	61,980円
蘇陽	353円	18,239円
免田	346円	19,170円
一勝地	242円	28,058円
重ヶ岳	577円	31,913円
五和	647円	30,718円
玉名大浜	362円	24,687円
大分県	1,635円	45,689円
鶴崎	400円	21,697円
大分東	801円	23,955円
大分滝尾	435円	22,398円
大分大道	936円	29,213円
大分市外	715円	21,761円
大分別府	432円	26,234円
別府北	456円	12,038円
如水	102円	20,455円
新中津	547円	19,130円
日田三本松	405円	43,038円
佐伯	753円	22,718円
臼杵	766円	28,790円
津久見	392円	19,905円
大分竹田	393円	19,627円
豊後高田	596円	11,178円
杵築別館	475円	25,678円
大分宇佐	451円	27,649円

合志	172円	20,900円
熊本小島	750円	20,789円
天明	105円	31,897円
日奈久	547円	9,386円
府本	124円	12,178円
荒尾緑ヶ丘	781円	18,659円
網田	406円	21,560円
三角	757円	12,970円
松橋城南	286円	17,751円
堅志田	278円	23,128円
砥用	218円	20,863円
岱明	71円	14,174円
天水	494円	33,651円
南関	390円	15,444円
熊本長洲	271円	12,940円
鹿本	494円	14,766円
菊陽	904円	15,655円
泗水	316円	17,461円
南小国	577円	22,121円
熊本西原	469円	25,457円
嘉島	276円	53,995円
甲佐	788円	21,015円
坂本	417円	12,987円
熊本鏡	239円	18,189円
宮原	208円	11,568円
東陽	363円	17,835円
湯浦	245円	23,421円
津奈木	444円	25,642円
錦	335円	14,119円
多良木	248円	14,799円
大矢野	1,277円	11,488円
本渡松島	536円	18,762円
赤崎	438円	38,444円
飽田	610円	97,029円
童峰	499円	16,213円
松橋豊野	43円	17,173円
玉東	399円	7,641円
菊水	478円	10,341円
坊中	209円	18,524円
御船	340円	32,321円
千丁	584円	19,894円
水俣田浦	287円	27,484円
熊本河内	623円	17,741円
水源	248円	23,157円
郡浦	248円	27,390円
鹿北	301円	14,615円
菊鹿	199円	18,648円
鹿央	118円	13,618円
旭志	270円	26,594円
矢部清和	109円	23,407円
芦北	483円	18,111円
湯前	231円	22,036円
姫戸	440円	18,891円
三加和	163円	23,222円
阿蘇	303円	92,906円
本渡富岡	497円	18,755円
河浦	495円	51,428円
蘇陽	369円	21,715円
免田	344円	20,907円
一勝地	230円	21,663円
重ヶ岳	587円	34,157円
五和	662円	29,608円
玉名大浜	289円	17,188円
大分県	2,074円	35,898円
鶴崎	414円	24,215円
大分東	912円	26,188円
大分滝尾	461円	24,171円
大分大道	1,035円	31,715円
大分市外	733円	24,240円
大分別府	460円	20,262円
別府北	527円	8,313円
如水	104円	22,298円
新中津	548円	20,225円
日田三本松	393円	36,986円
佐伯	688円	23,006円
臼杵	758円	31,445円
津久見	389円	21,768円
大分竹田	392円	21,248円
豊後高田	577円	9,288円
杵築別館	481円	27,676円
大分宇佐	433円	29,515円

国東	312円	14,835円
日出	602円	15,427円
由布院	621円	13,796円
大分三重	269円	13,126円
玖珠	599円	25,014円
大分種田	850円	19,639円
大分中津	366円	10,387円
大分戸次	1,126円	55,814円
鶴崎松岡	423円	29,137円
長洲	327円	19,286円
豊後高田原	106円	15,668円
大分賀来	826円	30,568円
坂ノ市別館	775円	34,125円
海崎	115円	16,555円
保戸島	725円	70,473円
宇佐八幡	276円	15,053円
山香	326円	16,512円
大分挾間	387円	24,033円
大分庄内	369円	12,547円
佐賀関	267円	13,419円
幸崎	227円	17,213円
佐伯弥生	543円	31,667円
野津	423円	19,290円
緒方	268円	23,262円
三重大野	461円	19,654円
三重千歳	88円	13,976円
天ヶ瀬	842円	42,937円
三光	248円	13,558円
大分野津原	507円	26,631円
直川	393円	15,668円
本耶馬溪	363円	14,467円
院内	154円	25,484円
安心院	233円	15,687円
真玉	217円	24,760円
国東国見	173円	29,355円
国東富来	141円	21,636円
佐伯鶴見	597円	31,566円
竹田狹	138円	20,951円
日田大山	619円	11,003円
大分犬飼	284円	14,345円
大分吉野	139円	28,232円
安岐	245円	12,504円
武蔵	402円	14,108円
宇目	328円	15,489円
蒲江	309円	12,671円
耶馬溪下郷	298円	12,947円
山国	242円	19,058円
香々地	226円	23,047円
三重清川	81円	20,079円
久住	693円	14,073円
恵良	263円	24,624円
津江	490円	29,249円
耶馬溪	569円	14,531円
合河	305円	25,977円
宮崎県		
生目	374円	25,547円
宮崎大淀	618円	25,270円
木花	807円	24,250円
都城	795円	14,876円
都城荘内	101円	13,414円
沖水	205円	16,323円
都城中郷	112円	16,468円
土々呂	501円	21,627円
延岡市外	631円	22,121円
日南	287円	14,877円
宮崎小林	392円	16,405円
日向別館	282円	19,222円
西都	477円	23,442円
高城	259円	34,250円
宮崎住吉	651円	16,886円
柳瀬	338円	57,387円
宮崎本郷	597円	28,439円
志和池	(略)	11,017円
大堂津	231円	27,001円
駄肥	224円	17,275円
西小林	236円	25,563円
串間	390円	22,022円
三財	290円	20,950円
えびの営機械	259円	23,604円
飯野駅前	206円	19,033円
清武	823円	31,759円
宮崎田野	272円	10,579円

国東	331円	16,679円
日出	670円	16,728円
由布院	649円	16,388円
大分三重	277円	13,617円
玖珠	565円	27,317円
大分種田	855円	19,055円
大分中津	377円	13,239円
大分戸次	1,123円	57,429円
鶴崎松岡	455円	31,735円
長洲	352円	20,873円
豊後高田原	99円	17,705円
大分賀来	867円	21,897円
坂ノ市別館	777円	28,821円
海崎	103円	17,911円
保戸島	662円	46,829円
宇佐八幡	287円	16,280円
山香	350円	18,481円
大分挾間	375円	18,805円
大分庄内	355円	13,919円
佐賀関	269円	28,810円
幸崎	222円	21,565円
佐伯弥生	574円	35,092円
野津	425円	15,683円
緒方	262円	26,180円
三重大野	476円	20,015円
三重千歳	82円	19,065円
天ヶ瀬	826円	44,507円
三光	236円	18,515円
大分野津原	486円	29,383円
直川	398円	18,893円
本耶馬溪	359円	15,808円
院内	155円	27,353円
安心院	250円	17,528円
真玉	209円	26,758円
国東国見	166円	35,075円
国東富来	136円	23,316円
佐伯鶴見	566円	32,906円
竹田狹	135円	23,234円
日田大山	606円	11,893円
大分犬飼	279円	15,641円
大分吉野	128円	29,758円
安岐	228円	14,573円
武蔵	412円	15,587円
宇目	359円	21,161円
蒲江	316円	15,642円
耶馬溪下郷	286円	26,673円
山国	216円	29,361円
香々地	208円	26,820円
三重清川	74円	20,878円
久住	678円	16,406円
恵良	256円	26,256円
津江	481円	32,129円
耶馬溪	573円	17,226円
合河	252円	24,239円
宮崎県		
生目	379円	28,680円
宮崎大淀	613円	25,860円
木花	824円	27,215円
都城	696円	15,698円
都城荘内	98円	16,925円
沖水	203円	17,564円
都城中郷	108円	21,094円
土々呂	476円	23,882円
延岡市外	692円	21,417円
日南	272円	14,842円
宮崎小林	390円	12,119円
日向別館	270円	17,064円
西都	500円	25,708円
高城	248円	35,929円
宮崎住吉	622円	18,359円
柳瀬	327円	38,792円
宮崎本郷	586円	30,147円
志和池	(略)	41,178円
大堂津	224円	23,126円
駄肥	211円	16,672円
西小林	227円	28,210円
串間	400円	24,116円
三財	283円	23,352円
えびの営機械	254円	26,063円
飯野駅前	202円	19,862円
清武	718円	40,267円
宮崎田野	263円	12,936円

佐土原	423円	24,748円
西佐土原	242円	14,960円
日南北郷	389円	36,813円
日南南郷	303円	12,305円
三股	242円	24,434円
都城高崎	236円	15,693円
高原	265円	18,932円
小林野尻	241円	15,549円
紙屋	173円	29,721円
宮崎高岡	234円	15,331円
国富	305円	19,896円
綾	216円	45,124円
高鍋営業所 1	394円	23,680円
新富	572円	16,171円
木城	453円	23,767円
川南	163円	35,194円
都農	198円	16,179円
門川	329円	20,184円
大東	184円	26,822円
都城山田	183円	23,015円
高千穂別館	389円	24,809円
都城高野	277円	27,861円
美々津	472円	24,595円
岩脇	229円	16,948円
真幸	240円	30,876円
山陰	265円	18,508円
神門	335円	20,280円
日向西郷	169円	21,051円
宇納間	107円	16,523円
曾木	211円	20,809円
北川	380円	23,665円
延岡北浦	533円	31,012円
宮崎東	695円	38,383円
青島	289円	25,097円
都城山之口	222円	14,702円
日之影	267円	16,088円
五ヶ瀬	351円	7,065円
宮崎内海	592円	26,714円
諸塚	164円	28,900円
鹿児島県	3,093円	25,558円
鴨池甲南新館		
谷山	1,293円	32,907円
伊敷	1,123円	16,757円
原良	3,610円	26,533円
広木	3,287円	24,279円
坂之上	2,372円	18,245円
鹿児島川内	732円	29,306円
鹿屋	600円	27,760円
枕崎	216円	21,416円
名瀬	1,042円	19,925円
出水	221円	12,646円
指宿	440円	23,314円
加世田	391円	18,844円
国分	672円	27,897円
種子島	224円	10,670円
加治木	625円	18,279円
帖佐	471円	38,826円
丸尾	162円	23,094円
志布志	103円	8,958円
屋久島	116円	24,655円
徳之島	353円	20,895円
鹿児島吉野	327円	16,230円
鹿児島春日	1,628円	21,742円
鹿児島大口	409円	26,717円
隼人	584円	58,823円
河頭	136円	23,420円
高須	139円	25,491円
大始良	140円	21,776円
鹿屋南	(略)	12,211円
串木野	306円	18,666円
阿久根	382円	23,790円
米之津	137円	26,360円
宮ヶ浜	87円	13,740円
鹿児島垂水	175円	28,200円
指宿山川	84円	10,063円
開聞	98円	20,795円
知覧	303円	20,610円
知覧瀬世	41円	15,959円
加世田川辺	292円	28,055円
市来	350円	17,766円
東市来	296円	28,349円
伊集院	431円	17,294円

佐土原	175円	26,094円
西佐土原	243円	17,237円
日南北郷	350円	37,960円
日南南郷	307円	36,310円
三股	237円	25,487円
都城高崎	239円	18,533円
高原	258円	24,194円
小林野尻	234円	22,930円
紙屋	166円	34,603円
宮崎高岡	230円	18,512円
国富	300円	21,561円
綾	209円	47,221円
高鍋営業所 1	360円	25,283円
新富	531円	23,639円
木城	440円	26,592円
川南	162円	12,058円
都農	192円	17,266円
門川	325円	22,255円
大東	171円	28,147円
都城山田	179円	26,014円
高千穂別館	357円	26,481円
都城高野	251円	30,610円
美々津	464円	29,133円
岩脇	224円	22,548円
真幸	232円	34,491円
山陰	245円	24,625円
神門	319円	22,889円
日向西郷	163円	23,303円
宇納間	100円	19,969円
曾木	169円	12,324円
北川	352円	26,379円
延岡北浦	515円	33,708円
宮崎東	779円	37,742円
青島	292円	26,208円
都城山之口	201円	19,500円
日之影	247円	18,175円
五ヶ瀬	331円	8,510円
宮崎内海	601円	29,160円
諸塚	157円	30,797円
鹿児島県	3,128円	18,644円
鴨池甲南新館		
谷山	1,252円	19,228円
伊敷	1,150円	17,253円
原良	3,774円	28,106円
広木	3,167円	30,530円
坂之上	2,265円	17,374円
鹿児島川内	719円	31,326円
鹿屋	551円	31,953円
枕崎	267円	23,331円
名瀬	875円	19,484円
出水	232円	13,693円
指宿	442円	25,558円
加世田	408円	22,025円
国分	567円	29,335円
種子島	217円	10,252円
加治木	678円	19,837円
帖佐	487円	39,123円
丸尾	153円	24,627円
志布志	101円	10,042円
屋久島	115円	25,510円
徳之島	336円	22,636円
鹿児島吉野	528円	17,845円
鹿児島春日	1,684円	16,569円
鹿児島大口	429円	27,403円
隼人	594円	62,324円
河頭	137円	25,101円
高須	127円	28,789円
大始良	131円	25,983円
鹿屋南	(略)	17,064円
串木野	284円	18,523円
阿久根	410円	27,135円
米之津	120円	28,174円
宮ヶ浜	84円	15,480円
鹿児島垂水	218円	30,401円
指宿山川	80円	10,497円
開聞	97円	25,430円
知覧	273円	21,137円
知覧瀬世	40円	17,691円
加世田川辺	269円	30,536円
市来	335円	19,002円
東市来	249円	28,678円
伊集院	463円	19,080円

松元	271円	27,413円
伊集院郡山	333円	24,649円
金峰	239円	14,638円
入来	106円	23,646円
宮之城	159円	32,211円
高尾野	109円	13,880円
菱刈	121円	8,212円
蒲生	143円	17,176円
十三塚原	94円	14,786円
加治木横川	122円	68,029円
粟野	356円	19,293円
吉松	104円	29,220円
霧島	71円	16,057円
岩川	213円	14,654円
財部	109円	16,959円
都城未吉	459円	19,413円
志布志有明	237円	15,509円
蓬原	146円	13,524円
志布志大崎	122円	12,676円
菱田	90円	32,061円
串良	134円	24,096円
鹿屋高山	271円	25,127円
吾平	141円	19,922円
大根占	357円	23,573円
根占	138円	27,361円
古江	241円	16,426円
川内東郷	479円	26,736円
牧ノ原	142円	20,781円
百引	167円	13,896円
志布志松山	38円	17,461円
大根占田代	157円	24,870円
川内西方	34円	14,636円
城上	142円	27,750円
高隴	300円	14,478円
阿久根脇本	181円	13,543円
阿久根大川	65円	10,464円
鹿屋新城	89円	24,880円
牛根	483円	29,354円
西桜島	367円	21,719円
喜入	286円	24,721円
瀬々串	145円	15,453円
頼娃	72円	13,068円
石垣	65円	12,128円
笠沙	99円	13,297円
加世田大浦	312円	27,179円
樋脇	142円	16,085円
市比野	229円	21,826円
宮野城鶴田	356円	12,528円
薩摩	315円	12,343円
祁答院	211円	13,819円
出水野田	342円	14,277円
牧園	155円	16,741円
細山田	61円	20,278円
内の浦	350円	24,207円
佐多	281円	22,206円
喜界島	555円	29,846円
鹿児島吉田	444円	15,489円
伊集院吹上	98円	13,202円
出水鷹巢	495円	18,925円
指江	279円	31,431円
竜郷	18円	33,450円
笠利	772円	29,106円
天城	114円	40,064円
伊仙	497円	33,914円
与論島	68円	32,680円
川内羽島	330円	22,939円
山門野	259円	14,934円
瀬戸内	1,614円	18,760円
知名	313円	25,990円
木蔭	103円	58,547円
勝能	(略)	144,787円
管鈍	157円	68,562円
与路島	184円	298,836円
請島	304円	207,805円
節子	511円	81,961円
生見	109円	11,781円
中種子	333円	20,695円
南種子	729円	17,933円

松元	288円	33,187円
伊集院郡山	323円	25,391円
金峰	237円	16,031円
入来	100円	27,783円
宮之城	152円	33,755円
高尾野	101円	15,039円
菱刈	114円	9,804円
蒲生	138円	19,700円
十三塚原	85円	20,133円
加治木横川	111円	74,737円
粟野	347円	23,041円
吉松	101円	34,200円
霧島	81円	18,003円
岩川	226円	15,805円
財部	104円	19,929円
都城未吉	480円	22,174円
志布志有明	225円	21,628円
蓬原	136円	18,973円
志布志大崎	114円	14,851円
菱田	85円	37,885円
串良	108円	25,962円
鹿屋高山	258円	27,066円
吾平	133円	25,625円
大根占	328円	25,317円
根占	136円	29,565円
古江	236円	19,953円
川内東郷	460円	33,677円
牧ノ原	137円	23,218円
百引	157円	17,949円
志布志松山	36円	19,800円
大根占田代	147円	25,897円
川内西方	36円	19,955円
城上	130円	29,653円
高隴	279円	20,380円
阿久根脇本	201円	16,403円
阿久根大川	64円	12,578円
鹿屋新城	87円	27,008円
牛根	460円	31,548円
西桜島	344円	20,120円
喜入	271円	26,902円
瀬々串	168円	17,971円
頼娃	56円	15,251円
石垣	60円	13,614円
笠沙	93円	16,303円
加世田大浦	308円	33,463円
樋脇	133円	21,641円
市比野	220円	27,890円
宮野城鶴田	366円	16,244円
薩摩	320円	15,846円
祁答院	219円	18,631円
出水野田	307円	19,844円
牧園	136円	18,314円
細山田	60円	26,226円
内の浦	333円	26,311円
佐多	266円	24,587円
喜界島	526円	33,383円
鹿児島吉田	430円	18,511円
伊集院吹上	84円	14,039円
出水鷹巢	470円	24,756円
指江	273円	33,837円
竜郷	16円	35,991円
笠利	760円	31,949円
天城	110円	43,326円
伊仙	469円	36,500円
与論島	67円	32,184円
川内羽島	318円	24,482円
山門野	245円	20,119円
瀬戸内	1,582円	19,848円
知名	297円	28,362円
木蔭	97円	62,998円
勝能	(略)	154,123円
管鈍	149円	74,886円
与路島	166円	309,756円
請島	274円	224,798円
節子	466円	87,414円
生見	114円	12,729円
中種子	322円	21,796円
南種子	705円	18,732円

	母間	76円	24,744円
	沖之永良部	199円	27,580円
	坊	292円	22,629円
沖縄県	寄宮	1,867円	21,364円
	牧志	3,241円	27,315円
	小禄	1,509円	16,094円
	首里	5,424円	22,332円
	田場	385円	20,182円
	大謝名	1,124円	27,643円
	普天間	417円	18,462円
	沖縄宮古	526円	28,190円
	八重山	978円	28,527円
	浦添別	2,645円	36,271円
	名護別館	1,189円	22,228円
	照屋	806円	21,928円
	コザ	672円	44,889円
	胡屋	763円	29,122円
	コザ北谷	1,491円	34,702円
	豊見城	1,202円	24,174円
	与那原	1,714円	24,335円
	南風原	1,156円	42,804円
	久辺	(略)	73,361円
	嘉手納	1,536円	29,255円
	沖縄石川別	530円	22,109円
	具志川	672円	32,640円
	仲尾次	207円	36,092円
	米須	392円	34,338円
	今帰仁	1,092円	25,514円
	本部	644円	17,550円
	コザ金武	624円	27,929円
	与那城	615円	17,018円
	読谷	1,029円	34,709円
	中城	901円	30,518円
	東風平	426円	27,027円
	与那原玉城	216円	35,537円
	佐敷	348円	24,265円
	本部山川	126円	23,383円
	北中城	1,371円	34,995円
	南大東	68円	91,247円
	北大東	95円	116,397円
	久米島	788円	34,597円
	城辺	194円	20,489円
	沖縄上野	128円	41,119円
平安座	204円	42,414円	
座間味	47円	34,822円	
伊良部	327円	25,585円	
波照間	91円	38,006円	
与那国	470円	54,911円	
国頭別	454円	33,861円	

	母間	70円	23,839円
	沖之永良部	196円	31,834円
	坊	218円	18,456円
沖縄県	寄宮	1,933円	22,789円
	牧志	3,060円	30,111円
	小禄	1,561円	19,165円
	首里	5,385円	24,027円
	田場	380円	22,156円
	大謝名	1,089円	28,824円
	普天間	430円	21,251円
	沖縄宮古	535円	29,065円
	八重山	963円	30,459円
	浦添別	2,484円	38,463円
	名護別館	1,132円	24,123円
	照屋	808円	23,419円
	コザ	571円	48,034円
	胡屋	748円	31,043円
	コザ北谷	1,488円	40,649円
	豊見城	1,188円	26,495円
	与那原	1,349円	26,570円
	南風原	1,193円	51,077円
	久辺	(略)	111,022円
	嘉手納	1,491円	44,084円
	沖縄石川別	513円	23,786円
	具志川	676円	20,748円
	仲尾次	199円	38,640円
	米須	325円	36,610円
	今帰仁	1,060円	27,514円
	本部	611円	18,628円
	コザ金武	610円	29,113円
	与那城	593円	18,533円
	読谷	977円	37,174円
	中城	888円	30,293円
	東風平	392円	29,757円
	与那原玉城	180円	38,052円
	佐敷	346円	22,126円
	本部山川	118円	27,719円
	北中城	1,340円	35,081円
	南大東	63円	95,332円
	北大東	92円	125,829円
	久米島	834円	41,552円
	城辺	193円	22,105円
	沖縄上野	132円	43,632円
平安座	183円	45,190円	
座間味	40円	38,564円	
伊良部	312円	27,241円	
波照間	85円	40,968円	
与那国	436円	59,181円	
国頭別	431円	35,261円	

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
富山県		33,827円
石川県		34,431円
福井県		24,278円
岐阜県		26,854円
静岡県		43,732円
愛知県		48,554円
三重県		28,608円
滋賀県		34,309円
京都府		36,923円
大阪府		60,353円
兵庫県		55,976円
奈良県		31,555円
和歌山県		10,670円
鳥取県		61,705円
島根県		24,193円
岡山県		56,931円
広島県		52,457円
山口県		38,415円
徳島県		53,849円
香川県		39,452円
愛媛県		42,123円
高知県		15,214円
福岡県		60,005円
佐賀県		18,501円
長崎県		14,885円
熊本県		35,366円
大分県		45,587円
宮崎県		32,275円
鹿児島県		44,497円
沖縄県		30,573円

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
富山県		30,086円
石川県		30,754円
福井県		21,583円
岐阜県		24,052円
静岡県		40,239円
愛知県		42,924円
三重県		25,827円
滋賀県		31,440円
京都府		32,885円
大阪府		53,155円
兵庫県		49,314円
奈良県		28,254円
和歌山県		12,776円
鳥取県		54,885円
島根県		21,518円
岡山県		49,587円
広島県		46,701円
山口県		33,770円
徳島県		49,205円
香川県		34,814円
愛媛県		40,961円
高知県		14,861円
福岡県		53,345円
佐賀県		19,267円
長崎県		13,099円
熊本県		30,356円
大分県		39,360円
宮崎県		28,989円
鹿児島県		40,691円
沖縄県		28,412円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	157 円
石川県	154 円
福井県	156 円
岐阜県	173 円
静岡県	173 円
愛知県	195 円
三重県	175 円
滋賀県	184 円
京都府	260 円
大阪府	236 円
兵庫県	270 円
奈良県	219 円
和歌山県	216 円
鳥取県	170 円
島根県	182 円
岡山県	171 円
広島県	183 円
山口県	167 円
徳島県	172 円
香川県	169 円
愛媛県	167 円
高知県	122 円
福岡県	228 円
佐賀県	179 円
長崎県	145 円
熊本県	224 円
大分県	214 円
宮崎県	143 円
鹿児島県	174 円
沖縄県	173 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額847円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	137 円
石川県	138 円
福井県	141 円
岐阜県	154 円
静岡県	162 円
愛知県	169 円
三重県	159 円
滋賀県	163 円
京都府	235 円
大阪府	203 円
兵庫県	236 円
奈良県	193 円
和歌山県	191 円
鳥取県	152 円
島根県	166 円
岡山県	152 円
広島県	164 円
山口県	144 円
徳島県	153 円
香川県	151 円
愛媛県	150 円
高知県	110 円
福岡県	203 円
佐賀県	159 円
長崎県	128 円
熊本県	164 円
大分県	186 円
宮崎県	129 円
鹿児島県	159 円
沖縄県	161 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額749円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	342 円		
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	347 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	341 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	64 円		

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	335 円		
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	339 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	334 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	66 円		

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (29,725円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合 10,481 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合 (略)

別表1 (略)

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A1～G2	(略)
H1	接続型PHS事業者
H1の2	(7)(イ)以外の区間：接続型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：当社
H1の3	(7)(イ)以外の区間：接続型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：特定端末系事業者
H1の4	(7)(イ)以外の区間：接続型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：端末系事業者
H1の5	(7)(イ)以外の区間：接続型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：中継事業者
H1の6	(7)(イ)以外の区間：接続型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：中継事業者(着側から1社目の中継事業者)
H1の7	(7)(イ)以外の区間：接続型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：中継事業者(着側から2社目の中継事業者)
H1の8	(7)(イ)以外の区間：接続型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：無線呼出し事業者
H1の9	(7)(イ)以外の区間：接続型PHS事業者 (イ)発信事業者欄：中継事業者
H1の10	(7)(イ)以外の区間：接続型PHS事業者 (イ)発信事業者欄：中継事業者(発側から1社目の中継事業者)
H1の11	(7)(イ)以外の区間：接続型PHS事業者 (イ)区間C：特定中継事業者
H1の12	(7)(イ)以外の区間：接続型PHS事業者 (イ)区間D：特定中継事業者

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (29,018円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合 10,461 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合 (略)

別表1 (略)

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A1～G2	(略)
H1～Hの12	削除

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所、
光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等	提供を希望する情報

様式第2~14 (略)

様式第15 (第24条第1項第2号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書(活用型PHS事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第2号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

(1) 事業展開エリア及びサービス開始希望時期

No.	事業展開エリア		サービス開始希望時期
	都道府県名	市区町村名	

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所
又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報

様式第2~14 (略)

様式第15 削除

(2) 交換局別回線

No.	交換局名	年 月		年 月	
		基地局数	回線数	基地局数	回線数

(3) トラヒック条件

PSトラヒック条件	内容	内訳等
発着信比率(:)		
発信完了率(%)		
着信完了率(%)		
平均保留時間(秒)		
最繁時呼量(呼量/時間/PS)		
最繁時呼数(呼数/時間/PS)		
位置登録回数(回/時間/PS)		
CSトラヒック条件		
パケットフレーム数(フレーム/秒)		

(4) 交換局別呼量

No.	交換局名	最繁時呼量			記事欄
		年 月	年 月	年 月	

(5) 加入者登録

都道府県名	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

(6) CDEコード展開計画

サービス識別番号：

開放時期： 年 月

CDEコード	記事欄

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 15-1 (略)

様式第 15-1 (略)

様式第15-2（第24条第1項第4号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書（装置光信号電気信号変換装置又は光信号伝送と接続する事業者用）
（略）

注1 （略）

- 2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数（100Mbit/s タイプ（集線型利用若しくは非集線型利用毎に）又は1Gbit/s タイプ毎に）、100Mbit/s タイプの集線型利用の場合は VLAN ID の値（1～4093 の範囲の連続した16個の値を装置毎に指定することを要します。）について記載した資料を添付すること。
- 3 光信号伝送装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号伝送装置の装置種別（100Mbit/s タイプ又は1Gbit/s タイプ）について記載した資料を添付すること。

様式第15-3（略）

様式第15-4（第24条第1項第6号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書
（固定無線通信網終端装置と接続する事業者用）

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名 印

貴社接続約款第24条（申込みに必要な資料の提出）第1項第5号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 別紙として、固定無線基地局の設置場所を特定する場合にあってはその設置場所（その設置場所に係る地権者に関する情報を記入することを要します。）及び接続開始要望時期を、固定無線基地局の設置場所を特定しない場合にあっては接続要望エリア（町丁目で指定することを要します。）、固定無線基地局の数量及び固定無線基地局ごとの接続開始要望時期を、それぞれ記載した資料を添付すること。

様式第16～29（略）

様式第15-2（第24条第1項第4号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書（装置光信号電気信号変換装置又は光信号伝送と接続する事業者用）
（略）

注1 （略）

- 2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数（100Mbit/s タイプ又は1Gbit/s タイプ毎に）について記載した資料を添付すること。
- 3 光信号伝送装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期について記載した資料を添付すること。

様式第15-3（略）

様式第15-4 削除

様式第16～29（略）

様式第 30 (第 99 条の 13 第 9 項関係)

申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止申込書

第 _____ 号
_____ 年 _____ 月 _____ 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 _____ 印

貴社接続約款第 99 条の 13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第 9 項の規定により、申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止を申し込みます。

利用中止希望日	記事

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 利用中止の申込みは、利用中止希望日を含む暦月の初日の 3 ヶ月前までに行うこと。

別表 4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	4,276 円	_____

別表 4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	4,886 円	_____

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	5,218円	4,636円	_____
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	40円	634円	_____
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	6,850円	6,027円	_____
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	60円	961円	_____
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	4,499円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）

（経過措置）

2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	122,514円	120,764円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	5,218円	4,636円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	5,786円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）

（経過措置）

2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	6,850円	6,027円	—
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外の場 合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合		
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード 装置、中継伝送 路設備及び端末 回線を収容する 伝送装置により 通信路の設定並 びに伝送を行う 機能	専らAM放送の音響を伝送す るため、通常50Hzから10kHzま での周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの	130円	1,902円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能 なもの	40円	634円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能 なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能 なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード 装置、中継伝送 路設備及び端末 回線を収容する 伝送装置により 通信路の設定並 びに伝送を行う 機能	120,354円	—
	専らAM放送の音響を伝送す るため、通常50Hzから10kHzま での周波数帯域を伝送するこ とが可能なもの		
	2,400bit/sの符号伝送が可能 なもの	4,499円	
	4,800bit/sの符号伝送が可能 なもの		
	9,600bit/sの符号伝送が可能 なもの		

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外の場 合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合		
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード 装置、中継伝送 路設備及び端末 回線を収容する 伝送装置により 通信路の設定並 びに伝送を行う 機能	2,400bit/sの符号伝送が可能 なもの	60円	961円	—
		4,800bit/sの符号伝送が可能 なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能 なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード 装置、中継伝送 路設備及び端末 回線を収容する 伝送装置により 通信路の設定並 びに伝送を行う 機能	5,786円	—
	2,400bit/sの符号伝送が可能 なもの		
	4,800bit/sの符号伝送が可能 なもの		
	9,600bit/sの符号伝送が可能 なもの		

附 則（平成 25 年 4 月 5 日西設相制第 92 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 5 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 23 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに	15.09 円	
優先接続受付手続費		1 変更ごとに	191 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.02 円	
		(4) 1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.01 円	
光配線区域情報調査費		1 通信用建物ごとに	8,339 円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに	50 円	
	イ欄	1 件ごとに	193 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	767 円	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	400 円	

（テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費の遡及適用）

3 料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第 34 欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分		単 位	料金額	備考
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第 34 条の 10 第 2 項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,136 円	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
		1 区間ごとに	2,103 円	平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
ウ 第 34 条の 10 第 3 項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,136 円	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	

附 則（平成 24 年 3 月 29 日西相制第 141 号）

この改正規定は、平成 25 年 4 月 5 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、第71条（通信時間の測定等）、料金表（第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、別表5（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額）、附則第18条、附則（平成23年3月31日西相制第144号）及び第4項に係るものについては、平成26年4月1日から適用します。（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成24年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに	11.03円	
優先接続受付手続費	ア欄	1変更ごとに	298円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.04円	
		(4) 1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.01円	
光配線区域情報調査費		1通信用建物ごとに	11,912円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに	46円	
	イ欄	1件ごとに	149円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	755円	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	352円	

(申込者情報確認結果即時通知手続費の遡及適用)

3 料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第35欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します

区 分	単 位	料金額	備考
申込者情報確認結果即時通知手続費	月額	4,689,700円	平成25年4月1日から平成25年4月30日までの間に限り適用します。
	月額	4,358,421円	平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間に限り適用します。
	月額	4,173,725円	平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に限り適用します。

(経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ウ(7)欄及びエ欄並びに2-1-1-2第3欄イ欄に係るもの）に限り、光信号電気信号変換機能（2-1の3第1欄ア欄に係るもの）に限り、光信号多重分離機能（2-1の

4イ欄に係るもののうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のものに限ります。)及び固定無線宅内設備管理機能の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

(1) 網使用料

ア 適用

区 分	内 容
(7) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>① (1) 網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄又は附則(平成26年●月●日西設相制第116号)第6項(以下この項において「附則第6項」といいます。)(2) 端末回線伝送機能ア(7)①欄に掲げる料金額を加えた金額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①C欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①A欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①B欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>② 第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第8欄カ及び(1) 網使用料ア(7)①の規定にかかわらず、複数年段階料金を適用する間においては、(1) 網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2の2又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能イ(7)②欄に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>③ 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能について、(1) 網使用料ウ欄に規定する機能を一体として利用する場合にあつては、2-1-1-1第6欄ア(7)欄に掲げる料金額を適用します。</p> <p>④ (1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の固定無線基地局に収容できる固定無線宅内設備の数は80を限度とします。</p>

<p>(イ) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ</p>	<p>① (1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄、2-1-1-2の2又は附則第6項(2)端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄又は(1)網使用料工欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とし、(1)網使用料工欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)</p> <p>② 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に附則第6項(2)端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、(1)網使用料工欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とします。</p>
<p>(ウ) 固定無線宅内設備管理機能に係る料金の適用</p>	<p>固定無線宅内設備管理機能については、協定事業者が、(1)網使用料イ(イ)欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>

イ 端末回線伝送機能
(7) 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(固定無線通信網終端装置を含みます。)及び端末回線により伝送を行う機能	① 光信号伝送装置により、100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,158 円	料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1の4及び(1)網使用料工欄に係る料金は含みません。
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,158 円	
			C AB 以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,193 円	
	② 固定無線通信網により、46Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	32,895 円		
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	32,895 円	

(イ) 加算料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	737 円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	737 円	

ウ 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分				料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	963円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	963円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	992円	

エ 光信号多重分離機能

月額

区 分				料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	559円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	559円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	576円	

オ 固定無線宅内設備管理機能

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1固定無線宅内設備ごとに月額	65円	_____

(2) 工事費

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内設備 設置等工事費	固定無線宅内設備の設置又は移設 を行う工事に要する費用	1 工事ご とに	IP通信 網サービ ス契約約 款に規定 する工事 費に相当 する額	

(3) 手続費

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内設備 設置手続費	協定事業者が固定無線宅内設備を 設置する場合に要する費用	1 固定無 線宅内設 備ごとに	IP通信 網サービ ス契約約 款に規定 する契約 料に相当 する額	

技術的条件集
第1章 通則
（相互接続呼の接続条件）
第3条
1～2（略）
3 当社網が提供する接続条件の中で本則第61条（接続の中止）の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 11.7、技術的条件集別表 11.8 及び技術的条件集別表 22 のとおりとします。

技術的条件集
第1章 通則
（相互接続呼の接続条件）
第3条
1～2（略）
3 当社網が提供する接続条件の中で本則第61条（接続の中止）の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 11.7 及び技術的条件集別表 22 のとおりとします。